

鳥取県西部広域行政管理組合
議 会 運 営 委 員 会

日 時 令和3年10月29日
午後2時00分から
場 所 米子市淀江支所 第3会議室

1 開 会

2 委員長の互選について

3 閉 会

鳥取県西部広域行政管理組合
議 会 運 営 委 員 会

日 時 令和3年10月29日
委員長の互選後
場 所 米子市淀江支所 第3会議室

- 1 副委員長の互選について

- 2 地方自治法第180条第1項の規定による軽易な事項の変更及び追加に
ついて

- 3 組合議会会議規則の改正について

- 4 閉 会



発鳥西総第 1220 号-1

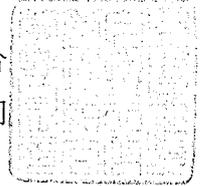
令和 3 年 9 月 2 4 日

鳥取県西部広域行政管理組合議会

議長 岩崎 康朗 様

鳥取県西部広域行政管理組合

管理者 米子市長 伊木隆司



地方自治法第 180 条第 1 項の規定による軽易な事項の変更及び追加について(依頼)

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 180 条第 1 項の規定に基づき管理者において専決処分にすることができる事項として、別紙に掲げる事項を変更及び追加していただきますよう、よろしくお願い申し上げます。



1 専決処分をすることができる事項について変更及び追加を依頼する事項

- (1) 地方自治法第96条第1項第13号の規定による損害賠償について、管理者が専決処分することができる事項を「30万円以内のもの」から「100万円以内のもの」に変更していただくこと。
- (2) 条例において引用する法令の制定、改正又は廃止に伴い、当該法令の題名、条項若しくは用語又は当該法令に基づく法人、機関等の名称を専決処分により改正することを追加していただくこと。
- (3) 議会の議決を経て締結した工事又は製造の請負契約に係る契約金額の変更について、額が1,500万円以下の変更契約を締結することについては専決処分をすることができる事項に追加していただくとともに、「1,500万円」は、変更に係る金額の合計額であることを確認していただくこと。

2 具体的内容及び理由

(1)について

[具体的内容]

「損害賠償でその額が30万円以内のものに係る和解又は調停及び損害賠償の額の決定に関する事」について、「100万円以内のもの」に変更すること。

[理由]

損害賠償でその額が30万円以内のものに係る和解又は調停及び損害賠償の額の決定に関する事については、議会の委任による専決処分の対象とされています。

損害賠償に係る相手方との調整を速やかにすすめていくこと及び県内の他団体においては70万円から100万円としている例が多いことから、「損害賠償でその額が30万円以内のもの」について、「損害賠償でその額が100万円以内のもの」とするよう、議会の委任による専決処分の事項を変更していただきたいと存じます。

(2) について

[具体的内容]

議会の委任による専決処分の事項に、法令の制定、改正又は廃止に伴い、条例において引用する当該法令の題名、条項若しくは用語又は当該法令に基づく法人、機関等の名称の整理を内容とする条例の改正を追加

[理由]

法令の制定、改正又は廃止に伴い、当該法令の題名、条項若しくは用語のほか、当該法令を根拠にして設置されている法人、機関等の名称が改められることがあります。当該改められる法令の題名、条項若しくは用語又は当該法令に基づく法人、機関等の名称を条例に引用している場合には、当該条例について、その名称の整理を本組合の政策的な判断を関与させるまでもなく、必然的かつ事務的に行わなければなりません。

したがって、法令の制定、改正又は廃止に伴い、条例において引用する当該法令の題名、条項若しくは用語又は当該法令に基づく法人、機関等の名称の整理を行うための条例の一部改正については、議会の委任による専決処分の対象として追加していただきたいと存じます。

(3)について

[具体的内容]

議会の議決を経て締結した工事又は製造の請負契約について、「契約金額の変更額が1,500万円を超えない範囲の変更契約を締結すること」について、議会の委任による専決処分の対象として追加するとともに、「契約金額の変更額が1,500万円以下」とは、1回当たりの変更額が1,500万円以下であるのはもちろん、数度の変更があった場合には、当該変更が増額であるか減額であるかを問わず、変更に係る金額の合計が1,500万円以下であることの確認

[理由]

議会の議決を経て締結した工事又は製造の請負契約について、現在は金額の多寡に

かかわらず議会の議決が必要となっておりますが、工事現場の状況等により設計変更を行う必要が生じるたびに議会の議決を経るまで公共工事の進行を中断させることになると、中断期間中の資材及び人員の保全等に余分な経費の負担、また、工期の確保が困難になる等の問題を生じさせる可能性が多大になるおそれもあります。公共工事の円滑な進捗に資するため、契約金額の変更額(増減額)が1,500万円以下の変更契約の締結は、議会の委任による専決処分の対象に追加していただきたいと存じます。

また、「1,500万円」については、変更契約1回当たりの限度額を示すものであるのか、当初の請負契約について数度の変更契約が行われる場合において専決処分により締結することができる変更契約の限度額を示すものであるのかについて、複数回の変更契約の積み重ねの結果、その変更が総額であれ、減額であれ、また、これらが組み合わせられる場合であれ、変更契約により変動する金額の合計が1,500万円を超えることは想定されるます。

この場合、「1回当たりの変更金額が1,500万円以下」であったとしても、その合計額が1,500万円を超えるようであれば、もはや「軽易な変更」とは言えないと思慮します。

また、そもそも、本来は議会の議決事項である変更契約の締結について、「軽易な変更」に限り専決処分をすることができるとしていただいた趣旨をゆるがせにするおそれもあります。

したがいまして、専決処分により変更契約を締結することができるとする金額は、「契約金額の変更に係る金額の合計が1,500万円を超えない範囲」を合わせて確認していただき適切な事務執行を図りたいと存じます。

新旧対照表

管理者の専決処分事項の指定について

改正後	改正前
<p>地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、議会の権限に属する事項のうち管理者において専決することができる事項を、次のとおり指定する。</p> <p><u>1 地方自治法第96条第1項第13号の規定による損害賠償でその額が100万円以内のものに係る和解又は調停及び損害賠償の額の決定に関すること。</u></p> <p><u>2 法令の制定、改正又は廃止に伴う当該法令の題名、条項若しくは用語又は当該法令に基づく法人、機関等の名称を引用する規定の整理を内容とする条例の改正をすること。</u></p> <p><u>3 議会の議決を経て締結した工事又は製造の請負契約について、契約金額の変更に係る金額の合計が1,500万円を超えない範囲の変更契約を締結すること。</u></p>	<p>地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、議会の権限に属する事項のうち管理者において専決することができる事項を、次のとおり指定する。</p> <p>地方自治法第96条第1項第13号の規定による損害賠償でその額が<u>30万円以内のもの</u>に係る和解又は調停及び損害賠償の額の決定に関すること。</p>

専決処分事項の変更等にかかる事項の実績

1 損害賠償に係る和解・調停及びにその金額

対象期間：平成 28 年度～令和 3 年度

年度	案件名	損害賠償額	案件概要
H28	火災防御訓練中における物損事故 ◆議会の委任による専決処分について（損害賠償額の決定について）	86,076 円	消防署駐車場で訓練中に消防ポンプ自動車搭載機材が駐車中の個人所有自動車のフロントガラスに接触しひび割れが生じたもの。
H29	消火活動中に消防隊員の装備品が駐車中の車両に接触し損傷させた事故 ◆議会の委任による専決処分について（損害賠償額の決定について）	62,100 円	消火活動中の消防隊員が、ホース延長のため隣接建物と駐車してあった個人所有自動車との間を通過しようとしたところ、隊員の装備品が車両に接触し、車両後部ドア及び後部バンパーを損傷させたもの。
R1	防災啓発車両が移動時に建物と接触した事故 ◆議会の委任による専決処分について（損害賠償額の決定について）	127,700 円	防災イベント時に防災啓発車両を所定の位置に駐車させようと後退移動したところ、相手方建物玄関軒先に接触し損傷させたもの。
R1	救急搬送中の救急車と県道で信号待ちをしていた乗用車と接触した事故 ◆議会の委任による専決処分について（損害賠償額の決定について）	3,641 円	救急搬送中の救急車が県道において、信号待ちで停車していた軽乗用車の右側を追い越した際に、救急車の左側ボディと相手方の軽乗用車の右側サイドミラーが接触し損傷したもの。
R1	公務中の事故による損害賠償◆議会の委任による専決処分について（損害賠償額の決定について）	222,858 円	相手方：米子市在住個人 職員が米子市役所駐車場において公用車ドアを開けた際、隣の車に接触させ傷つけたもの。
R2	救急自動車の救急出場中の事故◆議会の委任による専決処分について（損害賠償額の決定について）	43,982 円（組合側の過失割合 1 割）	救急自動車の救急出場中の事故（令和 2 年 1 月 7 日、米子市蚊屋県道米子丸山線蚊屋西交差点において、米子消防署皆生出張所の救急自動車が、山陰道側道を鳥取方面から走行してきた小型貨物自動車の左前部と救急車左側面が衝突したもの。）

2 引用にかかる条例の改正

法令の制定、改正又は廃止に伴う当該法令の題名、条項若しくは用語又は当該法令に基づく法人、機関等の名称を引用する規定のみを改正した案件

対象期間：平成 23 年度～令和 3 年度

年度	条例名	改正概要・理由
H25	火災予防条例 第 29 条の 4 (住宅用防災報知設備の設置及び維持に関する基準)	第 4 項 消防法施行令の一部を改正する政令の公布に伴う、 火災予防条例の一部改正 (条文の整理) ※参考資料 1
R1	火災予防条例 第 16 条 (避雷設備)	不正競争防止法等の一部を改正する法律の改正に伴い 避雷設備の位置及び構造について、消防局長が指定する「日本工業規格」から「日本産業規格」に改正 ※参考資料 2

3 議会の議決を経て契約したものの変更契約に関すること

(1) 議決を経て締結した工事又は製造の請負契約について

対象期間：平成 28 年度～令和 3 年度

年度	案件名	契約金額	変更契約の有無
H28	皆生出張所移転建築主体工事	342,252 千円	変更契約なし
R2	桜の苑改修建築主体工事	242,000 千円	変更契約なし

(2) 今後予定される主な工事又は製造の請負契約 (1 億 5 千万円以上)

年度	区分	事業名	金額 (千円)
R4	消防費	大山消防署改修工事	208,000
R6	消防費	高機能指令センター更新	656,200
	消防費	デジタル無線更新	748,800
R9	ごみ処理施設建設費	敷地造成工事 (可燃不燃)	1,000,000
R10	ごみ処理施設建設費	施設整備工事 (可燃不燃)	27,090,000
	ごみ処理施設建設費	施設整備工事 (最終処分場)	427,000
	消防費	消防局改修工事	1,203,000
R11	消防費	消防指令システム部分更新	290,100

他団体の状況

団体名	損害賠償の額の決定	条例改正	変更契約	その他
米子市	100万円以下の損害賠償に係る和解並びに調停の申立て及び受諾をし、並びにその額の決定	法令の制定、改正又は廃止に伴う当該法令の題名、条項若しくは用語又は当該法令に基づく法人、機関等の名称を引用する規定の整理	契約金額の変更に係る金額の合計が1,500万円を超えない範囲	・市の歳入（市税及び税の滞納処分の例により処分すること）の徴収ができるものを除く。）の徴収に係る訴えの提起をすること。 他
東部広域	100万円を超えないものに係る和解及び調停並びに損害賠償の額の決定	(指定なし)	(指定なし)	(指定なし)
中部広域	1件70万円以下の和解及び調停並びに損害賠償の額の決定	法令の制定、改正又は廃止に伴い、当該法令の条項又は用語を引用する規定を整理	(指定なし)	・差押債権（過払金返還請求権に限る。）の取立てに係る訴えの提起、和解及び調停をすること
鳥取県	500万円を超えないものにかかる和解及び調停並びに損害賠償の額の決定	法令の制定、改正又は廃止に伴い、当該法令の条項若しくは用語又は当該法令に基づく法人、機関等の名称を引用する規定の整理	・契約金額の変更額が2,500万円を超えない範囲で又は工期について当該年度をこえない範囲 ・不動産又は動産の買入れ又は売払いの金額又は面積の変更をする場合において、それぞれ350万円又は1,000平方メートルをこえない範囲	元号が改められることに伴い、新元号をもって表記されるべき年又は年度に係る規定を整理するため、条例を改正すること 他

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）

第九十六条 普通地方公共団体の議会は、次に掲げる事件を議決しなければならない。

- 一 条例を設け又は改廃すること。
 - 二 予算を定めること。
 - 三 決算を認定すること。
 - 四 法律又はこれに基づく政令に規定するものを除くほか、地方税の賦課徴収又は分担金、使用料、加入金若しくは手数料の徴収に関すること。
 - 五 その種類及び金額について政令で定める基準に従い条例で定める契約を締結すること。
 - 六 条例で定める場合を除くほか、財産を交換し、出資の目的とし、若しくは支払手段として使用し、又は適正な対価なくしてこれを譲渡し、若しくは貸し付けること。
 - 七 不動産を信託すること。
 - 八 前二号に定めるものを除くほか、その種類及び金額について政令で定める基準に従い条例で定める財産の取得又は処分をすること。
 - 九 負担付きの寄附又は贈与を受けること。
 - 十 法律若しくはこれに基づく政令又は条例に特別の定めがある場合を除くほか、権利を放棄すること。
 - 十一 条例で定める重要な公の施設につき条例で定める長期かつ独占的な利用をさせること。
 - 十二 普通地方公共団体がその当事者である審査請求その他の不服申立て、訴えの提起（普通地方公共団体の行政庁の処分又は裁決（行政事件訴訟法第三条第二項に規定する処分又は同条第三項に規定する裁決をいう。以下この号、第二百五条の二、第九十二条及び第九十九条の三第三項において同じ。）に係る同法第十一条第一項（同法第三十八条第一項（同法第四十三条第二項において準用する場合を含む。）又は同法第四十三条第一項において準用する場合を含む。）の規定による普通地方公共団体を被告とする訴訟（以下この号、第二百五条の二、第九十二条及び第九十九条の三第三項において「普通地方公共団体を被告とする訴訟」という。）に係るものを除く。）、和解（普通地方公共団体の行政庁の処分又は裁決に係る普通地方公共団体を被告とする訴訟に係るものを除く。）、あつせん、調停及び仲裁に関すること。
 - 十三 法律上その義務に属する損害賠償の額を定めること。
 - 十四 普通地方公共団体の区域内の公共的団体等の活動の総合調整に関すること。
 - 十五 その他法律又はこれに基づく政令（これらに基づく条例を含む。）により議会の権限に属する事項
- ② 前項に定めるものを除くほか、普通地方公共団体は、条例で普通地方公共団体に関する事件（法定受託事務に係るものにあつては、国の安全に関することその他の事由により議会の議決すべきものとする）が適当でないものとして政令で定めるものを除く。）につき議会の議決すべきものを定めることができる。

第一百八十条 普通地方公共団体の議会の権限に属する軽易な事項で、その議決により特に指定したものは、普通地方公共団体の長において、これを専決処分することができる。

② 前項の規定により専決処分をしたときは、普通地方公共団体の長は、これを議会に報告しなければならない。

組合議会会議規則の改正について

1 これまでの経緯

(1) 令和3年5月31日 (議会運営委員会)

組合議会会議規則(以下「現行規則」という。)第55条(米子市議会会議規則の例による)の規定を踏まえ、必要な事項について改正を検討することを確認

(2) 令和3年8月10日 (議会運営委員会)

ア 現行規則を改正する規則について、11月定例会に議員発議により提案することを確認

- ・現行規則第2条(欠席の届出)の改正
- ・委員会を欠席する際の届出に係る規定の追加

イ 現行規則第55条の適用について、判断が曖昧になっている部分の精査の必要性について確認

2 本日の協議事項

(1) 改正方針の決定

案1 全部改正 … 別添資料【組合議会会議規則改正案(全部改正)】
現行規則第55条を削除し、米子市規則を例として現状に則した規則を制定

案2 一部改正 … 別添資料【組合議会会議規則改正案(一部改正)】
現行規則第55条の規定を最大限生かした上で、必要な事項についてのみ、独自規定を制定するよう改正

(2) 米子市規則を例とした場合において独自規定が必要であると思われる項目についての確認

別添資料【独自規定が必要であると思われる項目についての規定案】

3 規則改正に係る議会運営委員会の今後の予定

日 時	内 容
令和3年11月25日	本日の協議を受けての草案について検討協議
令和4年1月	令和4年2月議員発議用の成案について検討協議
令和4年2月	議員発議用成案の確認 (本会議において提出)

【現行規則と米子市議会会議規則の比較】

<p>組合議会会議規則（現行） 現行規則施行日：平成 25 年 3 月 1 日</p>	<p>米子市議会会議規則（現行規則施行日：令和 3 年 4 月 1 日）</p>	
	<p>組合議会会議規則第 55 条の規定により 例とするもの</p>	<p>現行(平成 25 年 3 月 1 日現在)組合議会 会議規則に規定があるもの</p>
<p>(参集) 第 1 条 議員は、招集の当日開議定刻前に議場に参集し、その旨を議長に通告しなければならない。</p> <p>(欠席の届出) 第 2 条 議員は、事故のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに、議長に届け出なければならない。</p>	<p>(宿所又は連絡所の届出) 第 3 条 議員は、別に宿所又は連絡所を定めたときは、議長に届け出なければならない。これを変更したときも、同様とする。</p>	<p>第 1 章 総則 (参集) 第 1 条 議員は、招集の当日開議定刻前に議事堂に参集し、その旨を議長に通告しなければならない。</p> <p>(欠席の届出) 第 2 条 議員は、公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席することができないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに、議長に届け出なければならない。 2 議員は、出産のため出席することができないときは、出産予定日の 6 週間（多胎妊娠の場合にあっては、14 週間）前の日から当該出産の日後 8 週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。</p>

<p>(議席) 第3条 議員の議席は、議長が定める。</p> <p>2 議席には、番号及び氏名標を付ける。</p> <p>(会期) 第4条 会期は、毎会期の初めに議会の議決で定める。 2 会期は、招集された日から起算する。</p> <p>(会期の延長) 第5条 会期は、議会の議決で延長することができる。</p> <p>(会期中の閉会) 第6条 会議に付された事件を全て議了したときは、会期中でも議会の議決で閉会することができる。</p> <p>(議会の開閉)</p>		<p>(議席) 第4条 議員の議席は、一般選挙後最初の会議において議長が定める。 2 一般選挙後新たに選挙された議員の議席は、議長が定める。 3 議長は、必要があると認めるときは、討論を用いなくて会議に諮って議席を変更することができる。 4 議席には、番号及び氏名標を付ける。</p> <p>(会期) 第5条 会期は、毎会期の初めに議会の議決で定める。 2 会期は、招集された日から起算する。</p> <p>(会期の延長) 第6条 会期は、議会の議決で延長することができる。</p> <p>(会期中の閉会) 第7条 会議に付された事件を全て議了したときは、会期中でも、議会の議決で閉会することができる。</p> <p>(議会の開閉)</p>
--	--	--

第7条 議会の開閉は、議長が宣告する。

(休会)

第8条 組合の休日(鳥取県西部広域行政管理組合の休日を定める条例(平成元年鳥取県西部広域行政管理組合条例第10号)第2条第1項に規定する組合の休日をいう。)は、休会とする。

2 議事の都合その他必要があるときは、議会は、議決で休会とすることができる。

3 議長が特に必要があると認めるときは、休会の日であっても会議を開くことができる。

4 地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第114条第1項の規定による請求があった場合のほか、議

(会議時間)

第9条 会議時間は、午前10時から午後5時までとする。

2 議長は、必要があると認めるときは、会議時間を変更することができる。ただし、異議があるときは、討論を用いず会議に諮って決める。

3 会議の休憩中会議時間を過ぎたときは、会議の時間が自動的に延長されたものとする。

4 会議の開始は、号鈴で報ずる。

第8条 議会の開閉は、議長が宣告する。

(休会)

第10条 市の休日(米子市の休日を定める条例(平成17年米子市条例第4号)第2条第1項に規定する市の休日をいう。)は、休会とする。

2 議事の都合その他必要があるときは、議会は、議決で休会とすることができる。

3 議長が特に必要があると認めるときは、休会の日であっても会議を開くことができる。

4 地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第114条第1項の規定による請求があった場合のほか、議

会の議決があつたときは、議長は、休会の日であっても会議を開かなければならない。

(会議の開閉)

第9条 開議、散会、延会、中止又は休憩は、議長が宣告する。

2 議長が開議を宣告する前又は散会、延会、中止若しくは休憩を宣告した後は、何人も、議事について発言することができない。

(定足数に関する措置)

第12条 開議時刻後相当の時間を経ても、なお出席議員が定足数に達しないときは、議長は、延会を宣告することができる。

2 会議中定足数を欠くに至るおそれがあると認めるときは、議長は、議員の退席を制止し、又は議場外の議員に出席を求めることができる。

3 会議中定足数を欠くに至ったときは、議長は、休憩又は延会を宣告する。

(出席催告)

第13条 法第113条ただし書に規定する出席催告の方法は、議事堂に現在する議員又は議員の住所(第3条の規定により別に宿所又は連絡所を定めた旨の届出をした者については、当該届出のあつ

会の議決があつたときは、議長は、休会の日であっても会議を開かなければならない。

(会議の開閉)

第11条 開議、散会、延会、中止及び休憩は、議長が宣告する。

2 議長が開議を宣告する前又は散会、延会、中止若しくは休憩を宣告した後は、何人も、議事について発言することができない。

<p>(議案の提出)</p> <p>第 10 条 議員が、議案を提出しようとするときは、その案を備え、理由を付け、法第 112 条第 2 項の規定によるものについては所定の賛成者とともに連署し、その他のものについては 2 人以上の賛成者とともに連署して、議長に提出しなければならない。</p> <p>2 委員会は、議案を提出しようとするときは、その案を備え、理由を付け、委員長が議長に提出しなければならない。</p> <p>(動議成立に必要な賛成者の数)</p> <p>第 11 条 動議は、法又はこの規則において特別の規定がある場合を除くほか、他に 1 人以上の賛成者がなければ、議題とすることができない。</p> <p>(修正の動議)</p>	<p>た宿所又は連絡所) に、文書又は口頭をもって行う。</p> <p>(一事不再議)</p> <p>第 15 条 議会で議決された事件については、同一会期中は、再びこれを提出することができない。</p>	<p>第 2 章 議案及び動議</p> <p>(議案の提出)</p> <p>第 14 条 議員は、議案を提出しようとするときは、その案を備え、理由を付け、法第 112 条第 2 項の規定によるものについては提出者及び 2 人以上の賛成者が連署し、その他のものについては提出者及び 1 人以上の賛成者が連署して、議長に提出しなければならない。</p> <p>2 委員会は、議案を提出しようとするときは、その案を備え、理由を付け、委員長が議長に提出しなければならない。</p> <p>(動議成立に必要な賛成者の数)</p> <p>第 16 条 動議は、法又はこの規則において特別の規定がある場合を除くほか、他に 1 人以上の賛成者がなければ、議題とすることができない。</p> <p>(修正の動議)</p>
---	--	---

第12条 修正の動議は、その案を備え、法第115条の3の規定によるものについては所定の発議者が連署し、その他のものについては2人以上の賛成者とともに連署して、議長に提出しなければならない。

(先決動議の表決順序)

第18条 他の事件に先立って表決に付さなければならない動議が競合したときは、議長が表決の順序を決める。ただし、異議があるときは、討論を用いないで会議に諮って決める。

(事件の撤回又は訂正及び動議の撤回)

第19条 会議の議題となった事件の撤回又は訂正及び会議の議題となった動議の撤回については、議会の承認を要する。

2 議員が提出した事件及び動議につき前項の承認を求めようとするときは、提出者から請求しなければならない。

3 委員会が提出した議案につき第1項の承認を求めようとするときは、委員会の承認を得て委員長から請求しなければならない。

第17条 修正の動議は、その案を備え、法第115条の3の規定によるものについては3人以上の発議者が連署し、その他のものについては発議者及び1人以上の賛成者が連署して、議長に提出しなければならない。

(日程の作成及び配布)

第3章 議事日程

(日程の作成及び配布)

第 13 条 議長は、開議の日時、会議に付する事件及びその順序等を記載した議事日程を定め、あらかじめ議員に配布する。ただし、やむを得ないときは、議長がこれを報告して配布に代えることができる。

(日程の順序変更及び追加)

第 14 条 議長が必要があると認めるとき、又は議員から動議が提出されたときは、議長は、討論を用いないで会議に諮って、議事日程の順序を変更し、又は他の事件を追加することができる。

(議事日程のない会議の通知)

第 15 条 議長は、必要があると認めるときは、開議の日時のみを議員に通知して会議を開くことができる。

2 前項の場合において、議長は、その開議までに議事日程を定めなければならない。

(延会の場合の議事日程)

第 23 条 議事日程に記載した事件の議事を開くに至らなかったとき、又はその議事が終わらなかったときは、議長は、更にその日程を定めなければならない。

(日程の終了及び延会)

第 24 条 議事日程に記載した事件の議

第 20 条 議長は、開議の日時、会議に付する事件及びその順序等を記載した議事日程を定め、あらかじめ議員に配布する。ただし、やむを得ないときは、議長がこれを報告して配布に代えることができる。

(日程の順序変更及び追加)

第 21 条 議長が必要があると認めるとき、又は議員から動議が提出されたときは、議長は、討論を用いないで会議に諮って、議事日程の順序を変更し、又は他の事件を追加することができる。

(議事日程のない会議の通知)

第 22 条 議長は、必要があると認めるときは、開議の日時のみを議員に通知して会議を開くことができる。

2 前項の場合において、議長は、その開議までに議事日程を定めなければならない。

	<p>事を終わったときは、議長は、散会を宣告する。</p> <p>2 議事日程に記載した事件の議事が終わらない場合であっても、議長が必要があると認めるとき、又は議員から動議が提出されたときは、議長は、討論を用いないで会議に諮って延会することができる。</p> <p>第4章 選挙 (選挙の宣告)</p> <p>第25条 議会において選挙を行うときは、議長は、その旨を宣告する。</p> <p>(不在議員)</p> <p>第26条 選挙を行う宣告の際議場に不在の議員は、選挙に加わることができない。</p> <p>(議場の出入口閉鎖)</p> <p>第27条 投票による選挙を行うときは、議長は、第25条の規定による宣告の後議場の出入口を閉鎖し、出席議員数を報告する。</p> <p>(投票用紙の配布及び投票箱の点検)</p> <p>第28条 投票を行うときは、議長は、職員をして議員に所定の投票用紙を配布させた後、配布漏れの有無を確かめな</p>	
--	---	--

	<p>なければならない。</p> <p>2 議長は、職員に投票箱を改めさせなければならない。</p> <p>(投票)</p> <p>第 29 条 議員は、職員の点呼に応じて、順次、投票用紙を投票箱に投入する。</p> <p>(投票の終了)</p> <p>第 30 条 議長は、投票が終わったと認めるときは、投票漏れの有無を確認、投票の終了を宣告する。</p> <p>2 前項の規定による宣告があった後は、投票することができない。</p> <p>(開票及び投票の効力)</p> <p>第 31 条 議長は、開票を宣告した後、2人以上の立会人とともに投票を点検しなければならない。</p> <p>2 前項の立会人は、議員のうちから、議長が指名する。</p> <p>3 投票の効力は、立会人の意見を聴いて議長が決定する。</p> <p>(選挙結果の報告)</p> <p>第 32 条 議長は、選挙の結果を直ちに議場において報告する。</p> <p>2 議長は、当選人に当選の旨を告知しなければならない。</p>	
--	--	--

<p>(議題の宣告) 第 16 条 会議に付する事件を議題とするときは、議長は、その旨を宣告する。</p> <p>(一括議題) 第 17 条 議長は、必要があると認めるときは、2 件以上の事件を一括して議題とすることができる。ただし、異議があるときは、討論を用いないで会議に諮って決める。</p> <p>(議案等の説明、質疑及び委員会付託) 第 18 条 会議に付する事件は、会議において提出者の説明を聴き、議員の質疑</p>	<p>(選挙に関する疑義) 第 33 条 選挙に関する疑義は、議長が会議に諮って決める。</p> <p>(選挙関係書類の保存) 第 34 条 議長は、投票の有効無効を区別し、当該当選人の任期間、関係書類とともにこれを保存しなければならない。</p> <p>(議案等の朗読) 第 37 条 議長は、必要があると認めるときは、議題になった事件を職員に朗読させる。</p>	<p>第 5 章 議事 (議題の宣告) 第 35 条 会議に付する事件を議題とするときは、議長は、その旨を宣告する。</p> <p>(一括議題) 第 36 条 議長は、必要があると認めるときは、2 件以上の事件を一括して議題とすることができる。ただし、異議があるときは、討論を用いないで会議に諮って決める。</p> <p>(議案等の説明、質疑及び委員会付託) 第 38 条 会議に付する事件は第 91 条に規定する場合を除き、会議において提出</p>
---	---	---

があるときは質疑の後、議長が所管の常任委員会又は議会運営委員会に付託する。ただし、常任委員会に係る事件については、議会の議決で特別委員会に付託することができる。

2 委員会提出の議案は、委員会に付託しない。ただし、議長が必要があると認めるときは、議会の議決で、議会運営委員会に係る議案は議会運営委員会に、常任委員会又は特別委員会に係る議案は常任委員会又は特別委員会に付託することができる。

3 前2項における提出者の説明及び第1項における委員会への付託は、討論を用いなくて会議に諮って省略することができる。

(付託事件を議題とする時期)

第19条 委員会に付託した事件は、その審査の終了を待って議題とする。

(委員長及び少数意見者の報告)

第20条 委員会が審査又は調査をした事件が議題となったときは、まず委員長がその経過及び結果を報告し、次いで少数意見者が少数意見の報告をする。

2 少数意見が2以上あるときの報告

者の説明を聴き、議員の質疑があるときは質疑の後、議長が所管の常任委員会又は議会運営委員会に付託する。ただし、常任委員会に係る事件については、議会の議決で特別委員会に付託することができる。

2 委員会提出の議案は、委員会に付託しない。ただし、議長が必要があると認めるときは、議会の議決で、議会運営委員会に係る議案は議会運営委員会に、常任委員会又は特別委員会に係る議案は常任委員会又は特別委員会に付託することができる。

3 前2項における提出者の説明及び第1項における委員会への付託は、討論を用いなくて会議に諮って省略することができる。

(付託事件を議題とする時期)

第39条 委員会に付託した事件は、その審査又は調査の終了を待って議題とする。

(委員長及び少数意見者の報告)

第40条 委員会が審査又は調査をした事件が議題となったときは、まず委員長がその経過及び結果を報告し、次いで少数意見者が少数意見の報告をする。

2 少数意見が2以上あるときの報告

<p>の順序は、議長が決める。</p> <p>3 第1項の規定による報告は、討論を用いなくて会議に諮って省略することができる。</p> <p>4 委員長の報告及び少数意見者の報告には、自己の意見を加えてはならない。</p> <p>(委員長報告等に対する質疑)</p> <p>第21条 議員は、委員長及び少数意見を報告した者に対し、質疑をすることができる。修正案に関しては、事件又は修正案の提出者及び説明のための出席者に対しても、同様とする。</p> <p>(討論及び表決)</p> <p>第22条 議長は、前条の質疑が終わったときは討論に付し、その終結の後、表決に付する。</p> <p>(議決事件の字句、数字等の整理)</p> <p>第23条 議会は、議決の結果生じた条項、字句、数字その他の整理を議長に委</p>	<p>(修正案の説明)</p> <p>第41条 委員長の報告及び少数意見者の報告が終わったとき、又は委員会の付託を省略したときは、議長は、修正案の説明をさせる。</p>	<p>の順序は、議長が決める。</p> <p>3 第1項の規定による報告は、討論を用いなくて会議に諮って省略することができる。</p> <p>4 委員長の報告及び少数意見者の報告には、自己の意見を加えてはならない。</p> <p>(委員長報告等に対する質疑)</p> <p>第42条 議員は、委員長及び少数意見を報告した者に対し、質疑をすることができる。修正案に関しては、事件又は修正案の提出者及び説明のための出席者に対しても、同様とする。</p> <p>(討論及び表決)</p> <p>第43条 議長は、前条の質疑が終わったときは討論に付し、その終結の後、表決に付する。</p> <p>(議決事件の字句、数字等の整理)</p> <p>第44条 議会は、議決の結果生じた条項、字句、数字その他の整理を議長に委</p>
--	--	--

<p>任することができる。</p>	<p>(委員会の審査又は調査期限) 第 45 条 議会は、必要があると認めるときは、委員会に付託した事件の審査又は調査につき期限を付けることができる。この場合においては、委員会は、期限の延期を議会に求めることができる。 2 前項の期限内に審査を終わらなかったときは、その事件は、第 39 条の規定にかかわらず、会議において審議することができる。</p> <p>(委員会の中間報告) 第 46 条 議会は、委員会の審査中又は調査中の事件について、特に必要があると認めるときは、中間報告を求めることができる。 2 委員会は、当該委員会における審査中又は調査中の事件について、特に必要があると認めるときは、中間報告をすることができる。</p> <p>(再付託) 第 47 条 委員会の審査又は調査を経て報告された事件で、なお審査又は調査の必要があると認めるときは、議会は、更にその事件を同一の委員会又は他の委員会に付託することができる。</p>	<p>任することができる。</p>
-------------------	--	-------------------

<p>(発言) 第 24 条 発言は、全て議長の許可を受けて発言しなければならない。</p>	<p>(議事の継続) 第 48 条 延会、中止又は休憩のため事件の議事が中断された場合において、再びその事件が議題となったときは、前の議事を継続する。</p> <p>(発言の通告及び順序) 第 50 条 会議において発言しようとする者は、あらかじめ、議長に発言通告書を提出しなければならない。ただし、議事進行、一身上の弁明等については、この限りでない。 2 発言通告書には、質疑についてはその要旨、討論については反対又は賛成の別を記載しなければならない。 3 発言の順序は、議長が定める。 4 通告した者が欠席したとき、又は発言の順位に当たっても発言しないとき、若しくは議場に不在のときは、通告は、その効力を失う。</p>	<p>第 6 章 発言 (発言の場所) 第 49 条 発言は、全て議長の許可を受けた後、登壇してしなければならない。ただし、簡易な事項については、議席で発言することができる。 2 議長は、議席で発言する議員を登壇させることができる。</p>
--	---	--

<p>(討論の方法)</p> <p>第 25 条 討論については、議長は、最初に反対者を発言させ、次に賛成者と反対者をなるべく交互に指名して発言させなければならない。</p> <p>(議長の発言討論)</p> <p>第 26 条 議長が議員として発言しようとするときは、自らの議席に着いて発言し、当該発言が終わった後、議長席に復さなければならない。ただし、討論をしたときは、その議題の表決が終わるまでは、議長席に復することができない。</p>	<p>(発言の通告をしない者の発言)</p> <p>第 51 条 発言の通告をしない者は、通告をした者が全て発言を終わった後でなければ、発言を求めることができない。</p> <p>2 通告をしない者が発言を求めたときは、挙手をして「議長」と呼び、議長の許可を受けなければならない。</p> <p>3 2人以上の者が挙手をして発言を求めたときは、議長は、先に挙手をしたと認める者から指名する。</p> <p>(発言内容の制限)</p>	<p>(討論の方法)</p> <p>第 52 条 討論については、議長は、最初に反対者を発言させ、次に賛成者と反対者をなるべく交互に指名して発言させなければならない。</p> <p>(議長の発言討論)</p> <p>第 53 条 議長は、議員として発言しようとするときは、自らの議席に着いて発言し、当該発言が終わった後、議長席に復さなければならない。ただし、討論をしたときは、その議題の表決が終わるまでは、議長席に復することができない。</p>
---	--	--

<p>(質疑の回数) 第 27 条 質疑は、同一議員につき、同一議題について 2 回を超えることができない。ただし、特に議長の許可を受けたときは、この限りでない。</p>	<p>第 54 条 発言は、全て簡明にするものとし、議題外にわたり、又はその範囲を超えてはならない。 2 議長は、発言が前項の規定に反すると認めるときは注意し、なお従わない場合は、発言を禁止することができる。 3 議員は、質疑に当たっては、自己の意見を述べるできない。</p> <p>(発言時間の制限) 第 56 条 議長は、必要があると認めるときは、あらかじめ、発言時間を制限することができる。 2 議長の定めた時間の制限について異議があるときは、議長は、討論を用いないで会議に諮って決める。</p> <p>(議事進行に関する発言) 第 57 条 議事進行に関する発言は、議題に直接関係のあるもの又は直ちに処理する必要があるものでなければならない。 2 議事進行の発言がその趣旨に反す</p>	<p>(質疑の回数) 第 55 条 質疑は、同一議員につき、同一議題について 2 回を超えることができない。ただし、特に議長の許可を受けたときは、この限りでない。</p>
---	---	---

<p>(一般質問) 第 28 条 議員は、組合の一般事務について、議長の許可を受けて、質問することができる。</p>	<p>ると認めるときは、議長は、直ちにこれを制止しなければならない。</p> <p>(発言の継続) 第 58 条 延会、中止又は休憩のため発言が終わらなかった議員は、更にその議事を始めたときは、前の発言を続けることができる。</p> <p>(質疑又は討論の終結) 第 59 条 質疑又は討論が終わったときは、議長は、その終結を宣告する。 2 質疑又は討論が続出して容易に終結しないときは、議員は、質疑又は討論終結の動議を提出することができる。 3 質疑又は討論終結の動議については、議長は、討論を用いないで会議に諮って決める。</p> <p>(選挙及び表決時の発言制限) 第 60 条 選挙及び表決の宣告後は、何人も、発言を求めることができない。ただし、選挙及び表決の方法についての発言は、この限りでない。</p>	<p>(一般質問) 第 61 条 議員は、市の一般事務について、議長の許可を受けて、質問することができる。</p>
--	---	---

<p>2 質問者は、議長の定めた期間内に、議長にその要旨を文書で通告しなければならない。</p> <p>(発言の取消又は訂正) 第 29 条 発言をした議員は、その会期中に限り、議会の許可を受けて当該発言を取り消し、又は議長の許可を受けて当該発言の訂正をすることができる。この場合において、発言の訂正は、字句に限るものとし、発言の趣旨を変更することはできない。</p>	<p>(緊急質問等) 第 62 条 質問が緊急を要するとき、その他真にやむを得ないと認められるときは、前条の規定にかかわらず、議会の同意を得て質問することができる。 2 前項の同意については、議長は、討論を用いないで会議に諮らなければならない。 3 第 1 項の質問がその趣旨に反すると認めるときは、議長は、直ちにこれを制止しなければならない。</p> <p>(準用規定) 第 63 条 第 59 条の規定は、前 2 条の規定による質問について準用する。</p>	<p>2 質問者は、議長の定めた期間内に、議長にその要旨を文書で通告しなければならない。</p> <p>(発言の取消し又は訂正) 第 64 条 発言をした議員は、その会期中に限り、議会の許可を受けて当該発言を取り消し、又は議長の許可を受けて当該発言の訂正をすることができる。この場合において、発言の訂正は、字句に限るものとし、発言の趣旨を変更することはできない。</p>
--	---	---

(議長への通知)

第 30 条 委員会を招集しようとするときは、委員長は、あらかじめ、開会の日時及び場所、事件等を議長に通知しなければならない。

(答弁書の配布)

第 65 条 市長その他の関係機関が、質疑及び質問に対し直ちに答弁することができない場合であって、事後において答弁書を提出したときは、議長は、その写しを議員に配布する。ただし、やむを得ないときは、朗読をもって配布に代えることができる。

(欠席の届出)

第 66 条の 2 委員は、公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席することができないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに、委員長に届け出なければならない。

2 委員は、出産のため出席することができないときは、出産予定日の 6 週間（多胎妊娠の場合にあっては、14 週間）前の日から当該出産の日後 8 週間を経

第 7 章 委員会

(議長への通知)

第 66 条 委員会を招集しようとするときは、委員長は、あらかじめ、開会の日時及び場所、事件等を議長に通知しなければならない。

	<p>過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ委員長に欠席届を提出することができる。</p> <p>(会議中の委員会の禁止) 第 67 条 委員会は、議会の会議中は、開くことができない。</p> <p>(会議の開閉) 第 68 条 開議、散会、中止又は休憩は、委員長が宣告する。 2 委員長が開議を宣告する前又は散会、中止若しくは休憩を宣告した後は、何人も、議事について発言することができない。</p> <p>(定足数に関する措置) 第 69 条 開議時刻後相当の時間を経ても、なお出席委員が定足数に達しないときは、委員長は、散会を宣告することができる。 2 会議中定足数を欠くに至るおそれがあると認めるときは、委員長は、委員の退席を制止し、又は会議室外の委員に出席を求めることができる。 3 会議中定足数を欠くに至ったときは、委員長は、休憩又は散会を宣告する。</p> <p>(議題の宣告)</p>	
--	--	--

第 69 条の 2 会議に付する事件を議題とするときは、委員長は、その旨を宣告する。

(一括議題)

第 69 条の 3 委員長は、必要があると認めるときは、2 件以上の事件を一括して議題とすることができる。ただし、出席委員から異議があるときは、討論を用いなくて会議に諮って決める。

(議案等の朗読)

第 69 条の 4 委員長は、必要があると認めるときは、議題になった事件を職員に朗読させる。

(審査順序)

第 69 条の 5 委員会における事件の審査は、提出者の説明及び委員の質疑の後、修正案の説明及びこれに対する質疑、討論、表決の順序によって行うものとする。

(先決動議の表決順序)

第 69 条の 6 他の事件に先立って表決に付さなければならない動議が競合したときは、委員長が、表決の順序を決める。ただし、出席委員から異議があるときは、討論を用いなくて会議に諮って決

	<p>める。</p> <p>(動議の撤回) 第 69 条の 7 提出者が会議の議題となった動議を撤回しようとするときは、委員会の承認を要する。</p> <p>(委員の議案修正) 第 70 条 委員が修正案を発議しようとするときは、あらかじめ、その案を委員長に提出しなければならない。</p> <p>(分科会又は小委員会) 第 71 条 委員会は、審査又は調査のため必要があると認めるときは、分科会又は小委員会を設けることができる。</p> <p>(連合審査会) 第 72 条 委員会は、審査又は調査のため必要があると認めるときは、他の委員会と協議して連合審査会を開くことができる。</p> <p>(証人出頭又は記録提出の要求) 第 73 条 委員会は、法第 100 条第 1 項の規定による調査を委託された場合において、証人の出頭又は記録の提出を求めようとするときは、議長に申し出なければならない。</p>	
--	---	--

<p>(委員の発言) 第 31 条 委員は、議題について自由に質疑し、及び意見を述べることができる。ただし、委員会において別に発言の</p>	<p>(所管事務の調査) 第 74 条 常任委員会は、その所管に属する事務について調査しようとするときは、あらかじめ、その事項、目的、方法、期間等を議長に通知しなければならない。 2 前項の規定は、議会運営委員会が法第 109 条第 3 項の規定により調査しようとする場合について準用する。</p> <p>(委員の派遣) 第 75 条 委員会は、審査又は調査のため委員を派遣しようとするときは、あらかじめ、その日時、場所、目的、経費等を記載した派遣承認要求書を議長に提出し、その承認を受けなければならない。</p> <p>(議事の継続) 第 75 条の 2 会議が中止又は休憩のため事件の議事が中断された場合において、再びその事件が議題となったときは、前の議事を継続する。</p>	
---	--	--

<p>方法を定めたときは、この限りでない。</p> <p>(閉会中の継続審査) 第 32 条 委員会は、閉会中もなお審査を継続する必要があると認めるときは、その理由を付け、委員長から議長に申し出なければならない。</p> <p>(委員会報告書) 第 33 条 委員会は、事件の審査又は調査を終わったときは、報告書を作成し、</p>	<p>(少数意見の留保) 第 77 条 委員は、委員会において少数で廃棄された意見で、他に出席委員 1 人以上の賛成があるものは、少数意見として留保することができる。</p> <p>2 前項の規定により少数意見を留保した者がその意見を議会に報告しようとする場合においては、簡明な少数意見報告書を作成し、委員会の報告書が提出されるまでに、委員長を経て議長に提出しなければならない。</p> <p>(議決事件の字句、数字等の整理) 第 77 条の 2 委員会は、議決の結果、条項、字句、数字その他の整理を必要とするときは、これを委員長に委任することができる。</p>	<p>(閉会中の継続審査) 第 76 条 委員会は、閉会中もなお審査又は調査を継続する必要があると認めるときは、その理由を付け、委員長から議長に申し出なければならない。</p> <p>(委員会報告書) 第 78 条 委員会は、事件の審査又は調査を終わったときは、報告書を作成し、</p>
---	---	---

<p>委員長から議長に提出しなければならない。</p> <p>(第 31 条において規定)</p>	<p>(指定者以外の者の退場) 第 78 条の 2 秘密会を開く議決があつたときは、委員長は、傍聴人及び委員長の指定する者以外の者を会議室の外に退去させなければならない。</p> <p>(秘密の保持) 第 78 条の 3 秘密会の議事の記録は、公表しない。 2 秘密会の議事は、何人も、秘密性の継続する限り、他に漏らしてはならない。</p> <p>(発言の許可) 第 78 条の 4 委員は、全て委員長の許可を得た後でなければ、発言することができない。</p> <p>(発言内容の制限)</p>	<p>委員長から議長に提出しなければならない。</p> <p>(委員の発言) 第 78 条の 5 委員は、議題について自由に質疑し及び意見を述べることができる。ただし、委員会において別に発言の方法を決めたときは、この限りでない。</p>
---	---	---

	<p>第 78 条の 6 発言は、全て簡明にするものとし、議題外にわたり、又はその範囲を超えてはならない。</p> <p>2 委員長は、発言が前項の規定に反すると認めるときは注意し、なお従わない場合は、発言を禁止することができる。</p> <p>(委員外議員の発言)</p> <p>第 78 条の 7 委員会は、審査又は調査中の事件について必要があると認めるときは、委員でない議員に対し、その出席を求めて説明又は意見を聴くことができる。</p> <p>2 委員会は、委員でない議員から発言の申出があったときは、その許否を決める。</p> <p>(委員長の発言)</p> <p>第 78 条の 8 委員長が、委員として発言しようとするときは、委員席に着き発言し、発言が終わった後、委員長席に復さなければならない。ただし、討論をしたときは、その議題の表決が終わるまでは、委員長席に復することができない。</p> <p>(発言時間の制限)</p> <p>第 78 条の 9 委員長は、必要があると認めるときは、あらかじめ、発言時間を制限することができる。</p>	
--	--	--

	<p>2 委員長の定めた時間の制限について、出席委員から異議があるときは、委員長は、討論を用いないで会議に諮って決める。</p> <p>(議事進行に関する発言)</p> <p>第 78 条の 10 議事進行に関する発言は、議題に直接関係のあるもの又は直ちに処理する必要があるものでなければならない。</p> <p>2 議事進行に関する発言がその趣旨に反すると認めるときは、委員長は、直ちに制止しなければならない。</p> <p>(発言の継続)</p> <p>第 78 条の 11 会議の中止又は休憩のため発言が終わらなかった委員は、更にその議事を始めたときは、前の発言を続けることができる。</p> <p>(質疑又は討論の終結)</p> <p>第 78 条の 12 質疑又は討論が終わったときは、委員長は、その終結を宣告する。</p> <p>2 質疑又は討論が続出して容易に終結しないときは、委員は、質疑又は討論終結の動議を提出することができる。</p> <p>3 質疑又は討論終結の動議については、委員長は、討論を用いないで会議に諮って決める。</p>	
--	---	--

	<p>(選挙及び表決時の発言制限) 第 78 条の 13 選挙及び表決の宣告後は、何人も、発言を求めることができない。ただし、選挙及び表決の方法についての発言は、この限りでない。</p> <p>(発言の取消し又は訂正) 第 78 条の 14 発言した委員は、委員会の許可を得て、当該発言を取り消し、又は当該発言の訂正をすることができる。</p> <p>(答弁書の朗読) 第 78 条の 15 市長その他の関係機関が、質疑に対し直ちに答弁し難い場合において、答弁書を提出したときは、委員長は、職員にこれを朗読させる。</p> <p>(互選の方法) 第 78 条の 16 委員長及び副委員長の互選は、それぞれ単記無記名投票で行う。 2 有効投票の最多数を得た者を当選人とする。ただし、得票数が同じときは、くじで定める。 3 前項の当選人は、有効投票の総数の 4 分の 1 以上の得票がなければならない。 4 第 1 項の投票を行う場合には、委員長の職務を行っている者も、投票するこ</p>	
--	--	--

	<p>とができる。</p> <p>5 委員会は、委員のうちに異議を有する者がいないときは、第1項の互選につき、指名推選の方法を用いることができる。</p> <p>6 指名推選の方法を用いる場合においては、被指名人をもって当選人と定めるべきかどうかを委員会に諮り、委員の全員の同意があった者をもって、当選人とする。</p> <p>(選挙規定の準用)</p> <p>第78条の17 前条に定めるもののほか、委員長及び副委員長の互選の方法については、第4章の規定を準用する。</p> <p>(表決問題の宣告)</p> <p>第78条の18 委員長は、表決を採ろうとするときは、表決に付する問題を宣告する。</p> <p>(不在委員)</p> <p>第78条の19 表決の際会議室にいない委員は、表決に加わることができない。</p> <p>(条件の禁止)</p> <p>第78条の20 表決には、条件を付けることができない。</p>	
--	--	--

	<p>(起立又は挙手による表決)</p> <p>第 78 条の 21 委員長が表決を採ろうとするときは、問題を可とする者に起立又は挙手をさせ、起立者又は挙手者の多少を認定して可否の結果を宣告する。</p> <p>2 委員長が起立者又は挙手者の多少を認定し難いとき、又は委員長の宣告に対して出席委員から異議があるときは、委員長は、記名又は無記名の投票で表決を採らなければならない。</p> <p>(投票による表決)</p> <p>第 78 条の 22 委員長が必要があると認めるとき、又は出席委員から要求があるときは、記名又は無記名の投票で表決を採る。</p> <p>2 前項の記名投票と無記名投票の要求が同時にあるときは、委員長は、いずれの方法によるかを無記名投票で決める。</p> <p>(記名投票)</p> <p>第 78 条の 23 記名投票を行う場合には、問題を可とする者は所定の白票を、問題を否とする者は所定の青票を投票箱に投入しなければならない。</p> <p>(無記名投票)</p> <p>第 78 条の 24 無記名投票を行う場合に</p>	
--	--	--

	<p>は、問題を可とする者は「賛成」と、問題を否とする者は「反対」と所定の投票用紙に記載し、投票箱に投入しなければならない。</p> <p>2 無記名投票による表決において、賛否を表明しない投票及び賛否が明らかでない投票は、否とみなす。</p> <p>(選挙規定の準用)</p> <p>第 78 条の 25 記名投票又は無記名投票を行う場合には、第 28 条から第 31 条まで及び第 32 条第 1 項の規定を準用する。</p> <p>(表決の訂正)</p> <p>第 78 条の 26 委員は、自己の表決の訂正を求めることができない。</p> <p>第 78 条の 27 委員長は、問題について異議の有無を会議に諮ることができる。この場合において、異議がないと認めるときは、委員長は、可決の旨を宣告する。ただし、委員長の宣告に対して出席委員から異議があるときは、委員長は、起立又は挙手の方法で表決を採らなければならない。</p> <p>(表決の順序)</p> <p>第 78 条の 28 同一の議題について、委</p>	
--	---	--

<p>(表決問題の宣告) 第 34 条 議長は、表決を採ろうとするときは、表決に付する問題を会議に宣告する。</p> <p>(条件の禁止) 第 35 条 表決には条件を付けることができない。</p> <p>(起立による表決) 第 36 条 議長が表決を採ろうとするときは、問題を可とする者を起立させ、起立者の多少を認定して可否の結果を宣告する。</p>	<p>員から数個の修正案が提出されたときは、委員長が、表決の順序を決める。この場合において、その順序は、原案に最も遠いものから先に表決を採る。ただし、表決の順序について出席委員から異議があるときは、委員長は、討論を用いないで会議に諮って決める。 2 修正案が全て否決されたときは、原案について表決を採る。</p> <p>(不在議員) 第 80 条 表決宣告の際議場に不在の議員は、表決に加わることができない。</p>	<p>第 8 章 表決 (表決問題の宣告) 第 79 条 議長は、表決をとろうとするときは、表決に付する問題を会議に宣告する。</p> <p>(条件の禁止) 第 81 条 表決には、条件を付けることができない。</p> <p>(起立による表決) 第 82 条 議長が表決をとろうとするときは、問題を可とする者を起立させ、起立者の多少を認定して可否の結果を宣告する。</p>
--	--	--

<p>(投票による表決)</p> <p>第 37 条 議長が必要があると認めるとき、又は出席議員 5 人以上から要求があるときは、議長は、記名又は無記名の投票で表決を採る。</p> <p>2 同時に記名投票と無記名投票の要求があるときは、議長は、いずれの方法によるかを無記名投票で決める。</p> <p>(記名及び無記名投票による表決)</p> <p>第 38 条 投票による表決を行う場合には、問題を可とする者は賛成と、否とする者は反対と所定の投票用紙に記載し、投票箱に投入しなければならない。この場合において、記名投票の場合にあっては、議員の氏名を併記しなければならない。</p>		<p>2 議長が起立者の多少を認定し難いとき、又は議長の宣告に対して出席議員 5 人以上から異議があるときは、議長は、記名又は無記名の投票で表決をとらなければならない。</p> <p>(投票による表決)</p> <p>第 83 条 議長が必要があると認めるとき、又は出席議員 5 人以上から要求があるときは、議長は、記名又は無記名の投票で表決をとる。</p> <p>2 記名投票と無記名投票の要求が同時にあるときは、議長は、いずれの方法によるかを無記名投票で決める。</p> <p>(記名投票)</p> <p>第 84 条 記名投票を行う場合には、問題を可とする者は所定の白票を、問題を否とする者は所定の青票を投票箱に投入しなければならない。</p> <p>(無記名投票)</p> <p>第 84 条の 2 無記名投票を行う場合には、問題を可とする者は「賛成」と、問題を否とする者は「反対」と所定の投票用紙に記載し、投票箱に投入しなければ</p>
--	--	---

<p>(簡易表決) 第 39 条 議長は、問題について異議の有無を会議に諮ることができる。異議がないと認めるときは、議長は、可否の旨を宣告する。ただし、議長の宣告に対し、異議があるときは、議長は、起立の方法で表決を採らなければならない。</p> <p>(表決の順序) 第 40 条 議員の提出した修正案は、委員会の修正案より先に表決を採らなければならない。 2 同一の議題について、議員から数個の修正案が提出されたときは、議長が表</p>	<p>(選挙規定の準用) 第 85 条 第 27 条から第 34 条までの規定は、前 3 条の規定により投票を行う場合について準用する。</p> <p>(表決の訂正) 第 86 条 議員は、自己の表決の訂正を求めることはできない。</p>	<p>ならない。 2 無記名投票による表決において、賛否を表明しない投票及び賛否が明らかでない投票は否とみなす。</p> <p>(簡易表決) 第 87 条 議長は、問題について異議の有無を会議に諮ることができる。 2 前項の場合において異議がないと認めるときは、議長は、可決を宣告する。ただし、議長の宣告に対し異議があるときは、議長は、起立の方法で表決をとらなければならない。</p> <p>(表決の順序) 第 88 条 議員の提出した修正案は、委員会の修正案より先に表決を採らなければならない。 2 同一の議題について議員から数個の修正案が提出されたときは、議長が表</p>
---	---	--

決の順序を定める。その順序は、原案に最も遠いものから先に表決を採る。ただし、表決の順序について異議があるときは、議長は、討論を用いないで会議に諮って決める。

3 修正案が全て否決されたときは、原案について表決を採る。

第9章 請願

(請願書の記載事項)

第89条 請願書には、邦文を用い、請願の趣旨、提出年月日及び請願者の住所を記載し、請願者が署名又は記名押印しなければならない。

2 請願者が法人の場合には、邦文を用い、請願の趣旨、提出年月日、法人の名称及び所在地を記載し、代表者が署名又は記名押印しなければならない。

3 前2項の請願を紹介する議員は、請願書の表紙に署名又は記名押印しなければならない。

4 請願書の提出は、平穏になされなければならない。

5 請願者が請願書(会議の議題となったものを除く。)を撤回しようとするときは、議長の承認を得なければならない。

決の順序を定める。

3 前項の表決の順序は、原案に最も遠いものから先に表決を採る。ただし、表決の順序について異議があるときは、議長は、討論を用いないで会議に諮って決める。

4 修正案が全て否決されたときは、原案について表決を採る。

	<p>(請願文書表)</p> <p>第 90 条 議長は、請願文書表を作成し、議員に配布する。</p> <p>2 請願文書表には、請願書の受理番号、請願者の住所及び氏名、請願の要旨、紹介議員の氏名並びに受理年月日を記載する。</p> <p>3 請願者数人連署のものはほか何人と、同一議員の紹介による数件の内容同一のものはほか何件と記載する。</p> <p>(請願の委員会付託)</p> <p>第 91 条 議長は、請願文書表の配布とともに、請願を所管の常任委員会又は議会運営委員会に付託する。ただし、議長において常任委員会及び議会運営委員会に付託する必要がないと認めるときは、この限りでない。</p> <p>2 前項本文の規定にかかわらず、議長が特に必要があると認めるときは、常任委員会に係る請願は、議会の議決で、特別委員会に付託することができる。</p> <p>3 請願の内容が 2 以上の委員会の所管に属する場合は、2 以上の請願が提出されたものとみなし、それぞれの委員会に付託する。</p> <p>(紹介議員の委員会出席)</p> <p>第 92 条 委員会は、審査のため必要が</p>	
--	--	--

	<p>あると認めるときは、紹介議員の説明を求めることができる。</p> <p>2 紹介議員は、前項の要求があったときは、これに応じなければならない。</p> <p>(請願の審査報告)</p> <p>第 93 条 委員会は、付託された請願に係る審査の結果を、次に掲げる区分により意見を付け、議長に報告しなければならない。</p> <p>(1) 採択とすべきもの</p> <p>(2) 不採択とすべきもの</p> <p>2 委員会は、採択とすべきものと決定した請願で、市長その他の関係機関に送付することを適当と認めるもの並びにその処理の経過及び結果の報告を請求することを適当と認めるものについては、前項の規定による報告にその旨を付記しなければならない。</p> <p>(請願の送付並びに処理の経過及び結果の報告の請求)</p> <p>第 94 条 議長は、議会の採択した請願で、市長その他の関係機関に送付しなければならないものは、これを送付し、その処理の経過及び結果の報告を請求することに決したものについては、これを請求しなければならない。</p>	
--	--	--

<p>(指定者以外の退場) 第 41 条 秘密会を開く議決があつたときは、議長は、議長の指定する者以外の者及び傍聴人を議場の外に退去させなければならない。</p> <p>(秘密の保持) 第 42 条 秘密会の議事の記録は、公表しない。 2 秘密会の議事は、何人も秘密性の継続する限り、他に漏らしてはならない。</p> <p>(公聴会の開催の手續) 第 43 条 法第 115 条の 2 第 1 項の公聴</p>	<p>(陳情書の処理) 第 95 条 陳情書又はこれに類するもの(以下「陳情書等」という。)は、議長が受け付ける。 2 議長は、受け付けた陳情書等について、議員に配布する。 3 受け付けた陳情書等を議題に供する場合は、議会運営委員会に諮り決定するものとする。 4 前項の規定により議題に供することと決定した陳情書等については、請願書の例により処理するものとする。</p>	<p>第 10 章 秘密会 (指定者以外の退場) 第 96 条 秘密会を開く議決があつたときは、議長は、議長の指定する者以外の者及び傍聴人を議場の外に退去させなければならない。</p> <p>(秘密の保持) 第 97 条 秘密会の議事の記録は、公表しない。 2 秘密会の議事は、何人も秘密性の継続する限り、他に漏らしてはならない。</p> <p>第 11 章 公聴会及び参考人 (公聴会の開催の手續) 第 98 条 法第 115 条の 2 第 1 項の公聴</p>
---	---	--

会(以下「公聴会」という。)を開く旨の議決があったときは、議長は、公聴会を開く日時及び場所並びに公聴会において意見を聴こうとする案件その他必要な事項を公示する。

(意見を述べようとする者の申出)

第 44 条 公聴会に出席して意見を述べようとする者は、書面により、あらかじめ、その理由及び案件に対する賛否を議長に申し出なければならない。

(公述人の選任)

第 45 条 公聴会においてその意見を聴こうとする利害関係を有する者及び学識経験を有する者等(以下「公述人」という。)は、前条の規定により申し出た者(次項において「申出者」という。)及びその他の者のうちから、議会において選任し、議長が、本人にその旨を通知する。

2 前項の規定による申出者のうちからの公述人の選任に当たっては、当該公述人が、その案件に対して賛成する者又は反対する者のいずれか一方に偏ることのないようにしなければならない。

(公述人の発言)

第 46 条 公述人は、発言をしようとするときは、議長の許可を受けなければな

会(以下「公聴会」という。)を開く旨の議決があったときは、議長は、公聴会を開く日時及び場所並びに公聴会において意見を聴こうとする案件その他必要な事項を公示する。

(意見を述べようとする者の申出)

第 99 条 公聴会に出席して意見を述べようとする者は、書面により、あらかじめ、その理由及び案件に対する賛否を議長に申し出なければならない。

(公述人の選任)

第 100 条 公聴会においてその意見を聴こうとする利害関係を有する者及び学識経験を有する者等(以下「公述人」という。)は、前条の規定により申し出た者(次項において「申出者」という。)及びその他の者のうちから、議会において選任し、議長が、本人にその旨を通知する。

2 前項の規定による申出者のうちからの公述人の選任に当たっては、当該公述人が、その案件に対して賛成する者又は反対する者のいずれか一方に偏ることのないようにしなければならない。

(公述人の発言)

第 101 条 公述人は、発言をしようとするときは、議長の許可を受けなければな

<p>らない。</p> <p>2 公述人の発言は、その意見を聴こうとする案件の範囲を超えてはならない。</p> <p>3 公述人の発言が前項の範囲を超え、又は公述人に不穏当な言動があるときは、議長は、その発言を制止し、又は退席を命ずることができる。</p> <p>(公述人に対する質疑等)</p> <p>第 47 条 議員は、公述人に対し質疑をすることができる。</p> <p>2 公述人は、議員に対し質疑をすることはできない。</p> <p>(代理人又は文書による公述)</p> <p>第 48 条 公述人は、代理人に意見を述べさせ、又は文書でその意見を提示することはできない。ただし、議会が特に許可をした場合は、この限りでない。</p> <p>(参考人)</p> <p>第 49 条 法第 115 条の 2 第 2 項の参考人(以下「参考人」という。)の出頭を求める旨の議決があったときは、当該参考人に対し、その出頭を求める日時及び場所並びにその意見を聴こうとする案件その他必要な事項を通知する。</p> <p>2 前 3 条の規定は、参考人について準用する。</p>		<p>らない。</p> <p>2 公述人の発言は、その意見を聴こうとする案件の範囲を超えてはならない。</p> <p>3 公述人の発言が前項の範囲を超え、又は公述人に不穏当な言動があるときは、議長は、その発言を制止し、又は退席を命ずることができる。</p> <p>(公述人に対する質疑等)</p> <p>第 102 条 議員は、公述人に対し質疑をすることができる。</p> <p>2 公述人は、議員に対し質疑をすることはできない。</p> <p>(代理人又は文書による公述)</p> <p>第 103 条 公述人は、代理人に意見を述べさせ、又は文書でその意見を提示することはできない。ただし、議会が特に許可をした場合は、この限りでない。</p> <p>(参考人)</p> <p>第 104 条 法第 115 条の 2 第 2 項の参考人(以下「参考人」という。)の出頭を求める旨の議決があったときは、当該参考人に対し、その出頭を求める日時及び場所並びにその意見を聴こうとする案件その他必要な事項を通知する。</p> <p>2 前 3 条の規定は、参考人について準用する。</p>
--	--	---

<p>(議長及び副議長の辞職)</p> <p>第 50 条 議長が辞職しようとするときは副議長に、副議長が辞職しようとするときは議長に、辞表を提出しなければならない。</p> <p>2 前項の辞表は、議会に報告し、討論を用いなくて会議に諮ってその許否を決める。</p> <p>3 閉会中に副議長の辞職を許可した場合は、議長は、その旨を次の議会に報告しなければならない。</p> <p>(議員の辞職)</p> <p>第 51 条 議員が辞職しようとするときは、議長に辞表を提出しなければならない。</p> <p>2 前条第 2 項及び第 3 項の規定は、議員の辞職について準用する。</p>	<p>(資格決定の要求)</p> <p>第 107 条 法第 127 条第 1 項の規定により議員の被選挙権の有無又は法第 92 条の 2 の規定に該当するかどうかについて議会の決定を求めようとする議員は、要求の理由を記載した要求書を、証拠書類とともに、議長に提出しなければならない。</p>	<p>第 12 章 辞職及び資格の決定</p> <p>(議長及び副議長の辞職)</p> <p>第 105 条 議長が辞職しようとするときは副議長に、副議長が辞職しようとするときは議長に、辞表を提出しなければならない。</p> <p>2 前項の辞表は、議会に報告し、討論を用いなくて会議に諮ってその許否を決める。</p> <p>3 閉会中に副議長の辞職を許可した場合は、議長は、その旨を次の議会に報告しなければならない。</p> <p>(議員の辞職)</p> <p>第 106 条 議員が辞職しようとするときは、議長に辞表を提出しなければならない。</p> <p>2 前条第 2 項及び第 3 項の規定は、議員の辞職について準用する。</p>
--	--	--

	<p>(資格決定の審査) 第 108 条 前条の要求については、議会は、第 38 条第 3 項の規定にかかわらず、委員会の付託を省略して決定することができない。</p> <p>(決定書の交付) 第 109 条 議員の被選挙権の有無又は法第 92 条の 2 の規定に該当するかどうかを決定したときは、議長は、その決定書を当該決定を求めた議員及び当該決定を求められた議員に交付しなければならない。</p> <p>第 13 章 規律 (品位の尊重) 第 110 条 議員は、議会の品位を重んじなければならない。</p> <p>(携帯品) 第 111 条 議場又は委員会の会議室に入る者は、帽子、コート、マフラー、つえ、傘の類を着用し、又は携帯してはならない。ただし、病気その他の理由により議長又は委員長の許可を得たときは、この限りでない。</p> <p>(議事妨害の禁止) 第 112 条 何人も、会議中はみだりに発</p>	
--	---	--

<p>(議長の秩序保持権) 第 52 条 全て規律に関する問題は、議長がこれを決する。ただし、議長は、必要があると認めるときは、討論を用いな</p>	<p>言し、騒ぎ、その他議事の妨害となる言動をしてはならない。</p> <p>(離席) 第 113 条 議員は、会議中は、みだりにその議席を離れてはならない。</p> <p>(禁煙) 第 114 条 何人も、議場において喫煙してはならない。</p> <p>(新聞等の閲読の禁止) 第 115 条 何人も、会議中は、参考のためにするもののほか、新聞紙又は書類の類を閲読してはならない。</p> <p>(許可のない登壇の禁止) 第 116 条 何人も、議長の許可がなければ、演壇に登ってはならない。</p> <p>(資料等印刷物の配布許可) 第 116 条の 2 議場又は委員会の会議室において、資料、新聞紙、文書等の印刷物を配布するときは、議長又は委員長 の許可を得なければならない。</p>	<p>(議長の秩序保持権) 第 117 条 全て規律に関する問題は、議長がこれを決する。ただし、議長は、必要があると認めるときは、討論を用いな</p>
--	---	---

<p>いで会議に諮って決める。</p>	<p>第 14 章 懲罰 (懲罰動議の提出) 第 118 条 懲罰の動議は、文書をもって所定の発議者が連署して、議長に提出しなければならない。 2 前項の動議は、懲罰事犯があった日から起算して 3 日以内に提出しなければならない。ただし、第 78 条の 3 第 2 項及び第 97 条第 2 項の違反に係るものについては、この限りでない。</p> <p>(懲罰動議の審査) 第 119 条 懲罰については、議会は、第 38 条第 3 項の規定にかかわらず、委員会の付託を省略して議決することはできない。</p> <p>(戒告又は陳謝の方法) 第 120 条 戒告又は陳謝は、議会の定める戒告文又は陳謝文によって行うものとする。</p> <p>(出席停止の期間) 第 121 条 出席停止は、5 日を超えることができない。ただし、数個の懲罰事犯が併発した場合又は既に出席を停止された者についてその停止期間内に更に</p>	<p>いで会議に諮って決める。</p>
---------------------	---	---------------------

<p>(会議録の記載事項)</p> <p>第 53 条 会議録に記載し、又は記録する事項は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) 開会及び閉会に関する事項並びにこれらの年月日時</p> <p>(2) 開議、散会、延会、中止及び休憩の日時</p> <p>(3) 出席及び欠席議員の氏名</p> <p>(4) 職務のため議場に出席した事務局職員の職及び氏名</p> <p>(5) 説明のため出席した者の職及び氏名</p> <p>(6) 議事日程</p>	<p>懲罰事犯が生じた場合は、この限りでない。</p> <p>(出席停止期間内に出席したときの措置)</p> <p>第 122 条 出席停止を命ぜられた者がその期間内に議会の会議又は委員会に出席したときは、議長又は委員長は、直ちに、退去を命じなければならない。</p> <p>(懲罰の宣告)</p> <p>第 123 条 議会が懲罰の議決をしたときは、議長は、公開の議場において宣告する。</p>	<p>第 15 章 会議録</p> <p>(会議録の記載事項)</p> <p>第 124 条 会議録に記載し、又は記録する事項は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) 開会及び閉会に関する事項並びにこれらの年月日時</p> <p>(2) 開議、散会、延会、中止及び休憩の日時</p> <p>(3) 出席議員及び欠席議員の氏名</p> <p>(4) 職務のため議場に出席した事務局職員の職及び氏名</p> <p>(5) 説明のため出席した者の職及び氏名</p> <p>(6) 議事日程</p>
---	--	--

<p>(7) 議長の諸報告 (8) 議員の異動及び議席の決定 (9) 委員会報告書及び少数意見報告書</p> <p>(10) 会議に付した事件 (11) 議案の提出、撤回及び訂正に関する事項 (12) 選挙の経過 (13) 議事の経過 (14) 記名投票における賛否の氏名 (15) 前各号に掲げるもののほか、議長又は議会において必要と認めた事項</p> <p>(会議録署名議員) 第54条 会議録に署名する議員は、2人とし、議長が会議において指名する。</p>	<p>第125条の2 会議録は、議員及び関係者に配布（会議録が電磁的記録をもって作成されている場合にあつては、電磁的方法による提供を含む。）する。</p> <p>(会議録に掲載しない事項)</p>	<p>(7) 議長の諸報告 (8) 議員の異動及び議席の決定 (9) 委員会報告書及び少数意見報告書 (10) 会議に付した事件 (11) 議案の提出、撤回及び訂正に関する事項 (12) 選挙の経過 (13) 議事の経過 (14) 記名投票における賛否の氏名 (15) 前各号に掲げるもののほか、議長又は議会において必要と認めた事項</p> <p>2 議事は、議長の定める方法により記録する。</p> <p>(会議録署名議員) 第125条 会議録に署名する議員（会議録が電磁的記録をもって作成されている場合にあつては、法第123条第3項に規定する署名に代わる措置をとる議員）は、2人とし、議長が会議において指名する。</p>
---	--	--

	<p>第 125 条の 3 前条の会議録には、秘密会の議事並びに議長が取消しを命じた発言及び第 64 条の規定により取り消した発言は、掲載しない。</p> <p>(会議録の保存年限)</p> <p>第 125 条の 4 会議録の保存年限は、永年とする。</p> <p>第 16 章 協議又は調整を行うための場</p> <p>第 126 条 法第 100 条第 12 項の規定による議案の審査又は議会の運営に関し協議又は調整を行うための場（以下この条において「協議等の場」という。）を別表のとおり設ける。</p> <p>2 前項の規定によるほか、臨時に協議等の場を設けようとするときは、議会の議決で、これを決定する。</p> <p>3 前項の規定により協議等の場を設けるに当たっては、当該協議の場の名称、目的、構成員及び招集権者並びに当該協議の場を設ける期間を明らかにしなければならない。</p> <p>4 協議等の場の運営その他必要な事項は、議長が定める。</p> <p>第 17 章 議員の派遣</p> <p>第 127 条 法第 100 条第 13 項の規定により議員を派遣しようとするときは、議</p>	
--	--	--

会の議決で、これを決定する。ただし、緊急を要する場合は、議長において議員の派遣を決定することができる。

2 前項の規定により議員の派遣を決定するに当たっては、派遣の目的、場所、期間その他必要な事項を明らかにしなければならない。

第 18 章 雑則

(疑義に対する措置)

第 128 条 この規則の適用に関する疑義は、議長がこれを決する。ただし、異議があるときは、会議に諮り決する。

別表 (第 126 条関係)

名称	目的	構成員	招集権者
広報広聴委員会	議会の広報及び広聴に関する事項の協議又は調整	(1) 副議長 (2) 常任委員会(予算決算委員会を除く。)ごとに、その委員のうちから選出された者 (3) 議会運営委員会の委員のうちから選出された者	広報広聴委員会の委員長

(補則)

第 55 条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、米子市議会会議規則(平

成 17 年米子市議会規則第 1 号) の例によ る。		
--------------------------------	--	--

【組合議会会議規則改正案(全部改正)】

<p>組合議会会議規則 (改正案) 規則施行日：令和4年4月1日(予定)</p>	<p>米子市議会会議規則 (現行規則施行日：令和3年4月1日)</p>	
<p>第1章 総則 (参集) 第1条 議員は、招集の当日開議定刻前に議場に参集し、その旨を議長に通告しなければならない。</p> <p>(欠席の届出) 第2条 議員は、公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席することができないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに、議長に届け出なければならない。</p> <p>2 議員は、出産のため出席することができないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。</p>	<p>組合議会会議規則第55条の規定により例とするもの</p> <p>(宿所又は連絡所の届出) 第3条 議員は、別に宿所又は連絡所を定めたときは、議長に届け出なければならない。これを変更したときも、同様とする。</p>	<p>現行(平成25年3月1日現在)組合議会会議規則に規定があるもの</p> <p>第1章 総則 (参集) 第1条 議員は、招集の当日開議定刻前に議事堂に参集し、その旨を議長に通告しなければならない。</p> <p>(欠席の届出) 第2条 議員は、公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席することができないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに、議長に届け出なければならない。</p> <p>2 議員は、出産のため出席することができないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。</p>

<p>(議席) 第3条 議員の議席は、議長が定める。 2 議席には、番号及び氏名標を付ける。</p> <p>(会期) 第4条 会期は、毎会期の初めに議会の議決で定める。 2 会期は、招集された日から起算する。</p> <p>(会期の延長) 第5条 会期は、議会の議決で延長することができる。</p> <p>(会期中の閉会) 第6条 会議に付された事件を全て議了したときは、会期中でも議会の議決で閉会することができる。</p> <p>(議会の開閉)</p>		<p>(議席) 第4条 議員の議席は、一般選挙後最初の会議において議長が定める。 2 一般選挙後新たに選挙された議員の議席は、議長が定める。 3 議長は、必要があると認めるときは、討論を用いずに会議に諮って議席を変更することができる。 4 議席には、番号及び氏名標を付ける。</p> <p>(会期) 第5条 会期は、毎会期の初めに議会の議決で定める。 2 会期は、招集された日から起算する。</p> <p>(会期の延長) 第6条 会期は、議会の議決で延長することができる。</p> <p>(会期中の閉会) 第7条 会議に付された事件を全て議了したときは、会期中でも、議会の議決で閉会することができる。</p> <p>(議会の開閉)</p>
---	--	---

第7条 議会の開閉は、議長が宣告する。

(休会)

第8条 組合の休日(鳥取県西部広域行政管理組合の休日を定める条例(平成元年鳥取県西部広域行政管理組合条例第10号)第2条第1項に規定する組合の休日をいう。)は、休会とする。

2 議事の都合その他必要があるときは、議会は、議決で休会とすることができる。

3 議長が特に必要があると認めるときは、休会の日であっても会議を開くことができる。

4 地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第114条第1項の規定による請求があった場合のほか、議

(会議時間)

第9条 会議時間は、午前10時から午後5時までとする。

2 議長は、必要があると認めるときは、会議時間を変更することができる。ただし、異議があるときは、討論を用いず会議に諮って決める。

3 会議の休憩中会議時間を過ぎたときは、会議の時間が自動的に延長されたものとする。

4 会議の開始は、号鈴で報ずる。

第8条 議会の開閉は、議長が宣告する。

(休会)

第10条 市の休日(米子市の休日を定める条例(平成17年米子市条例第4号)第2条第1項に規定する市の休日をいう。)は、休会とする。

2 議事の都合その他必要があるときは、議会は、議決で休会とすることができる。

3 議長が特に必要があると認めるときは、休会の日であっても会議を開くことができる。

4 地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第114条第1項の規定による請求があった場合のほか、議

会の議決があつたときは、議長は、休会の日であっても会議を開かなければならない。

(会議の開閉)

第9条 開議、散会、延会、中止及び休憩は、議長が宣告する。

2 議長が開議を宣告する前又は散会、延会、中止若しくは休憩を宣告した後は、何人も、議事について発言することができない。

(定足数に関する措置)

第10条 開議時刻後相当の時間を経ても、なお出席議員が定足数に達しないときは、議長は、延会を宣告することができる。

2 会議中定足数を欠くに至るおそれがあると認めるときは、議長は、議員の退席を制止し、又は議場外の議員に出席を求めることができる。

3 会議中定足数を欠くに至ったときは、議長は、休憩又は延会を宣告する。

(出席催告)

第11条 法第113条ただし書に規定する出席催告の方法は、議事堂に現在する議員又は議員の住所に、文書又は口頭をもって行ふ。

会の議決があつたときは、議長は、休会の日であっても会議を開かなければならない。

(会議の開閉)

第11条 開議、散会、延会、中止及び休憩は、議長が宣告する。

2 議長が開議を宣告する前又は散会、延会、中止若しくは休憩を宣告した後は、何人も、議事について発言することができない。

(定足数に関する措置)

第12条 開議時刻後相当の時間を経ても、なお出席議員が定足数に達しないときは、議長は、延会を宣告することができる。

2 会議中定足数を欠くに至るおそれがあると認めるときは、議長は、議員の退席を制止し、又は議場外の議員に出席を求めることができる。

3 会議中定足数を欠くに至ったときは、議長は、休憩又は延会を宣告する。

(出席催告)

第13条 法第113条ただし書に規定する出席催告の方法は、議事堂に現在する議員又は議員の住所(第3条の規定により別に宿所又は連絡所を定めた旨の届出をした者については、当該届出のあつ

※宿所又は連絡所の届出について規定した場合はその旨を追加

第2章 議案及び動議

(議案の提出)

第12条 議員が、議案を提出しようとするときは、その案を備え、理由を付け、法第112条第2項の規定によるものについては所定の賛成者とともに連署し、その他のものについては2人以上の賛成者とともに連署して、議長に提出しなければならない。

2 委員会は、議案を提出しようとするときは、その案を備え、理由を付け、委員長が議長に提出しなければならない。

(一事不再議)

第13条 議会で議決された事件については、同一会期中は、再びこれを提出することができない。

(動議成立に必要な賛成者の数)

第14条 動議は、法又はこの規則において特別の規定がある場合を除くほか、他に1人以上の賛成者がなければ、議題とすることができない。

(修正の動議)

た宿所又は連絡所)に、文書又は口頭をもって行う。

(一事不再議)

第15条 議会で議決された事件については、同一会期中は、再びこれを提出することができない。

第2章 議案及び動議

(議案の提出)

第14条 議員は、議案を提出しようとするときは、その案を備え、理由を付け、法第112条第2項の規定によるものについては提出者及び2人以上の賛成者が連署し、その他のものについては提出者及び1人以上の賛成者が連署して、議長に提出しなければならない。

2 委員会は、議案を提出しようとするときは、その案を備え、理由を付け、委員長が議長に提出しなければならない。

(動議成立に必要な賛成者の数)

第16条 動議は、法又はこの規則において特別の規定がある場合を除くほか、他に1人以上の賛成者がなければ、議題とすることができない。

(修正の動議)

第 15 条 修正の動議は、その案を備え、法第 115 条の 3 の規定によるものについては所定の発議者が連署し、その他のものについては 2 人以上の賛成者とともに連署して、議長に提出しなければならない。

(先決動議の表決順序)

第 16 条 他の事件に先立って表決に付さなければならない動議が競合したときは、議長が表決の順序を決める。ただし、異議があるときは、討論を用いずに会議に諮って決める。

(事件の撤回又は訂正及び動議の撤回)

第 17 条 会議の議題となった事件の撤回又は訂正及び会議の議題となった動議の撤回については、議会の承認を要する。

2 議員が提出した事件及び動議につき前項の承認を求めようとするときは、提出者から請求しなければならない。

3 委員会が提出した議案につき第 1 項の承認を求めようとするときは、委員会の承認を得て委員長から請求しなければならない。

第 3 章 議事日程

(日程の作成及び配布)

(先決動議の表決順序)

第 18 条 他の事件に先立って表決に付さなければならない動議が競合したときは、議長が表決の順序を決める。ただし、異議があるときは、討論を用いずに会議に諮って決める。

(事件の撤回又は訂正及び動議の撤回)

第 19 条 会議の議題となった事件の撤回又は訂正及び会議の議題となった動議の撤回については、議会の承認を要する。

2 議員が提出した事件及び動議につき前項の承認を求めようとするときは、提出者から請求しなければならない。

3 委員会が提出した議案につき第 1 項の承認を求めようとするときは、委員会の承認を得て委員長から請求しなければならない。

第 17 条 修正の動議は、その案を備え、法第 115 条の 3 の規定によるものについては 3 人以上の発議者が連署し、その他のものについては発議者及び 1 人以上の賛成者が連署して、議長に提出しなければならない。

第 3 章 議事日程

(日程の作成及び配布)

第 18 条 議長は、開議の日時、会議に付する事件及びその順序等を記載した議事日程を定め、あらかじめ議員に配布する。ただし、やむを得ないときは、議長がこれを報告して配布に代えることができる。

(日程の順序変更及び追加)

第 19 条 議長が必要があると認めるとき、又は議員から動議が提出されたときは、議長は、討論を用いないで会議に諮って、議事日程の順序を変更し、又は他の事件を追加することができる。

(議事日程のない会議の通知)

第 20 条 議長は、必要があると認めるときは、開議の日時のみを議員に通知して会議を開くことができる。

2 前項の場合において、議長は、その開議までに議事日程を定めなければならない。

(延会の場合の議事日程)

第 21 条 議事日程に記載した事件の議事を開くに至らなかったとき、又はその議事が終わらなかったときは、議長は、更にその日程を定めなければならない。

(日程の終了及び延会)

第 22 条 議事日程に記載した事件の議

第 20 条 議長は、開議の日時、会議に付する事件及びその順序等を記載した議事日程を定め、あらかじめ議員に配布する。ただし、やむを得ないときは、議長がこれを報告して配布に代えることができる。

(日程の順序変更及び追加)

第 21 条 議長が必要があると認めるとき、又は議員から動議が提出されたときは、議長は、討論を用いないで会議に諮って、議事日程の順序を変更し、又は他の事件を追加することができる。

(議事日程のない会議の通知)

第 22 条 議長は、必要があると認めるときは、開議の日時のみを議員に通知して会議を開くことができる。

2 前項の場合において、議長は、その開議までに議事日程を定めなければならない。

(延会の場合の議事日程)

第 23 条 議事日程に記載した事件の議事を開くに至らなかったとき、又はその議事が終わらなかったときは、議長は、更にその日程を定めなければならない。

(日程の終了及び延会)

第 24 条 議事日程に記載した事件の議

事を終わったときは、議長は、散会を宣告する。

2 議事日程に記載した事件の議事が終わらない場合であっても、議長が必要があると認めるとき、又は議員から動議が提出されたときは、議長は、討論を用いないで会議に諮って延会することができる。

第4章 選挙

(選挙の宣告)

第23条 議会において選挙を行うときは、議長は、その旨を宣告する。

(不在議員)

第24条 選挙を行う宣告の際議場に不在の議員は、選挙に加わることができない。

(議場の出入口閉鎖)

第25条 投票による選挙を行うときは、議長は、第23条の規定による宣告の後議場の出入口を閉鎖し、出席議員数を報告する。

(投票用紙の配布及び投票箱の点検)

第26条 投票を行うときは、議長は、職員をして議員に所定の投票用紙を配布させた後、配布漏れの有無を確かめな

事を終わったときは、議長は、散会を宣告する。

2 議事日程に記載した事件の議事が終わらない場合であっても、議長が必要があると認めるとき、又は議員から動議が提出されたときは、議長は、討論を用いないで会議に諮って延会することができる。

第4章 選挙

(選挙の宣告)

第25条 議会において選挙を行うときは、議長は、その旨を宣告する。

(不在議員)

第26条 選挙を行う宣告の際議場に不在の議員は、選挙に加わることができない。

(議場の出入口閉鎖)

第27条 投票による選挙を行うときは、議長は、第25条の規定による宣告の後議場の出入口を閉鎖し、出席議員数を報告する。

(投票用紙の配布及び投票箱の点検)

第28条 投票を行うときは、議長は、職員をして議員に所定の投票用紙を配布させた後、配布漏れの有無を確かめな

なければならない。

2 議長は、職員に投票箱を改めさせなければならない。

(投票)

第 27 条 議員は、職員の点呼に応じて、順次、投票用紙を投票箱に投入する。

(投票の終了)

第 28 条 議長は、投票が終わったと認めるときは、投票漏れの有無を確かめ、投票の終了を宣告する。

2 前項の規定による宣告があった後は、投票することができない。

(開票及び投票の効力)

第 29 条 議長は、開票を宣告した後、2 人以上の立会人とともに投票を点検しなければならない。

2 前項の立会人は、議員のうちから、議長が指名する。

3 投票の効力は、立会人の意見を聴いて議長が決定する。

(選挙結果の報告)

第 30 条 議長は、選挙の結果を直ちに議場において報告する。

2 議長は、当選人に当選の旨を告知しなければならない。

なければならない。

2 議長は、職員に投票箱を改めさせなければならない。

(投票)

第 29 条 議員は、職員の点呼に応じて、順次、投票用紙を投票箱に投入する。

(投票の終了)

第 30 条 議長は、投票が終わったと認めるときは、投票漏れの有無を確かめ、投票の終了を宣告する。

2 前項の規定による宣告があった後は、投票することができない。

(開票及び投票の効力)

第 31 条 議長は、開票を宣告した後、2 人以上の立会人とともに投票を点検しなければならない。

2 前項の立会人は、議員のうちから、議長が指名する。

3 投票の効力は、立会人の意見を聴いて議長が決定する。

(選挙結果の報告)

第 32 条 議長は、選挙の結果を直ちに議場において報告する。

2 議長は、当選人に当選の旨を告知しなければならない。

<p>(選挙に関する疑義) 第 31 条 選挙に関する疑義は、議長が会議に諮って決める。</p> <p>(選挙関係書類の保存) 第 32 条 議長は、投票の有効無効を区別し、当該当選人の任期間、関係書類とともにこれを保存しなければならない。</p> <p>第 5 章 議事 (議題の宣告) 第 33 条 会議に付する事件を議題とするときは、議長は、その旨を宣告する。</p> <p>(一括議題) 第 34 条 議長は、必要があると認めるときは、2 件以上の事件を一括して議題とすることができる。ただし、異議があるときは、討論を用いずに会議に諮って決める。</p> <p>(議案等の朗読) 第 35 条 議長は、必要があると認めるときは、議題になった事件を職員に朗読させる。</p> <p>(議案等の説明、質疑及び委員会付託) 第 36 条 会議に付する事件は第 122 条に規定する場合を除き、会議において提</p>	<p>(選挙に関する疑義) 第 33 条 選挙に関する疑義は、議長が会議に諮って決める。</p> <p>(選挙関係書類の保存) 第 34 条 議長は、投票の有効無効を区別し、当該当選人の任期間、関係書類とともにこれを保存しなければならない。</p> <p>(議案等の朗読) 第 37 条 議長は、必要があると認めるときは、議題になった事件を職員に朗読させる。</p>	<p>第 5 章 議事 (議題の宣告) 第 35 条 会議に付する事件を議題とするときは、議長は、その旨を宣告する。</p> <p>(一括議題) 第 36 条 議長は、必要があると認めるときは、2 件以上の事件を一括して議題とすることができる。ただし、異議があるときは、討論を用いずに会議に諮って決める。</p> <p>(議案等の説明、質疑及び委員会付託) 第 38 条 会議に付する事件は第 91 条に規定する場合を除き、会議において提出</p>
--	---	--

出者の説明を聴き、議員の質疑があるときは質疑の後、議長が所管の常任委員会又は議会運営委員会に付託する。ただし、常任委員会に係る事件については、議会の議決で特別委員会に付託することができる。

2 委員会提出の議案は、委員会に付託しない。ただし、議長が必要があると認めるときは、議会の議決で、議会運営委員会に係る議案は議会運営委員会に、常任委員会又は特別委員会に係る議案は常任委員会又は特別委員会に付託することができる。

3 前2項における提出者の説明及び第1項における委員会への付託は、討論を用いなくて会議に諮って省略することができる。

(付託事件を議題とする時期)

第37条 委員会に付託した事件は、その審査又は調査の終了を待って議題とする。

(委員長及び少数意見者の報告)

第38条 委員会が審査又は調査をした事件が議題となったときは、まず委員長がその経過及び結果を報告し、次いで少数意見者が少数意見の報告をする。

2 少数意見が2以上あるときの報告

者の説明を聴き、議員の質疑があるときは質疑の後、議長が所管の常任委員会又は議会運営委員会に付託する。ただし、常任委員会に係る事件については、議会の議決で特別委員会に付託することができる。

2 委員会提出の議案は、委員会に付託しない。ただし、議長が必要があると認めるときは、議会の議決で、議会運営委員会に係る議案は議会運営委員会に、常任委員会又は特別委員会に係る議案は常任委員会又は特別委員会に付託することができる。

3 前2項における提出者の説明及び第1項における委員会への付託は、討論を用いなくて会議に諮って省略することができる。

(付託事件を議題とする時期)

第39条 委員会に付託した事件は、その審査又は調査の終了を待って議題とする。

(委員長及び少数意見者の報告)

第40条 委員会が審査又は調査をした事件が議題となったときは、まず委員長がその経過及び結果を報告し、次いで少数意見者が少数意見の報告をする。

2 少数意見が2以上あるときの報告

の順序は、議長が決める。

3 第1項の規定による報告は、討論を用いなくて会議に諮って省略することができる。

4 委員長の報告及び少数意見者の報告には、自己の意見を加えてはならない。

(修正案の説明)

第39条 委員長の報告及び少数意見者の報告が終わったとき、又は委員会の付託を省略したときは、議長は、修正案の説明をさせる。

(委員長報告等に対する質疑)

第40条 議員は、委員長及び少数意見を報告した者に対し、質疑をすることができる。修正案に関しては、事件又は修正案の提出者及び説明のための出席者に対しても、同様とする。

(討論及び表決)

第41条 議長は、前条の質疑が終わったときは討論に付し、その終結の後、表決に付する。

(議決事件の字句、数字等の整理)

第42条 議会は、議決の結果生じた条項、字句、数字その他の整理を議長に委

(修正案の説明)

第41条 委員長の報告及び少数意見者の報告が終わったとき、又は委員会の付託を省略したときは、議長は、修正案の説明をさせる。

の順序は、議長が決める。

3 第1項の規定による報告は、討論を用いなくて会議に諮って省略することができる。

4 委員長の報告及び少数意見者の報告には、自己の意見を加えてはならない。

(委員長報告等に対する質疑)

第42条 議員は、委員長及び少数意見を報告した者に対し、質疑をすることができる。修正案に関しては、事件又は修正案の提出者及び説明のための出席者に対しても、同様とする。

(討論及び表決)

第43条 議長は、前条の質疑が終わったときは討論に付し、その終結の後、表決に付する。

(議決事件の字句、数字等の整理)

第44条 議会は、議決の結果生じた条項、字句、数字その他の整理を議長に委

任することができる。

(委員会の審査又は調査期限)

第 43 条 議会は、必要があると認めるときは、委員会に付託した事件の審査又は調査につき期限を付けることができる。この場合においては、委員会は、期限の延期を議会に求めることができる。

2 前項の期限内に審査を終わらなかったときは、その事件は、第 37 条の規定にかかわらず、会議において審議することができる。

(委員会の中間報告)

第 44 条 議会は、委員会の審査中又は調査中の事件について、特に必要があると認めるときは、中間報告を求めることができる。

2 委員会は、当該委員会における審査中又は調査中の事件について、特に必要があると認めるときは、中間報告をすることができる。

(再付託)

第 45 条 委員会の審査又は調査を経て報告された事件で、なお審査又は調査の必要があると認めるときは、議会は、更にその事件を同一の委員会又は他の委員会に付託することができる。

(委員会の審査又は調査期限)

第 45 条 議会は、必要があると認めるときは、委員会に付託した事件の審査又は調査につき期限を付けることができる。この場合においては、委員会は、期限の延期を議会に求めることができる。

2 前項の期限内に審査を終わらなかったときは、その事件は、第 39 条の規定にかかわらず、会議において審議することができる。

(委員会の中間報告)

第 46 条 議会は、委員会の審査中又は調査中の事件について、特に必要があると認めるときは、中間報告を求めることができる。

2 委員会は、当該委員会における審査中又は調査中の事件について、特に必要があると認めるときは、中間報告をすることができる。

(再付託)

第 47 条 委員会の審査又は調査を経て報告された事件で、なお審査又は調査の必要があると認めるときは、議会は、更にその事件を同一の委員会又は他の委員会に付託することができる。

任することができる。

<p>(議事の継続)</p> <p>第 46 条 延会、中止又は休憩のため事件の議事が中断された場合において、再びその事件が議題となったときは、前の議事を継続する。</p> <p>第 6 章 発言 (発言)</p> <p>第 47 条 発言は、全て議長の許可を受けて発言しなければならない。</p> <p>(発言の通告及び順序)</p> <p>第 48 条 会議において発言しようとする者は、あらかじめ、議長に発言通告書を提出しなければならない。ただし、議事進行、一身上の弁明等については、この限りでない。</p> <p>2 発言通告書には、質疑についてはその要旨、討論については反対又は賛成の別を記載しなければならない。</p> <p>3 発言の順序は、議長が定める。</p> <p>4 通告した者が欠席したとき、又は発言の順位に当たっても発言しないとき、若しくは議場に不在のときは、通告は、その効力を失う。</p>	<p>(議事の継続)</p> <p>第 48 条 延会、中止又は休憩のため事件の議事が中断された場合において、再びその事件が議題となったときは、前の議事を継続する。</p> <p>(発言の通告及び順序)</p> <p>第 50 条 会議において発言しようとする者は、あらかじめ、議長に発言通告書を提出しなければならない。ただし、議事進行、一身上の弁明等については、この限りでない。</p> <p>2 発言通告書には、質疑についてはその要旨、討論については反対又は賛成の別を記載しなければならない。</p> <p>3 発言の順序は、議長が定める。</p> <p>4 通告した者が欠席したとき、又は発言の順位に当たっても発言しないとき、若しくは議場に不在のときは、通告は、その効力を失う。</p>	<p>第 6 章 発言 (発言の場所)</p> <p>第 49 条 発言は、全て議長の許可を受けた後、登壇してしなければならない。ただし、簡易な事項については、議席で発言することができる。</p> <p>2 議長は、議席で発言する議員を登壇させることができる。</p>
---	--	--

<p>(発言の通告をしない者の発言)</p> <p>第 49 条 発言の通告をしない者は、通告をした者が全て発言を終わった後でなければ、発言を求めることができない。</p> <p>2 通告をしない者が発言を求めたときは、挙手をして「議長」と呼び、議長の許可を受けなければならない。</p> <p>3 2人以上の者が挙手をして発言を求めたときは、議長は、先に挙手をしたと認める者から指名する。</p> <p>(討論の方法)</p> <p>第 50 条 討論については、議長は、最初に反対者を発言させ、次に賛成者と反対者をなるべく交互に指名して発言させなければならない。</p> <p>(議長の発言討論)</p> <p>第 51 条 議長が議員として発言しようとするときは、自らの議席に着いて発言し、当該発言が終わった後、議長席に復さなければならない。ただし、討論をしたときは、その議題の表決が終わるまでは、議長席に復することができない。</p> <p>(発言内容の制限)</p>	<p>(発言の通告をしない者の発言)</p> <p>第 51 条 発言の通告をしない者は、通告をした者が全て発言を終わった後でなければ、発言を求めることができない。</p> <p>2 通告をしない者が発言を求めたときは、挙手をして「議長」と呼び、議長の許可を受けなければならない。</p> <p>3 2人以上の者が挙手をして発言を求めたときは、議長は、先に挙手をしたと認める者から指名する。</p> <p>(発言内容の制限)</p>	<p>(討論の方法)</p> <p>第 52 条 討論については、議長は、最初に反対者を発言させ、次に賛成者と反対者をなるべく交互に指名して発言させなければならない。</p> <p>(議長の発言討論)</p> <p>第 53 条 議長は、議員として発言しようとするときは、自らの議席に着いて発言し、当該発言が終わった後、議長席に復さなければならない。ただし、討論をしたときは、その議題の表決が終わるまでは、議長席に復することができない。</p>
--	--	--

第 52 条 発言は、全て簡明にするものとし、議題外にわたり、又はその範囲を超えてはならない。

2 議長は、発言が前項の規定に反すると認めるときは注意し、なお従わない場合は、発言を禁止することができる。

3 議員は、質疑に当たっては、自己の意見を述べるできない。

(質疑の回数)

第 53 条 質疑は、同一議員につき、同一議題について 2 回を超えることができない。ただし、特に議長の許可を受けたときは、この限りでない。

(発言時間の制限)

第 54 条 議長は、必要があると認めるときは、あらかじめ、発言時間を制限することができる。

2 議長の定めた時間の制限について異議があるときは、議長は、討論を用いないで会議に諮って決める。

(議事進行に関する発言)

第 55 条 議事進行に関する発言は、議題に直接関係のあるもの又は直ちに処理する必要があるものでなければならない。

2 議事進行の発言がその趣旨に反す

第 54 条 発言は、全て簡明にするものとし、議題外にわたり、又はその範囲を超えてはならない。

2 議長は、発言が前項の規定に反すると認めるときは注意し、なお従わない場合は、発言を禁止することができる。

3 議員は、質疑に当たっては、自己の意見を述べるできない。

(発言時間の制限)

第 56 条 議長は、必要があると認めるときは、あらかじめ、発言時間を制限することができる。

2 議長の定めた時間の制限について異議があるときは、議長は、討論を用いないで会議に諮って決める。

(議事進行に関する発言)

第 57 条 議事進行に関する発言は、議題に直接関係のあるもの又は直ちに処理する必要があるものでなければならない。

2 議事進行の発言がその趣旨に反す

(質疑の回数)

第 55 条 質疑は、同一議員につき、同一議題について 2 回を超えることができない。ただし、特に議長の許可を受けたときは、この限りでない。

ると認めるときは、議長は、直ちにこれを制止しなければならない。

(発言の継続)

第 56 条 延会、中止又は休憩のため発言が終わらなかった議員は、更にその議事を始めたときは、前の発言を続けることができる。

(質疑又は討論の終結)

第 57 条 質疑又は討論が終わったときは、議長は、その終結を宣告する。

2 質疑又は討論が続出して容易に終結しないときは、議員は、質疑又は討論終結の動議を提出することができる。

3 質疑又は討論終結の動議については、議長は、討論を用いないで会議に諮って決める。

(選挙及び表決時の発言制限)

第 58 条 選挙及び表決の宣告後は、何人も、発言を求めることができない。ただし、選挙及び表決の方法についての発言は、この限りでない。

(一般質問)

第 59 条 議員は、組合の一般事務について、議長の許可を受けて、質問することができる。

ると認めるときは、議長は、直ちにこれを制止しなければならない。

(発言の継続)

第 58 条 延会、中止又は休憩のため発言が終わらなかった議員は、更にその議事を始めたときは、前の発言を続けることができる。

(質疑又は討論の終結)

第 59 条 質疑又は討論が終わったときは、議長は、その終結を宣告する。

2 質疑又は討論が続出して容易に終結しないときは、議員は、質疑又は討論終結の動議を提出することができる。

3 質疑又は討論終結の動議については、議長は、討論を用いないで会議に諮って決める。

(選挙及び表決時の発言制限)

第 60 条 選挙及び表決の宣告後は、何人も、発言を求めることができない。ただし、選挙及び表決の方法についての発言は、この限りでない。

(一般質問)

第 61 条 議員は、市の一般事務について、議長の許可を受けて、質問することができる。

<p>2 質問者は、議長の定めた期間内に、議長にその要旨を文書で通告しなければならない。</p> <p>(緊急質問等)</p> <p>第 60 条 質問が緊急を要するとき、その他真にやむを得ないと認められるときは、前条の規定にかかわらず、議会の同意を得て質問することができる。</p> <p>2 前項の同意については、議長は、討論を用いないで会議に諮らなければならない。</p> <p>3 第 1 項の質問がその趣旨に反すると認めるときは、議長は、直ちにこれを制止しなければならない。</p> <p>(準用規定)</p> <p>第 61 条 第 57 条の規定は、前 2 条の規定による質問について準用する。</p> <p>(発言の取消又は訂正)</p> <p>第 62 条 発言をした議員は、その会期中に限り、議会の許可を受けて当該発言を取り消し、又は議長の許可を受けて当該発言の訂正をすることができる。この場合において、発言の訂正は、字句に限るものとし、発言の趣旨を変更することはできない。</p>	<p>(緊急質問等)</p> <p>第 62 条 質問が緊急を要するとき、その他真にやむを得ないと認められるときは、前条の規定にかかわらず、議会の同意を得て質問することができる。</p> <p>2 前項の同意については、議長は、討論を用いないで会議に諮らなければならない。</p> <p>3 第 1 項の質問がその趣旨に反すると認めるときは、議長は、直ちにこれを制止しなければならない。</p> <p>(準用規定)</p> <p>第 63 条 第 59 条の規定は、前 2 条の規定による質問について準用する。</p>	<p>2 質問者は、議長の定めた期間内に、議長にその要旨を文書で通告しなければならない。</p> <p>(発言の取消し又は訂正)</p> <p>第 64 条 発言をした議員は、その会期中に限り、議会の許可を受けて当該発言を取り消し、又は議長の許可を受けて当該発言の訂正をすることができる。この場合において、発言の訂正は、字句に限るものとし、発言の趣旨を変更することはできない。</p>
---	---	--

(答弁書の配布)

第 63 条 管理者その他の関係機関が、質疑及び質問に対し直ちに答弁することができない場合であって、事後において答弁書を提出したときは、議長は、その写しを議員に配布する。ただし、やむを得ないときは、朗読をもって配布に代えることができる。

第 7 章 委員会

(議長への通知)

第 64 条 委員会を招集しようとするときは、委員長は、あらかじめ、開会の日時及び場所、事件等を議長に通知しなければならない。

(欠席の届出)

第 65 条 委員は、公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席することができないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに、委員長に届け出なければならない。

2 委員は、出産のため出席することができないときは、出産予定日の 6 週間(多胎妊娠の場合にあっては、14 週間)前の日から当該出産の日後 8 週間を経

(答弁書の配布)

第 65 条 市長その他の関係機関が、質疑及び質問に対し直ちに答弁することができない場合であって、事後において答弁書を提出したときは、議長は、その写しを議員に配布する。ただし、やむを得ないときは、朗読をもって配布に代えることができる。

第 7 章 委員会

(議長への通知)

第 66 条 委員会を招集しようとするときは、委員長は、あらかじめ、開会の日時及び場所、事件等を議長に通知しなければならない。

(欠席の届出)

第 66 条の 2 委員は、公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席することができないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに、委員長に届け出なければならない。

2 委員は、出産のため出席することができないときは、出産予定日の 6 週間(多胎妊娠の場合にあっては、14 週間)前の日から当該出産の日後 8 週間を経

過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ委員長に欠席届を提出することができる。

(会議中の委員会の禁止)

第 66 条 委員会は、議会の会議中は、開くことができない。

(会議の開閉)

第 67 条 開議、散会、中止又は休憩は、委員長が宣告する。

2 委員長が開議を宣告する前又は散会、中止若しくは休憩を宣告した後は、何人も、議事について発言することができない。

(定足数に関する措置)

第 68 条 開議時刻後相当の時間を経ても、なお出席委員が定足数に達しないときは、委員長は、散会を宣告することができる。

2 会議中定足数を欠くに至るおそれがあると認めるときは、委員長は、委員の退席を制止し、又は会議室外の委員に出席を求めることができる。

3 会議中定足数を欠くに至ったときは、委員長は、休憩又は散会を宣告する。

(議題の宣告)

過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ委員長に欠席届を提出することができる。

(会議中の委員会の禁止)

第 67 条 委員会は、議会の会議中は、開くことができない。

(会議の開閉)

第 68 条 開議、散会、中止又は休憩は、委員長が宣告する。

2 委員長が開議を宣告する前又は散会、中止若しくは休憩を宣告した後は、何人も、議事について発言することができない。

(定足数に関する措置)

第 69 条 開議時刻後相当の時間を経ても、なお出席委員が定足数に達しないときは、委員長は、散会を宣告することができる。

2 会議中定足数を欠くに至るおそれがあると認めるときは、委員長は、委員の退席を制止し、又は会議室外の委員に出席を求めることができる。

3 会議中定足数を欠くに至ったときは、委員長は、休憩又は散会を宣告する。

(議題の宣告)

第 69 条 会議に付する事件を議題とするときは、委員長は、その旨を宣告する。

(一括議題)

第 70 条 委員長は、必要があると認めるときは、2 件以上の事件を一括して議題とすることができる。ただし、出席委員から異議があるときは、討論を用いなくて会議に諮って決める。

(議案等の朗読)

第 71 条 委員長は、必要があると認めるときは、議題になった事件を職員に朗読させる。

(審査順序)

第 72 条 委員会における事件の審査は、提出者の説明及び委員の質疑の後、修正案の説明及びこれに対する質疑、討論、表決の順序によって行うものとする。

(先決動議の表決順序)

第 73 条 他の事件に先立って表決に付さなければならない動議が競合したときは、委員長が、表決の順序を決める。ただし、出席委員から異議があるときは、討論を用いなくて会議に諮って決

第 69 条の 2 会議に付する事件を議題とするときは、委員長は、その旨を宣告する。

(一括議題)

第 69 条の 3 委員長は、必要があると認めるときは、2 件以上の事件を一括して議題とすることができる。ただし、出席委員から異議があるときは、討論を用いなくて会議に諮って決める。

(議案等の朗読)

第 69 条の 4 委員長は、必要があると認めるときは、議題になった事件を職員に朗読させる。

(審査順序)

第 69 条の 5 委員会における事件の審査は、提出者の説明及び委員の質疑の後、修正案の説明及びこれに対する質疑、討論、表決の順序によって行うものとする。

(先決動議の表決順序)

第 69 条の 6 他の事件に先立って表決に付さなければならない動議が競合したときは、委員長が、表決の順序を決める。ただし、出席委員から異議があるときは、討論を用いなくて会議に諮って決

<p>る。</p> <p>(動議の撤回) 第 74 条 提出者が会議の議題となった動議を撤回しようとするときは、委員会の承認を要する。</p> <p>(委員の議案修正) 第 75 条 委員が修正案を発議しようとするときは、あらかじめ、その案を委員長に提出しなければならない。</p> <p>(証人出頭又は記録提出の要求) 第 76 条 委員会は、法第 100 条第 1 項の規定による調査を委託された場合において、証人の出頭又は記録の提出を求めようとするときは、議長に申し出なければならない。</p>	<p>める。</p> <p>(動議の撤回) 第 69 条の 7 提出者が会議の議題となった動議を撤回しようとするときは、委員会の承認を要する。</p> <p>(委員の議案修正) 第 70 条 委員が修正案を発議しようとするときは、あらかじめ、その案を委員長に提出しなければならない。</p> <p>(分科会又は小委員会) 第 71 条 委員会は、審査又は調査のため必要があると認めるときは、分科会又は小委員会を設けることができる。</p> <p>(連合審査会) 第 72 条 委員会は、審査又は調査のため必要があると認めるときは、他の委員会と協議して連合審査会を開くことができる。</p> <p>(証人出頭又は記録提出の要求) 第 73 条 委員会は、法第 100 条第 1 項の規定による調査を委託された場合において、証人の出頭又は記録の提出を求めようとするときは、議長に申し出なければならない。</p>	
--	---	--

<p>(所管事務の調査) 第 77 条 常任委員会は、その所管に属する事務について調査しようとするときは、あらかじめ、その事項、目的、方法、期間等を議長に通知しなければならない。</p> <p>2 前項の規定は、議会運営委員会が法第 109 条第 3 項の規定により調査しようとする場合について準用する。</p> <p>(委員の派遣) 第 78 条 委員会は、審査又は調査のため委員を派遣しようとするときは、あらかじめ、その日時、場所、目的、経費等を記載した派遣承認要求書を議長に提出し、その承認を受けなければならない。</p> <p>(議事の継続) 第 79 条 会議が中止又は休憩のため事件の議事が中断された場合において、再びその事件が議題となったときは、前の議事を継続する。</p> <p>(閉会中の継続審査) 第 80 条 委員会は、閉会中もなお審査を継続する必要があると認めるときは、その理由を付け、委員長から議長に申し</p>	<p>(所管事務の調査) 第 74 条 常任委員会は、その所管に属する事務について調査しようとするときは、あらかじめ、その事項、目的、方法、期間等を議長に通知しなければならない。</p> <p>2 前項の規定は、議会運営委員会が法第 109 条第 3 項の規定により調査しようとする場合について準用する。</p> <p>(委員の派遣) 第 75 条 委員会は、審査又は調査のため委員を派遣しようとするときは、あらかじめ、その日時、場所、目的、経費等を記載した派遣承認要求書を議長に提出し、その承認を受けなければならない。</p> <p>(議事の継続) 第 75 条の 2 会議が中止又は休憩のため事件の議事が中断された場合において、再びその事件が議題となったときは、前の議事を継続する。</p>	<p>(閉会中の継続審査) 第 76 条 委員会は、閉会中もなお審査又は調査を継続する必要があると認めるときは、その理由を付け、委員長から</p>
---	--	--

<p>出なければならない。</p> <p>(少数意見の留保) 第 81 条 委員は、委員会において少数で廃棄された意見で、他に出席委員 1 人以上の賛成があるものは、少数意見として留保することができる。</p> <p>2 前項の規定により少数意見を留保した者がその意見を議会に報告しようとする場合においては、簡明な少数意見報告書を作成し、委員会の報告書が提出されるまでに、委員長を経て議長に提出しなければならない。</p> <p>(議決事件の字句、数字等の整理) 第 82 条 委員会は、議決の結果、条項、字句、数字その他の整理を必要とするときは、これを委員長に委任することができる。</p> <p>(委員会報告書) 第 83 条 委員会は、事件の審査又は調査を終わったときは、報告書を作成し、委員長から議長に提出しなければならない。</p> <p>(指定者以外の者の退場) 第 84 条 秘密会を開く議決があったときは、委員長は、傍聴人及び委員長の指</p>	<p>(少数意見の留保) 第 77 条 委員は、委員会において少数で廃棄された意見で、他に出席委員 1 人以上の賛成があるものは、少数意見として留保することができる。</p> <p>2 前項の規定により少数意見を留保した者がその意見を議会に報告しようとする場合においては、簡明な少数意見報告書を作成し、委員会の報告書が提出されるまでに、委員長を経て議長に提出しなければならない。</p> <p>(議決事件の字句、数字等の整理) 第 77 条の 2 委員会は、議決の結果、条項、字句、数字その他の整理を必要とするときは、これを委員長に委任することができる。</p> <p>(指定者以外の者の退場) 第 78 条の 2 秘密会を開く議決があったときは、委員長は、傍聴人及び委員長</p>	<p>議長に申し出なければならない。</p> <p>(委員会報告書) 第 78 条 委員会は、事件の審査又は調査を終わったときは、報告書を作成し、委員長から議長に提出しなければならない。</p>
--	---	---

<p>定する者以外の者を会議室の外に退去させなければならない。</p> <p>(秘密の保持) 第 85 条 秘密会の議事の記録は、公表しない。 2 秘密会の議事は、何人も、秘密性の継続する限り、他に漏らしてはならない。</p> <p>(発言の許可) 第 86 条 委員は、全て委員長の許可を得た後でなければ、発言することができない。</p> <p>(委員の発言) 第 87 条 委員は、議題について自由に質疑し、及び意見を述べるができる。ただし、委員会において別に発言の方法を定めたときは、この限りでない。</p> <p>(発言内容の制限) 第 88 条 発言は、全て簡明にするものとし、議題外にわたり、又はその範囲を超えてはならない。 2 委員長は、発言が前項の規定に反すると認めるときは注意し、なお従わない場合は、発言を禁止することができる。</p>	<p>の指定する者以外の者を会議室の外に退去させなければならない。</p> <p>(秘密の保持) 第 78 条の 3 秘密会の議事の記録は、公表しない。 2 秘密会の議事は、何人も、秘密性の継続する限り、他に漏らしてはならない。</p> <p>(発言の許可) 第 78 条の 4 委員は、全て委員長の許可を得た後でなければ、発言することができない。</p> <p>(発言内容の制限) 第 78 条の 6 発言は、全て簡明にするものとし、議題外にわたり、又はその範囲を超えてはならない。 2 委員長は、発言が前項の規定に反すると認めるときは注意し、なお従わない場合は、発言を禁止することができる。</p>	<p>(委員の発言) 第 78 条の 5 委員は、議題について自由に質疑し及び意見を述べることができる。ただし、委員会において別に発言の方法を決めたときは、この限りでない。</p>
---	--	---

<p>(委員外議員の発言)</p> <p>第 89 条 委員会は、審査又は調査中の事件について必要があると認めるときは、委員でない議員に対し、その出席を求めて説明又は意見を聴くことができる。</p> <p>2 委員会は、委員でない議員から発言の申出があったときは、その許否を決める。</p> <p>(委員長の発言)</p> <p>第 90 条 委員長が、委員として発言しようとするときは、委員席に着き発言し、発言が終わった後、委員長席に復さなければならない。ただし、討論をしたときは、その議題の表決が終わるまでは、委員長席に復することができない。</p> <p>(発言時間の制限)</p> <p>第 91 条 委員長は、必要があると認めるときは、あらかじめ、発言時間を制限することができる。</p> <p>2 委員長の定めた時間の制限について、出席委員から異議があるときは、委員長は、討論を用いないで会議に諮って決める。</p> <p>(議事進行に関する発言)</p>	<p>(委員外議員の発言)</p> <p>第 78 条の 7 委員会は、審査又は調査中の事件について必要があると認めるときは、委員でない議員に対し、その出席を求めて説明又は意見を聴くことができる。</p> <p>2 委員会は、委員でない議員から発言の申出があったときは、その許否を決める。</p> <p>(委員長の発言)</p> <p>第 78 条の 8 委員長が、委員として発言しようとするときは、委員席に着き発言し、発言が終わった後、委員長席に復さなければならない。ただし、討論をしたときは、その議題の表決が終わるまでは、委員長席に復することができない。</p> <p>(発言時間の制限)</p> <p>第 78 条の 9 委員長は、必要があると認めるときは、あらかじめ、発言時間を制限することができる。</p> <p>2 委員長の定めた時間の制限について、出席委員から異議があるときは、委員長は、討論を用いないで会議に諮って決める。</p> <p>(議事進行に関する発言)</p>	
--	---	--

第 92 条 議事進行に関する発言は、議題に直接関係のあるもの又は直ちに処理する必要があるものでなければならない。

2 議事進行に関する発言がその趣旨に反すると認めるときは、委員長は、直ちに制止しなければならない。

(発言の継続)

第 93 条 会議の中止又は休憩のため発言が終わらなかった委員は、更にその議事を始めたときは、前の発言を続けることができる。

(質疑又は討論の終結)

第 94 条 質疑又は討論が終わったときは、委員長は、その終結を宣告する。

2 質疑又は討論が続出して容易に終結しないときは、委員は、質疑又は討論終結の動議を提出することができる。

3 質疑又は討論終結の動議については、委員長は、討論を用いないで会議に諮って決める。

(選挙及び表決時の発言制限)

第 95 条 選挙及び表決の宣告後は、何人も、発言を求めることができない。ただし、選挙及び表決の方法についての発言は、この限りでない。

第 78 条の 10 議事進行に関する発言は、議題に直接関係のあるもの又は直ちに処理する必要があるものでなければならない。

2 議事進行に関する発言がその趣旨に反すると認めるときは、委員長は、直ちに制止しなければならない。

(発言の継続)

第 78 条の 11 会議の中止又は休憩のため発言が終わらなかった委員は、更にその議事を始めたときは、前の発言を続けることができる。

(質疑又は討論の終結)

第 78 条の 12 質疑又は討論が終わったときは、委員長は、その終結を宣告する。

2 質疑又は討論が続出して容易に終結しないときは、委員は、質疑又は討論終結の動議を提出することができる。

3 質疑又は討論終結の動議については、委員長は、討論を用いないで会議に諮って決める。

(選挙及び表決時の発言制限)

第 78 条の 13 選挙及び表決の宣告後は、何人も、発言を求めることができない。ただし、選挙及び表決の方法についての発言は、この限りでない。

<p>(発言の取消し又は訂正) 第 96 条 発言した委員は、委員会の許可を得て、当該発言を取り消し、又は当該発言の訂正をすることができる。</p> <p>(答弁書の朗読) 第 97 条 管理者その他の関係機関が、質疑に対し直ちに答弁し難い場合において、答弁書を提出したときは、委員長は、職員にこれを朗読させる。</p> <p>(互選の方法) 第 98 条 委員長及び副委員長の互選は、それぞれ単記無記名投票で行う。 2 有効投票の最多数を得た者を当選人とする。ただし、得票数が同じときは、くじで定める。 3 前項の当選人は、有効投票の総数の4分の1以上の得票がなければならない。 4 第1項の投票を行う場合には、委員長の職務を行っている者も、投票することができる。 5 委員会は、委員のうちに異議を有する者がいないときは、第1項の互選につき、指名推選の方法を用いることができる。 6 指名推選の方法を用いる場合にお</p>	<p>(発言の取消し又は訂正) 第 78 条の 14 発言した委員は、委員会の許可を得て、当該発言を取り消し、又は当該発言の訂正をすることができる。</p> <p>(答弁書の朗読) 第 78 条の 15 市長その他の関係機関が、質疑に対し直ちに答弁し難い場合において、答弁書を提出したときは、委員長は、職員にこれを朗読させる。</p> <p>(互選の方法) 第 78 条の 16 委員長及び副委員長の互選は、それぞれ単記無記名投票で行う。 2 有効投票の最多数を得た者を当選人とする。ただし、得票数が同じときは、くじで定める。 3 前項の当選人は、有効投票の総数の4分の1以上の得票がなければならない。 4 第1項の投票を行う場合には、委員長の職務を行っている者も、投票することができる。 5 委員会は、委員のうちに異議を有する者がいないときは、第1項の互選につき、指名推選の方法を用いることができる。 6 指名推選の方法を用いる場合にお</p>	
--	---	--

いては、被指名人をもって当選人と定めるべきかどうかを委員会に諮り、委員の全員の同意があった者をもって、当選人とする。

(選挙規定の準用)

第 99 条 前条に定めるもののほか、委員長及び副委員長の互選の方法については、第 4 章の規定を準用する。

(表決問題の宣告)

第 100 条 委員長は、表決を採ろうとするときは、表決に付する問題を宣告する。

(不在委員)

第 101 条 表決の際会議室にいない委員は、表決に加わることができない。

(条件の禁止)

第 102 条 表決には、条件を付けることができない。

(起立又は挙手による表決)

第 103 条 委員長が表決を採ろうとするときは、問題を可とする者に起立又は挙手をさせ、起立者又は挙手者の多少を認定して可否の結果を宣告する。

2 委員長が起立者又は挙手者の多少

いては、被指名人をもって当選人と定めるべきかどうかを委員会に諮り、委員の全員の同意があった者をもって、当選人とする。

(選挙規定の準用)

第 78 条の 17 前条に定めるもののほか、委員長及び副委員長の互選の方法については、第 4 章の規定を準用する。

(表決問題の宣告)

第 78 条の 18 委員長は、表決を採ろうとするときは、表決に付する問題を宣告する。

(不在委員)

第 78 条の 19 表決の際会議室にいない委員は、表決に加わることができない。

(条件の禁止)

第 78 条の 20 表決には、条件を付けることができない。

(起立又は挙手による表決)

第 78 条の 21 委員長が表決を採ろうとするときは、問題を可とする者に起立又は挙手をさせ、起立者又は挙手者の多少を認定して可否の結果を宣告する。

2 委員長が起立者又は挙手者の多少

を認定し難いとき、又は委員長の宣告に対して出席委員から異議があるときは、委員長は、記名又は無記名の投票で表決を採らなければならない。

(投票による表決)

第 104 条 委員長が必要があると認めるとき、又は出席委員から要求があるときは、記名又は無記名の投票で表決を採る。

2 前項の記名投票と無記名投票の要求が同時にあるときは、委員長は、いずれの方法によるかを無記名投票で決める。

(記名投票又は無記名投票による表決)

第 105 条 投票による表決を行う場合には、問題を可とする者は賛成と、否とする者は反対と所定の投票用紙に記載し、投票箱に投入しなければならない。この場合において、記名投票の場合にあっては、委員の氏名を併記しなければならない。

2 無記名投票による表決において、賛否を表明しない投票及び賛否が明らか

を認定し難いとき、又は委員長の宣告に対して出席委員から異議があるときは、委員長は、記名又は無記名の投票で表決を採らなければならない。

(投票による表決)

第 78 条の 22 委員長が必要があると認めるとき、又は出席委員から要求があるときは、記名又は無記名の投票で表決を採る。

2 前項の記名投票と無記名投票の要求が同時にあるときは、委員長は、いずれの方法によるかを無記名投票で決める。

(記名投票)

第 78 条の 23 記名投票を行う場合には、問題を可とする者は所定の白票を、問題を否とする者は所定の青票を投票箱に投入しなければならない。

(無記名投票)

第 78 条の 24 無記名投票を行う場合には、問題を可とする者は「賛成」と、問題を否とする者は「反対」と所定の投票用紙に記載し、投票箱に投入しなければならない。

2 無記名投票による表決において、賛否を表明しない投票及び賛否が明らか

<p>でない投票は、否とみなす。</p> <p>(選挙規定の準用) 第 106 条 記名投票又は無記名投票を行う場合には、第 26 条から第 29 条まで及び第 30 条第 1 項の規定を準用する。</p> <p>(表決の訂正) 第 107 条 委員は、自己の表決の訂正を求めることができない。</p> <p>第 108 条 委員長は、問題について異議の有無を会議に諮ることができる。この場合において、異議がないと認めるときは、委員長は、可決の旨を宣告する。ただし、委員長の宣告に対して出席委員から異議があるときは、委員長は、起立又は挙手の方法で表決を採らなければならない。</p> <p>(表決の順序) 第 109 条 同一の議題について、委員から数個の修正案が提出されたときは、委員長が、表決の順序を決める。この場合において、その順序は、原案に最も遠いものから先に表決を採る。ただし、表決の順序について出席委員から異議があるときは、委員長は、討論を用い</p>	<p>でない投票は、否とみなす。</p> <p>(選挙規定の準用) 第 78 条の 25 記名投票又は無記名投票を行う場合には、第 28 条から第 31 条まで及び第 32 条第 1 項の規定を準用する。</p> <p>(表決の訂正) 第 78 条の 26 委員は、自己の表決の訂正を求めることができない。</p> <p>第 78 条の 27 委員長は、問題について異議の有無を会議に諮ることができる。この場合において、異議がないと認めるときは、委員長は、可決の旨を宣告する。ただし、委員長の宣告に対して出席委員から異議があるときは、委員長は、起立又は挙手の方法で表決を採らなければならない。</p> <p>(表決の順序) 第 78 条の 28 同一の議題について、委員から数個の修正案が提出されたときは、委員長が、表決の順序を決める。この場合において、その順序は、原案に最も遠いものから先に表決を採る。ただし、表決の順序について出席委員から異議があるときは、委員長は、討論を用い</p>	
---	---	--

<p>会議に諮って決める。 2 修正案が全て否決されたときは、原案について表決を採る。</p> <p>第8章 表決 (表決問題の宣告) 第110条 議長は、表決を採ろうとするときは、表決に付する問題を会議に宣告する。</p> <p>(不在議員) 第111条 表決宣告の際議場に不在の議員は、表決に加わることができない。</p> <p>(条件の禁止) 第112条 表決には条件を付けることができない。</p> <p>(起立による表決) 第113条 議長が表決を採ろうとするときは、問題を可とする者を起立させ、起立者の多少を認定して可否の結果を宣告する。 2 議長が起立者の多少を認定し難いとき、又は議長の宣告に対して出席議員5人以上から異議があるときは、議長は、記名又は無記名の投票で表決をとらなければならない。</p>	<p>ないで会議に諮って決める。 2 修正案が全て否決されたときは、原案について表決を採る。</p> <p>(不在議員) 第80条 表決宣告の際議場に不在の議員は、表決に加わることができない。</p>	<p>第8章 表決 (表決問題の宣告) 第79条 議長は、表決をとろうとするときは、表決に付する問題を会議に宣告する。</p> <p>(条件の禁止) 第81条 表決には、条件を付けることができない。</p> <p>(起立による表決) 第82条 議長が表決をとろうとするときは、問題を可とする者を起立させ、起立者の多少を認定して可否の結果を宣告する。 2 議長が起立者の多少を認定し難いとき、又は議長の宣告に対して出席議員5人以上から異議があるときは、議長は、記名又は無記名の投票で表決をとらなければならない。</p>
--	--	---

<p>(投票による表決)</p> <p>第 114 条 議長が必要があると認めるとき、又は出席議員 5 人以上から要求があるときは、議長は、記名又は無記名の投票で表決を採る。</p> <p>2 同時に記名投票と無記名投票の要求があるときは、議長は、いずれの方法によるかを無記名投票で決める。</p> <p>(記名及び無記名投票による表決)</p> <p>第 115 条 投票による表決を行う場合には、問題を可とする者は賛成と、否とする者は反対と所定の投票用紙に記載し、投票箱に投入しなければならない。この場合において、記名投票の場合にあっては、議員の氏名を併記しなければならない。</p> <p>(選挙規定の準用)</p>		<p>(投票による表決)</p> <p>第 83 条 議長が必要があると認めるとき、又は出席議員 5 人以上から要求があるときは、議長は、記名又は無記名の投票で表決をとる。</p> <p>2 記名投票と無記名投票の要求が同時にあるときは、議長は、いずれの方法によるかを無記名投票で決める。</p> <p>(記名投票)</p> <p>第 84 条 記名投票を行う場合には、問題を可とする者は所定の白票を、問題を否とする者は所定の青票を投票箱に投入しなければならない。</p> <p>(無記名投票)</p> <p>第 84 条の 2 無記名投票を行う場合には、問題を可とする者は「賛成」と、問題を否とする者は「反対」と所定の投票用紙に記載し、投票箱に投入しなければならない。</p> <p>2 無記名投票による表決において、賛否を表明しない投票及び賛否が明らかでない投票は否とみなす。</p> <p>(選挙規定の準用)</p>
---	--	---

第 116 条 第 25 条から第 32 条までの規定は、前 2 条の規定により投票を行う場合について準用する。

(表決の訂正)

第 117 条 議員は、自己の表決の訂正を求めることはできない。

(簡易表決)

第 118 条 議長は、問題について異議の有無を会議に諮ることができる。異議がないと認めるときは、議長は、可否の旨を宣告する。ただし、議長の宣告に対し、異議があるときは、議長は、起立の方法で表決を採らなければならない。

(表決の順序)

第 119 条 議員の提出した修正案は、委員会の修正案より先に表決を採らなければならない。

2 同一の議題について、議員から数個の修正案が提出されたときは、議長が表決の順序を定める。

3 前項の表決の順序は、原案に最も遠いものから先に表決を採る。ただし、表決の順序について異議があるときは、議長は、討論を用いしないで会議に諮って決める。

第 85 条 第 27 条から第 34 条までの規定は、前 3 条の規定により投票を行う場合について準用する。

(表決の訂正)

第 86 条 議員は、自己の表決の訂正を求めることはできない。

(簡易表決)

第 87 条 議長は、問題について異議の有無を会議に諮ることができる。

2 前項の場合において異議がないと認めるときは、議長は、可決を宣告する。ただし、議長の宣告に対し異議があるときは、議長は、起立の方法で表決をとらなければならない。

(表決の順序)

第 88 条 議員の提出した修正案は、委員会の修正案より先に表決を採らなければならない。

2 同一の議題について議員から数個の修正案が提出されたときは、議長が表決の順序を定める。

3 前項の表決の順序は、原案に最も遠いものから先に表決を採る。ただし、表決の順序について異議があるときは、議長は、討論を用いしないで会議に諮って決める。

4 修正案が全て否決されたときは、原案について表決を採る。

第9章 請願

(請願書の記載事項)

第120条 請願書には、邦文を用い、請願の趣旨、提出年月日及び請願者の住所を記載し、請願者が署名又は記名押印しなければならない。

2 請願者が法人の場合には、邦文を用い、請願の趣旨、提出年月日、法人の名称及び所在地を記載し、代表者が署名又は記名押印しなければならない。

3 前2項の請願を紹介する議員は、請願書の表紙に署名又は記名押印しなければならない。

4 請願書の提出は、平穩になされなければならない。

5 請願者が請願書(会議の議題となったものを除く。)を撤回しようとするときは、議長の承認を得なければならない。

(請願文書表)

第121条 議長は、請願文書表を作成し、議員に配布する。

2 請願文書表には、請願書の受理番号、請願者の住所及び氏名、請願の要旨、

第9章 請願

(請願書の記載事項)

第89条 請願書には、邦文を用い、請願の趣旨、提出年月日及び請願者の住所を記載し、請願者が署名又は記名押印しなければならない。

2 請願者が法人の場合には、邦文を用い、請願の趣旨、提出年月日、法人の名称及び所在地を記載し、代表者が署名又は記名押印しなければならない。

3 前2項の請願を紹介する議員は、請願書の表紙に署名又は記名押印しなければならない。

4 請願書の提出は、平穩になされなければならない。

5 請願者が請願書(会議の議題となったものを除く。)を撤回しようとするときは、議長の承認を得なければならない。

(請願文書表)

第90条 議長は、請願文書表を作成し、議員に配布する。

2 請願文書表には、請願書の受理番号、請願者の住所及び氏名、請願の要旨、

4 修正案が全て否決されたときは、原案について表決を採る。

紹介議員の氏名並びに受理年月日を記載する。

3 請願者数人連署のものはほか何人と、同一議員の紹介による数件の内容同一のものはほか何件と記載する。

(請願の委員会付託)

第 122 条 議長は、請願文書表の配布とともに、請願を所管の常任委員会又は議会運営委員会に付託する。ただし、議長において常任委員会及び議会運営委員会に付託する必要がないと認めるときは、この限りでない。

2 前項本文の規定にかかわらず、議長が特に必要があると認めるときは、常任委員会に係る請願は、議会の議決で、特別委員会に付託することができる。

3 請願の内容が 2 以上の委員会の所管に属する場合は、2 以上の請願が提出されたものとみなし、それぞれの委員会に付託する。

(紹介議員の委員会出席)

第 123 条 委員会は、審査のため必要があると認めるときは、紹介議員の説明を求めることができる。

2 紹介議員は、前項の要求があったときは、これに応じなければならない。

紹介議員の氏名並びに受理年月日を記載する。

3 請願者数人連署のものはほか何人と、同一議員の紹介による数件の内容同一のものはほか何件と記載する。

(請願の委員会付託)

第 91 条 議長は、請願文書表の配布とともに、請願を所管の常任委員会又は議会運営委員会に付託する。ただし、議長において常任委員会及び議会運営委員会に付託する必要がないと認めるときは、この限りでない。

2 前項本文の規定にかかわらず、議長が特に必要があると認めるときは、常任委員会に係る請願は、議会の議決で、特別委員会に付託することができる。

3 請願の内容が 2 以上の委員会の所管に属する場合は、2 以上の請願が提出されたものとみなし、それぞれの委員会に付託する。

(紹介議員の委員会出席)

第 92 条 委員会は、審査のため必要があると認めるときは、紹介議員の説明を求めることができる。

2 紹介議員は、前項の要求があったときは、これに応じなければならない。

<p>(請願の審査報告)</p> <p>第 124 条 委員会は、付託された請願に係る審査の結果を、次に掲げる区分により意見を付け、議長に報告しなければならない。</p> <p>(1) 採択とすべきもの</p> <p>(2) 不採択とすべきもの</p> <p>2 委員会は、採択とすべきものと決定した請願で、管理者その他の関係機関に送付することを適当と認めるもの並びにその処理の経過及び結果の報告を請求することを適当と認めるものについては、前項の規定による報告にその旨を付記しなければならない。</p> <p>(請願の送付並びに処理の経過及び結果の報告の請求)</p> <p>第 125 条 議長は、議会の採択した請願で、管理者その他の関係機関に送付しなければならないものは、これを送付し、その処理の経過及び結果の報告を請求することに決したものについては、これを請求しなければならない。</p> <p>(陳情書の処理)</p> <p>第 126 条 陳情書又はこれに類するもの(以下「陳情書等」という。)は、議長が受け付ける。</p> <p>2 議長は、受け付けた陳情書等につい</p>	<p>(請願の審査報告)</p> <p>第 93 条 委員会は、付託された請願に係る審査の結果を、次に掲げる区分により意見を付け、議長に報告しなければならない。</p> <p>(1) 採択とすべきもの</p> <p>(2) 不採択とすべきもの</p> <p>2 委員会は、採択とすべきものと決定した請願で、市長その他の関係機関に送付することを適当と認めるもの並びにその処理の経過及び結果の報告を請求することを適当と認めるものについては、前項の規定による報告にその旨を付記しなければならない。</p> <p>(請願の送付並びに処理の経過及び結果の報告の請求)</p> <p>第 94 条 議長は、議会の採択した請願で、市長その他の関係機関に送付しなければならないものは、これを送付し、その処理の経過及び結果の報告を請求することに決したものについては、これを請求しなければならない。</p> <p>(陳情書の処理)</p> <p>第 95 条 陳情書又はこれに類するもの(以下「陳情書等」という。)は、議長が受け付ける。</p> <p>2 議長は、受け付けた陳情書等につい</p>	
---	--	--

て、議員に配布する。
3 受け付けた陳情書等を議題に供する場合は、議会運営委員会に諮り決定するものとする。
4 前項の規定により議題に供することと決定した陳情書等については、請願書の例により処理するものとする。

第10章 秘密会

(指定者以外の退場)

第127条 秘密会を開く議決があったときは、議長は、議長の指定する者以外の者及び傍聴人を議場の外に退去させなければならない。

(秘密の保持)

第128条 秘密会の議事の記録は、公表しない。

2 秘密会の議事は、何人も秘密性の継続する限り、他に漏らしてはならない。

第11章 公聴会及び参考人

(公聴会の開催の手續)

第129条 法第115条の2第1項の公聴会(以下「公聴会」という。)を開く旨の議決があったときは、議長は、公聴会を開く日時及び場所並びに公聴会において意見を聴こうとする案件その他必要な事項を公示する。

て、議員に配布する。
3 受け付けた陳情書等を議題に供する場合は、議会運営委員会に諮り決定するものとする。
4 前項の規定により議題に供することと決定した陳情書等については、請願書の例により処理するものとする。

第10章 秘密会

(指定者以外の退場)

第96条 秘密会を開く議決があったときは、議長は、議長の指定する者以外の者及び傍聴人を議場の外に退去させなければならない。

(秘密の保持)

第97条 秘密会の議事の記録は、公表しない。

2 秘密会の議事は、何人も秘密性の継続する限り、他に漏らしてはならない。

第11章 公聴会及び参考人

(公聴会の開催の手續)

第98条 法第115条の2第1項の公聴会(以下「公聴会」という。)を開く旨の議決があったときは、議長は、公聴会を開く日時及び場所並びに公聴会において意見を聴こうとする案件その他必要な事項を公示する。

(意見を述べようとする者の申出)
第 130 条 公聴会に出席して意見を述べようとする者は、書面により、あらかじめ、その理由及び案件に対する賛否を議長に申し出なければならない。

(公述人の選任)
第 131 条 公聴会においてその意見を聴こうとする利害関係を有する者及び学識経験を有する者等(以下「公述人」という。)は、前条の規定により申し出た者(次項において「申出者」という。)及びその他の者のうちから、議会において選任し、議長が、本人にその旨を通知する。

2 前項の規定による申出者のうちからの公述人の選任に当たっては、当該公述人が、その案件に対して賛成する者又は反対する者のいずれか一方に偏ることのないようにしなければならない。

(公述人の発言)
第 132 条 公述人は、発言をしようとするときは、議長の許可を受けなければならない。

2 公述人の発言は、その意見を聴こうとする案件の範囲を超えてはならない。

3 公述人の発言が前項の範囲を超え、又は公述人に不穏当な言動があるとき

(意見を述べようとする者の申出)
第 99 条 公聴会に出席して意見を述べようとする者は、書面により、あらかじめ、その理由及び案件に対する賛否を議長に申し出なければならない。

(公述人の選任)
第 100 条 公聴会においてその意見を聴こうとする利害関係を有する者及び学識経験を有する者等(以下「公述人」という。)は、前条の規定により申し出た者(次項において「申出者」という。)及びその他の者のうちから、議会において選任し、議長が、本人にその旨を通知する。

2 前項の規定による申出者のうちからの公述人の選任に当たっては、当該公述人が、その案件に対して賛成する者又は反対する者のいずれか一方に偏ることのないようにしなければならない。

(公述人の発言)
第 101 条 公述人は、発言をしようとするときは、議長の許可を受けなければならない。

2 公述人の発言は、その意見を聴こうとする案件の範囲を超えてはならない。

3 公述人の発言が前項の範囲を超え、又は公述人に不穏当な言動があるとき

は、議長は、その発言を制止し、又は退席を命ずることができる。

(公述人に対する質疑等)

第133条 議員は、公述人に対し質疑をすることができる。

2 公述人は、議員に対し質疑をすることはできない。

(代理人又は文書による公述)

第134条 公述人は、代理人に意見を述べさせ、又は文書でその意見を提示することはできない。ただし、議会が特に許可をした場合は、この限りでない。

(参考人)

第135条 法第115条の2第2項の参考人(以下「参考人」という。)の出頭を求める旨の議決があったときは、当該参考人に対し、その出頭を求める日時及び場所並びにその意見を聴こうとする案件その他必要な事項を通知する。

2 前3条の規定は、参考人について準用する。

第12章 辞職

(議長及び副議長の辞職)

第136条 議長が辞職しようとするときは副議長に、副議長が辞職しようとするときは議長に、辞表を提出しなければ

は、議長は、その発言を制止し、又は退席を命ずることができる。

(公述人に対する質疑等)

第102条 議員は、公述人に対し質疑をすることができる。

2 公述人は、議員に対し質疑をすることはできない。

(代理人又は文書による公述)

第103条 公述人は、代理人に意見を述べさせ、又は文書でその意見を提示することはできない。ただし、議会が特に許可をした場合は、この限りでない。

(参考人)

第104条 法第115条の2第2項の参考人(以下「参考人」という。)の出頭を求める旨の議決があったときは、当該参考人に対し、その出頭を求める日時及び場所並びにその意見を聴こうとする案件その他必要な事項を通知する。

2 前3条の規定は、参考人について準用する。

第12章 辞職及び資格の決定

(議長及び副議長の辞職)

第105条 議長が辞職しようとするときは副議長に、副議長が辞職しようとするときは議長に、辞表を提出しなければな

ならない。

2 前項の辞表は、議会に報告し、討論を用いなくて会議に諮ってその許否を決める。

3 閉会中に副議長の辞職を許可した場合は、議長は、その旨を次の議会に報告しなければならない。

(議員の辞職)

第 137 条 議員が辞職しようとするときは、議長に辞表を提出しなければならない。

2 前条第 2 項及び第 3 項の規定は、議員の辞職について準用する。

(資格決定の要求)

第 107 条 法第 127 条第 1 項の規定により議員の被選挙権の有無又は法第 92 条の 2 の規定に該当するかどうかについて議会の決定を求めようとする議員は、要求の理由を記載した要求書を、証拠書類とともに、議長に提出しなければならない。

(資格決定の審査)

第 108 条 前条の要求については、議会は、第 38 条第 3 項の規定にかかわらず、委員会の付託を省略して決定することができない。

らない。

2 前項の辞表は、議会に報告し、討論を用いなくて会議に諮ってその許否を決める。

3 閉会中に副議長の辞職を許可した場合は、議長は、その旨を次の議会に報告しなければならない。

(議員の辞職)

第 106 条 議員が辞職しようとするときは、議長に辞表を提出しなければならない。

2 前条第 2 項及び第 3 項の規定は、議員の辞職について準用する。

<p>第13章 規律 (品位の尊重) 第138条 議員は、議会の品位を重んじなければならない。</p> <p>(議事妨害の禁止) 第139条 何人も、会議中はみだりに発言し、騒ぎ、その他議事の妨害となる言動をしてはならない。</p> <p>(離席) 第140条 議員は、会議中は、みだりに</p>	<p>(決定書の交付) 第109条 議員の被選挙権の有無又は法第92条の2の規定に該当するかどうかを決定したときは、議長は、その決定書を当該決定を求めた議員及び当該決定を求められた議員に交付しなければならない。</p> <p>第13章 規律 (品位の尊重) 第110条 議員は、議会の品位を重んじなければならない。</p> <p>(携帯品) 第111条 議場又は委員会の会議室に入る者は、帽子、コート、マフラー、つえ、傘の類を着用し、又は携帯してはならない。ただし、病気その他の理由により議長又は委員長の許可を得たときは、この限りでない。</p> <p>(議事妨害の禁止) 第112条 何人も、会議中はみだりに発言し、騒ぎ、その他議事の妨害となる言動をしてはならない。</p> <p>(離席) 第113条 議員は、会議中は、みだりに</p>	
--	--	--

<p>その議席を離れてはならない。</p> <p>(禁煙) 第 141 条 何人も、議場において喫煙してはならない。</p> <p>(新聞等の閲読の禁止) 第 142 条 何人も、会議中は、参考のためにするもののほか、新聞紙又は書類の類を閲読してはならない。</p> <p>(許可のない登壇の禁止) 第 143 条 何人も、議長の許可がなければ、演壇に登ってはならない。</p> <p>(資料等印刷物の配布許可) 第 144 条 議場又は委員会の会議室において、資料、新聞紙、文書等の印刷物を配布するときは、議長又は委員長長の許可を得なければならない。</p> <p>(議長の秩序保持権) 第 145 条 全て規律に関する問題は、議長がこれを決する。ただし、議長は、必要があると認めるときは、討論を用いなくて会議に諮って決める。</p> <p>第 14 章 懲罰 (懲罰動議の提出) 第 146 条 懲罰の動議は、文書をもって</p>	<p>その議席を離れてはならない。</p> <p>(禁煙) 第 114 条 何人も、議場において喫煙してはならない。</p> <p>(新聞等の閲読の禁止) 第 115 条 何人も、会議中は、参考のためにするもののほか、新聞紙又は書類の類を閲読してはならない。</p> <p>(許可のない登壇の禁止) 第 116 条 何人も、議長の許可がなければ、演壇に登ってはならない。</p> <p>(資料等印刷物の配布許可) 第 116 条の 2 議場又は委員会の会議室において、資料、新聞紙、文書等の印刷物を配布するときは、議長又は委員長長の許可を得なければならない。</p> <p>第 14 章 懲罰 (懲罰動議の提出) 第 118 条 懲罰の動議は、文書をもって</p>	<p>(議長の秩序保持権) 第 117 条 全て規律に関する問題は、議長がこれを決する。ただし、議長は、必要があると認めるときは、討論を用いなくて会議に諮って決める。</p>
---	--	---

<p>所定の発議者が連署して、議長に提出しなければならない。</p> <p>2 前項の動議は、懲罰事犯があった日から起算して3日以内に提出しなければならない。ただし、第85条第2項及び第128条第2項の違反に係るものについては、この限りでない。</p> <p>(懲罰動議の審査)</p> <p>第147条 懲罰については、議会は、第36条第3項の規定にかかわらず、委員会の付託を省略して議決することはできない。</p> <p>(戒告又は陳謝の方法)</p> <p>第148条 戒告又は陳謝は、議会の定める戒告文又は陳謝文によって行うものとする。</p>	<p>所定の発議者が連署して、議長に提出しなければならない。</p> <p>2 前項の動議は、懲罰事犯があった日から起算して3日以内に提出しなければならない。ただし、第78条の3第2項及び第97条第2項の違反に係るものについては、この限りでない。</p> <p>(懲罰動議の審査)</p> <p>第119条 懲罰については、議会は、第38条第3項の規定にかかわらず、委員会の付託を省略して議決することはできない。</p> <p>(戒告又は陳謝の方法)</p> <p>第120条 戒告又は陳謝は、議会の定める戒告文又は陳謝文によって行うものとする。</p> <p>(出席停止の期間)</p> <p>第121条 出席停止は、5日を超えることができない。ただし、数個の懲罰事犯が併発した場合又は既に出席を停止された者についてその停止期間内に更に懲罰事犯が生じた場合は、この限りでない。</p> <p>(出席停止期間内に出席したときの措置)</p>	
--	--	--

<p>(懲罰の宣告)</p> <p>第 149 条 議会が懲罰の議決をしたときは、議長は、公開の議場において宣告する。</p> <p>第 15 章 会議録 (会議録の記載事項)</p> <p>第 150 条 会議録に記載し、又は記録する事項は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) 開会及び閉会に関する事項並びにこれらの年月日時</p> <p>(2) 開議、散会、延会、中止及び休憩の日時</p> <p>(3) 出席議員及び欠席議員の氏名</p> <p>(4) 職務のため議場に出席した事務局職員の職及び氏名</p> <p>(5) 説明のため出席した者の職及び氏名</p> <p>(6) 議事日程</p> <p>(7) 議長の諸報告</p> <p>(8) 議員の異動及び議席の決定</p> <p>(9) 委員会報告書及び少数意見報告書</p> <p>(10) 会議に付した事件</p>	<p>第 122 条 出席停止を命ぜられた者がその期間内に議会の会議又は委員会に出席したときは、議長又は委員長は、直ちに、退去を命じなければならない。</p> <p>(懲罰の宣告)</p> <p>第 123 条 議会が懲罰の議決をしたときは、議長は、公開の議場において宣告する。</p>	<p>第 15 章 会議録 (会議録の記載事項)</p> <p>第 124 条 会議録に記載し、又は記録する事項は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) 開会及び閉会に関する事項並びにこれらの年月日時</p> <p>(2) 開議、散会、延会、中止及び休憩の日時</p> <p>(3) 出席議員及び欠席議員の氏名</p> <p>(4) 職務のため議場に出席した事務局職員の職及び氏名</p> <p>(5) 説明のため出席した者の職及び氏名</p> <p>(6) 議事日程</p> <p>(7) 議長の諸報告</p> <p>(8) 議員の異動及び議席の決定</p> <p>(9) 委員会報告書及び少数意見報告書</p> <p>(10) 会議に付した事件</p>
---	---	---

<p>(11) 議案の提出、撤回及び訂正に関する事項 (12) 選挙の経過 (13) 議事の経過 (14) 記名投票における賛否の氏名 (15) 前各号に掲げるもののほか、議長又は議会において必要と認めた事項</p> <p>2 議事は、議長の定める方法により記録する。</p> <p>(会議録署名議員) 第 151 条 会議録に署名する議員(会議録が電磁的記録をもって作成されている場合にあつては、法第 123 条第 3 項に規定する署名に代わる措置をとる議員)は、2 人とし、議長が会議において指名する。</p> <p>第 152 条 会議録は、議員及び関係者に配布(会議録が電磁的記録をもって作成されている場合にあつては、電磁的方法による提供を含む。)する。</p> <p>(会議録に掲載しない事項) 第 153 条 前条の会議録には、秘密会の議事並びに議長が取消しを命じた発言及び第 62 条の規定により取り消した発言は、掲載しない。</p>	<p>第 125 条の 2 会議録は、議員及び関係者に配布(会議録が電磁的記録をもって作成されている場合にあつては、電磁的方法による提供を含む。)する。</p> <p>(会議録に掲載しない事項) 第 125 条の 3 前条の会議録には、秘密会の議事並びに議長が取消しを命じた発言及び第 64 条の規定により取り消した発言は、掲載しない。</p>	<p>(11) 議案の提出、撤回及び訂正に関する事項 (12) 選挙の経過 (13) 議事の経過 (14) 記名投票における賛否の氏名 (15) 前各号に掲げるもののほか、議長又は議会において必要と認めた事項</p> <p>2 議事は、議長の定める方法により記録する。</p> <p>(会議録署名議員) 第 125 条 会議録に署名する議員(会議録が電磁的記録をもって作成されている場合にあつては、法第 123 条第 3 項に規定する署名に代わる措置をとる議員)は、2 人とし、議長が会議において指名する。</p>
---	--	--

<p>(会議録の保存年限) 第 154 条 会議録の保存年限は、永年とする。</p> <p>第 16 章 議員の派遣 第 155 条 法第 100 条第 13 項の規定により議員を派遣しようとするときは、議会の議決で、これを決定する。ただし、緊急を要する場合は、議長において議員の派遣を決定することができる。 2 前項の規定により議員の派遣を決定するに当たっては、派遣の目的、場所、</p>	<p>(会議録の保存年限) 第 125 条の 4 会議録の保存年限は、永年とする。</p> <p>第 16 章 協議又は調整を行うための場 第 126 条 法第 100 条第 12 項の規定による議案の審査又は議会の運営に関し協議又は調整を行うための場（以下この条において「協議等の場」という。）を別表のとおり設ける。 2 前項の規定によるほか、臨時に協議等の場を設けようとするときは、議会の議決で、これを決定する。 3 前項の規定により協議等の場を設けるに当たっては、当該協議の場の名称、目的、構成員及び招集権者並びに当該協議の場を設ける期間を明らかにしなければならない。 4 協議等の場の運営その他必要な事項は、議長が定める。</p> <p>第 17 章 議員の派遣 第 127 条 法第 100 条第 13 項の規定により議員を派遣しようとするときは、議会の議決で、これを決定する。ただし、緊急を要する場合は、議長において議員の派遣を決定することができる。 2 前項の規定により議員の派遣を決定するに当たっては、派遣の目的、場所、</p>	
--	---	--

期間その他必要な事項を明らかにしなければならない。

第17章 雑則
 (疑義に対する措置)
 第156条 この規則の適用に関する疑義は、議長がこれを決する。ただし、異議があるときは、会議に諮り決する。

期間その他必要な事項を明らかにしなければならない。

第18章 雑則
 (疑義に対する措置)
 第128条 この規則の適用に関する疑義は、議長がこれを決する。ただし、異議があるときは、会議に諮り決する。

別表(第126条関係)

名称	目的	構成員	招集権者
広報広聴委員会	議会の広報及び広聴に関する事項の協議又は調整	(1) 副議長 (2) 常任委員会(予算決算委員会を除く。)ごとに、その委員のうちから選出された者 (3) 議会運営委員会の委員のうちから選出された者	広報広聴委員会の委員長

【組合議会会議規則改正案(一部改正)】

<p>組合議会会議規則(改正案) 規則施行日:令和4年4月1日(予定)</p>	<p>米子市議会会議規則(現行規則施行日:令和3年4月1日)</p>	
<p>(参集) 第1条 議員は、招集の当日会議定刻前に議場に参集し、その旨を議長に通告しなければならない。</p>	<p>組合議会会議規則第55条の規定により例とするもの</p>	<p>現行(平成25年3月1日現在)組合議会会議規則に規定があるもの</p>
	<p>(宿所又は連絡所の届出) 第3条 議員は、別に宿所又は連絡所を定めたときは、議長に届け出なければならない。これを変更したときも、同様とする。</p>	<p>第1章 総則 (参集) 第1条 議員は、招集の当日開議定刻前に議事堂に参集し、その旨を議長に通告しなければならない。</p> <p>(欠席の届出) 第2条 議員は、公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席することができないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに、議長に届け出なければならない。</p> <p>2 議員は、出産のため出席することができないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。</p>

<p>(議席) 第2条 議員の議席は、議長が定める。</p> <p>2 議席には、番号及び氏名標を付ける。</p>		<p>(議席) 第4条 議員の議席は、一般選挙後最初の会議において議長が定める。 2 一般選挙後新たに選挙された議員の議席は、議長が定める。 3 議長は、必要があると認めるときは、討論を用いなくて会議に諮って議席を変更することができる。 4 議席には、番号及び氏名標を付ける。</p> <p>(会期) 第5条 会期は、毎会期の初めに議会の議決で定める。 2 会期は、招集された日から起算する。</p> <p>(会期の延長) 第6条 会期は、議会の議決で延長することができる。</p> <p>(会期中の閉会) 第7条 会議に付された事件を全て議了したときは、会期中でも、議会の議決で閉会することができる。</p> <p>(議会の開閉)</p>
---	--	--

	<p>(会議時間)</p> <p>第9条 会議時間は、午前10時から午後5時までとする。</p> <p>2 議長は、必要があると認めるときは、会議時間を変更することができる。ただし、異議があるときは、討論を用いず、議長が議決する。</p> <p>3 会議の休憩中会議時間を過ぎたときは、会議の時間が自動的に延長されたものとする。</p> <p>4 会議の開始は、号鈴で報ずる。</p>	<p>第8条 議会の開閉は、議長が宣告する。</p> <p>(休会)</p> <p>第10条 市の休日（米子市の休日を定める条例（平成17年米子市条例第4号）第2条第1項に規定する市の休日をいう。）は、休会とする。</p> <p>2 議事の都合その他必要があるときは、議会は、議決で休会とすることができる。</p> <p>3 議長が特に必要があると認めるときは、休会の日であっても会議を開くことができる。</p> <p>4 地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第114条第1項の規定による請求があった場合のほか、議</p>
--	--	---

	<p>(定足数に関する措置)</p> <p>第 12 条 開議時刻後相当の時間を経ても、なお出席議員が定足数に達しないときは、議長は、延会を宣告することができる。</p> <p>2 会議中定足数を欠くに至るおそれがあると認めるときは、議長は、議員の退席を制止し、又は議場外の議員に出席を求めることができる。</p> <p>3 会議中定足数を欠くに至ったときは、議長は、休憩又は延会を宣告する。</p> <p>(出席催告)</p> <p>第 13 条 法第 113 条ただし書に規定する出席催告の方法は、議事堂に現在する議員又は議員の住所（第 3 条の規定により別に宿所又は連絡所を定めた旨の届出をした者については、当該届出のあつ</p>	<p>会の議決があつたときは、議長は、休会の日であっても会議を開かなければならない。</p> <p>(会議の開閉)</p> <p>第 11 条 開議、散会、延会、中止及び休憩は、議長が宣告する。</p> <p>2 議長が開議を宣告する前又は散会、延会、中止若しくは休憩を宣告した後は、何人も、議事について発言することができない。</p>
--	--	--

	<p>た宿所又は連絡所) に、文書又は口頭をもって行う。</p> <p>(一事不再議) 第 15 条 議会で議決された事件については、同一会期中は、再びこれを提出することができない。</p>	<p>第 2 章 議案及び動議 (議案の提出) 第 14 条 議員は、議案を提出しようとするときは、その案を備え、理由を付け、法第 112 条第 2 項の規定によるものについては提出者及び 2 人以上の賛成者が連署し、その他のものについては提出者及び 1 人以上の賛成者が連署して、議長に提出しなければならない。 2 委員会は、議案を提出しようとするときは、その案を備え、理由を付け、委員長が議長に提出しなければならない。</p> <p>(動議成立に必要な賛成者の数) 第 16 条 動議は、法又はこの規則において特別の規定がある場合を除くほか、他に 1 人以上の賛成者がなければ、議題とすることができない。</p> <p>(修正の動議)</p>
--	--	---

	<p>(先決動議の表決順序)</p> <p>第 18 条 他の事件に先立って表決に付さなければならない動議が競合したときは、議長が表決の順序を決める。ただし、異議があるときは、討論を用いなくて会議に諮って決める。</p> <p>(事件の撤回又は訂正及び動議の撤回)</p> <p>第 19 条 会議の議題となった事件の撤回又は訂正及び会議の議題となった動議の撤回については、議会の承認を要する。</p> <p>2 議員が提出した事件及び動議につき前項の承認を求めようとするときは、提出者から請求しなければならない。</p> <p>3 委員会が提出した議案につき第 1 項の承認を求めようとするときは、委員会の承認を得て委員長から請求しなければならない。</p>	<p>第 17 条 修正の動議は、その案を備え、法第 115 条の 3 の規定によるものについては 3 人以上の発議者が連署し、その他のものについては発議者及び 1 人以上の賛成者が連署して、議長に提出しなければならない。</p> <p>第 3 章 議事日程 (日程の作成及び配布)</p>
--	--	---

	<p>(延会の場合の議事日程)</p> <p>第 23 条 議事日程に記載した事件の議事を開くに至らなかったとき、又はその議事が終わらなかったときは、議長は、更にその日程を定めなければならない。</p> <p>(日程の終了及び延会)</p> <p>第 24 条 議事日程に記載した事件の議</p>	<p>第 20 条 議長は、開議の日時、会議に付する事件及びその順序等を記載した議事日程を定め、あらかじめ議員に配布する。ただし、やむを得ないときは、議長がこれを報告して配布に代えることができる。</p> <p>(日程の順序変更及び追加)</p> <p>第 21 条 議長が必要があると認めるとき、又は議員から動議が提出されたときは、議長は、討論を用いなくて会議に諮って、議事日程の順序を変更し、又は他の事件を追加することができる。</p> <p>(議事日程のない会議の通知)</p> <p>第 22 条 議長は、必要があると認めるときは、開議の日時のみを議員に通知して会議を開くことができる。</p> <p>2 前項の場合において、議長は、その開議までに議事日程を定めなければならない。</p>
--	--	--

	<p>事を終わったときは、議長は、散会を宣告する。</p> <p>2 議事日程に記載した事件の議事が終わらない場合であっても、議長が必要があると認めるとき、又は議員から動議が提出されたときは、議長は、討論を用いないで会議に諮って延会することができる。</p> <p>第4章 選挙 (選挙の宣告)</p> <p>第25条 議会において選挙を行うときは、議長は、その旨を宣告する。</p> <p>(不在議員)</p> <p>第26条 選挙を行う宣告の際議場に不在の議員は、選挙に加わることができない。</p> <p>(議場の出入口閉鎖)</p> <p>第27条 投票による選挙を行うときは、議長は、第25条の規定による宣告の後議場の出入口を閉鎖し、出席議員数を報告する。</p> <p>(投票用紙の配布及び投票箱の点検)</p> <p>第28条 投票を行うときは、議長は、職員をして議員に所定の投票用紙を配布させた後、配布漏れの有無を確かめな</p>	
--	---	--

	<p>なければならない。</p> <p>2 議長は、職員に投票箱を改めさせなければならない。</p> <p>(投票)</p> <p>第 29 条 議員は、職員の点呼に応じて、順次、投票用紙を投票箱に投入する。</p> <p>(投票の終了)</p> <p>第 30 条 議長は、投票が終わったと認めるときは、投票漏れの有無を確認、投票の終了を宣告する。</p> <p>2 前項の規定による宣告があった後は、投票することができない。</p> <p>(開票及び投票の効力)</p> <p>第 31 条 議長は、開票を宣告した後、2 人以上の立会人とともに投票を点検しなければならない。</p> <p>2 前項の立会人は、議員のうちから、議長が指名する。</p> <p>3 投票の効力は、立会人の意見を聴いて議長が決定する。</p> <p>(選挙結果の報告)</p> <p>第 32 条 議長は、選挙の結果を直ちに議場において報告する。</p> <p>2 議長は、当選人に当選の旨を告知しなければならない。</p>	
--	---	--

	<p>(選挙に関する疑義) 第 33 条 選挙に関する疑義は、議長が会議に諮って決める。</p> <p>(選挙関係書類の保存) 第 34 条 議長は、投票の有効無効を区別し、当該当選人の任期間、関係書類とともにこれを保存しなければならない。</p> <p>(議案等の朗読) 第 37 条 議長は、必要があると認めるときは、議題になった事件を職員に朗読させる。</p>	<p>第 5 章 議事 (議題の宣告) 第 35 条 会議に付する事件を議題とするときは、議長は、その旨を宣告する。</p> <p>(一括議題) 第 36 条 議長は、必要があると認めるときは、2 件以上の事件を一括して議題とすることができる。ただし、異議があるときは、討論を用いずに会議に諮って決める。</p> <p>(議案等の説明、質疑及び委員会付託) 第 38 条 会議に付する事件は第 91 条に規定する場合を除き、会議において提出</p>
--	---	--

		<p>者の説明を聴き、議員の質疑があるときは質疑の後、議長が所管の常任委員会又は議会運営委員会に付託する。ただし、常任委員会に係る事件については、議会の議決で特別委員会に付託することができる。</p> <p>2 委員会提出の議案は、委員会に付託しない。ただし、議長が必要であると認めるときは、議会の議決で、議会運営委員会に係る議案は議会運営委員会に、常任委員会又は特別委員会に係る議案は常任委員会又は特別委員会に付託することができる。</p> <p>3 前2項における提出者の説明及び第1項における委員会への付託は、討論を用いなくて会議に諮って省略することができる。</p> <p>(付託事件を議題とする時期)</p> <p>第39条 委員会に付託した事件は、その審査又は調査の終了を待って議題とする。</p> <p>(委員長及び少数意見者の報告)</p> <p>第40条 委員会が審査又は調査をした事件が議題となったときは、まず委員長がその経過及び結果を報告し、次いで少数意見者が少数意見の報告をする。</p> <p>2 少数意見が2以上あるときの報告</p>
--	--	---

	<p>(修正案の説明)</p> <p>第 41 条 委員長の報告及び少数意見者の報告が終わったとき、又は委員会の付託を省略したときは、議長は、修正案の説明をさせる。</p>	<p>の順序は、議長が決める。</p> <p>3 第 1 項の規定による報告は、討論を用いなくて会議に諮って省略することができる。</p> <p>4 委員長の報告及び少数意見者の報告には、自己の意見を加えてはならない。</p> <p>(委員長報告等に対する質疑)</p> <p>第 42 条 議員は、委員長及び少数意見を報告した者に対し、質疑をすることができる。修正案に関しては、事件又は修正案の提出者及び説明のための出席者に対しても、同様とする。</p> <p>(討論及び表決)</p> <p>第 43 条 議長は、前条の質疑が終わったときは討論に付し、その終結の後、表決に付する。</p> <p>(議決事件の字句、数字等の整理)</p> <p>第 44 条 議会は、議決の結果生じた条項、字句、数字その他の整理を議長に委</p>
--	--	--

	<p>(委員会の審査又は調査期限)</p> <p>第 45 条 議会は、必要があると認めるときは、委員会に付託した事件の審査又は調査につき期限を付けることができる。この場合においては、委員会は、期限の延期を議会に求めることができる。</p> <p>2 前項の期限内に審査を終わらなかったときは、その事件は、第 39 条の規定にかかわらず、会議において審議することができる。</p> <p>(委員会の中間報告)</p> <p>第 46 条 議会は、委員会の審査中又は調査中の事件について、特に必要があると認めるときは、中間報告を求めることができる。</p> <p>2 委員会は、当該委員会における審査中又は調査中の事件について、特に必要があると認めるときは、中間報告をすることができる。</p> <p>(再付託)</p> <p>第 47 条 委員会の審査又は調査を経て報告された事件で、なお審査又は調査の必要があると認めるときは、議会は、更にその事件を同一の委員会又は他の委員会に付託することができる。</p>	<p>任することができる。</p>
--	--	-------------------

<p>(発言) 第3条 発言は、全て議長の許可を受けて発言しなければならない。</p>	<p>(議事の継続) 第48条 延会、中止又は休憩のため事件の議事が中断された場合において、再びその事件が議題となったときは、前の議事を継続する。</p> <p>(発言の通告及び順序) 第50条 会議において発言しようとする者は、あらかじめ、議長に発言通告書を提出しなければならない。ただし、議事進行、一身上の弁明等については、この限りでない。 2 発言通告書には、質疑についてはその要旨、討論については反対又は賛成の別を記載しなければならない。 3 発言の順序は、議長が定める。 4 通告した者が欠席したとき、又は発言の順位に当たっても発言しないとき、若しくは議場に不在のときは、通告は、その効力を失う。</p>	<p>第6章 発言 (発言の場所) 第49条 発言は、全て議長の許可を受けた後、登壇してしなければならない。ただし、簡易な事項については、議席で発言することができる。 2 議長は、議席で発言する議員を登壇させることができる。</p>
---	---	--

	<p>(発言の通告をしない者の発言)</p> <p>第 51 条 発言の通告をしない者は、通告をした者が全て発言を終わった後でなければ、発言を求めることができない。</p> <p>2 通告をしない者が発言を求めたときは、挙手をして「議長」と呼び、議長の許可を受けなければならない。</p> <p>3 2人以上の者が挙手をして発言を求めたときは、議長は、先に挙手をしたと認める者から指名する。</p> <p>(発言内容の制限)</p>	<p>(討論の方法)</p> <p>第 52 条 討論については、議長は、最初に反対者を発言させ、次に賛成者と反対者をなるべく交互に指名して発言させなければならない。</p> <p>(議長の発言討論)</p> <p>第 53 条 議長は、議員として発言しようとするときは、自らの議席に着いて発言し、当該発言が終わった後、議長席に復さなければならない。ただし、討論をしたときは、その議題の表決が終わるまでは、議長席に復することができない。</p>
--	--	--

	<p>第 54 条 発言は、全て簡明にするものとし、議題外にわたり、又はその範囲を超えてはならない。</p> <p>2 議長は、発言が前項の規定に反すると認めるときは注意し、なお従わない場合は、発言を禁止することができる。</p> <p>3 議員は、質疑に当たっては、自己の意見を述べるできない。</p> <p>(発言時間の制限)</p> <p>第 56 条 議長は、必要があると認めるときは、あらかじめ、発言時間を制限することができる。</p> <p>2 議長の定めた時間の制限について異議があるときは、議長は、討論を用いないで会議に諮って決める。</p> <p>(議事進行に関する発言)</p> <p>第 57 条 議事進行に関する発言は、議題に直接関係のあるもの又は直ちに処理する必要があるものでなければならない。</p> <p>2 議事進行の発言がその趣旨に反す</p>	<p>(質疑の回数)</p> <p>第 55 条 質疑は、同一議員につき、同一議題について 2 回を超えることができない。ただし、特に議長の許可を受けたときは、この限りでない。</p>
--	---	--

	<p>ると認めるときは、議長は、直ちにこれを制止しなければならない。</p> <p>(発言の継続)</p> <p>第 58 条 延会、中止又は休憩のため発言が終わらなかった議員は、更にその議事を始めたときは、前の発言を続けることができる。</p> <p>(質疑又は討論の終結)</p> <p>第 59 条 質疑又は討論が終わったときは、議長は、その終結を宣告する。</p> <p>2 質疑又は討論が続出して容易に終結しないときは、議員は、質疑又は討論終結の動議を提出することができる。</p> <p>3 質疑又は討論終結の動議については、議長は、討論を用いないで会議に諮って決める。</p> <p>(選挙及び表決時の発言制限)</p> <p>第 60 条 選挙及び表決の宣告後は、何人も、発言を求めることができない。ただし、選挙及び表決の方法についての発言は、この限りでない。</p>	<p>(一般質問)</p> <p>第 61 条 議員は、市の一般事務について、議長の許可を受けて、質問することができる。</p>
--	--	--

	<p>(緊急質問等)</p> <p>第 62 条 質問が緊急を要するとき、その他真にやむを得ないと認められるときは、前条の規定にかかわらず、議会の同意を得て質問することができる。</p> <p>2 前項の同意については、議長は、討論を用いないで会議に諮らなければならない。</p> <p>3 第 1 項の質問がその趣旨に反すると認めるときは、議長は、直ちにこれを制止しなければならない。</p> <p>(準用規定)</p> <p>第 63 条 第 59 条の規定は、前 2 条の規定による質問について準用する。</p>	<p>2 質問者は、議長の定めた期間内に、議長にその要旨を文書で通告しなければならない。</p> <p>(発言の取消し又は訂正)</p> <p>第 64 条 発言をした議員は、その会期中に限り、議会の許可を受けて当該発言を取り消し、又は議長の許可を受けて当該発言の訂正をすることができる。この場合において、発言の訂正は、字句に限るものとし、発言の趣旨を変更することはできない。</p>
--	---	--

	<p>(答弁書の配布)</p> <p>第 65 条 市長その他の関係機関が、質疑及び質問に対し直ちに答弁することができない場合であって、事後において答弁書を提出したときは、議長は、その写しを議員に配布する。ただし、やむを得ないときは、朗読をもって配布に代えることができる。</p> <p>(欠席の届出)</p> <p>第 66 条の 2 委員は、公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席することができないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに、委員長に届け出なければならない。</p> <p>2 委員は、出産のため出席することができないときは、出産予定日の 6 週間（多胎妊娠の場合にあっては、14 週間）前の日から当該出産の日後 8 週間を経</p>	<p>第 7 章 委員会 (議長への通知)</p> <p>第 66 条 委員会を招集しようとするときは、委員長は、あらかじめ、開会の日時及び場所、事件等を議長に通知しなければならない。</p>
--	--	---

	<p>過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ委員長に欠席届を提出することができる。</p> <p>(会議中の委員会の禁止) 第 67 条 委員会は、議会の会議中は、開くことができない。</p> <p>(会議の開閉) 第 68 条 開議、散会、中止又は休憩は、委員長が宣告する。 2 委員長が開議を宣告する前又は散会、中止若しくは休憩を宣告した後は、何人も、議事について発言することができない。</p> <p>(定足数に関する措置) 第 69 条 開議時刻後相当の時間を経ても、なお出席委員が定足数に達しないときは、委員長は、散会を宣告することができる。 2 会議中定足数を欠くに至るおそれがあると認めるときは、委員長は、委員の退席を制止し、又は会議室外の委員に出席を求めることができる。 3 会議中定足数を欠くに至ったときは、委員長は、休憩又は散会を宣告する。</p> <p>(議題の宣告)</p>	
--	--	--

第 69 条の 2 会議に付する事件を議題とするときは、委員長は、その旨を宣告する。

(一括議題)

第 69 条の 3 委員長は、必要があると認めるときは、2 件以上の事件を一括して議題とすることができる。ただし、出席委員から異議があるときは、討論を用いなくて会議に諮って決める。

(議案等の朗読)

第 69 条の 4 委員長は、必要があると認めるときは、議題になった事件を職員に朗読させる。

(審査順序)

第 69 条の 5 委員会における事件の審査は、提出者の説明及び委員の質疑の後、修正案の説明及びこれに対する質疑、討論、表決の順序によって行うものとする。

(先決動議の表決順序)

第 69 条の 6 他の事件に先立って表決に付さなければならない動議が競合したときは、委員長が、表決の順序を決める。ただし、出席委員から異議があるときは、討論を用いなくて会議に諮って決

	<p>める。</p> <p>(動議の撤回) 第 69 条の 7 提出者が会議の議題となった動議を撤回しようとするときは、委員会の承認を要する。</p> <p>(委員の議案修正) 第 70 条 委員が修正案を発議しようとするときは、あらかじめ、その案を委員長に提出しなければならない。</p> <p>(分科会又は小委員会) 第 71 条 委員会は、審査又は調査のため必要があると認めるときは、分科会又は小委員会を設けることができる。</p> <p>(連合審査会) 第 72 条 委員会は、審査又は調査のため必要があると認めるときは、他の委員会と協議して連合審査会を開くことができる。</p> <p>(証人出頭又は記録提出の要求) 第 73 条 委員会は、法第 100 条第 1 項の規定による調査を委託された場合において、証人の出頭又は記録の提出を求めようとするときは、議長に申し出なければならない。</p>	
--	---	--

	<p>(所管事務の調査)</p> <p>第 74 条 常任委員会は、その所管に属する事務について調査しようとするときは、あらかじめ、その事項、目的、方法、期間等を議長に通知しなければならない。</p> <p>2 前項の規定は、議会運営委員会が法第 109 条第 3 項の規定により調査しようとする場合について準用する。</p> <p>(委員の派遣)</p> <p>第 75 条 委員会は、審査又は調査のため委員を派遣しようとするときは、あらかじめ、その日時、場所、目的、経費等を記載した派遣承認要求書を議長に提出し、その承認を受けなければならない。</p> <p>(議事の継続)</p> <p>第 75 条の 2 会議が中止又は休憩のため事件の議事が中断された場合において、再びその事件が議題となったときは、前の議事を継続する。</p>	<p>(閉会中の継続審査)</p> <p>第 76 条 委員会は、閉会中もなお審査又は調査を継続する必要があると認めるときは、その理由を付け、委員長から</p>
--	--	--

	<p>(少数意見の留保) 第 77 条 委員は、委員会において少数で廃棄された意見で、他に出席委員 1 人以上の賛成があるものは、少数意見として留保することができる。</p> <p>2 前項の規定により少数意見を留保した者がその意見を議会に報告しようとする場合においては、簡明な少数意見報告書を作成し、委員会の報告書が提出されるまでに、委員長を経て議長に提出しなければならない。</p> <p>(議決事件の字句、数字等の整理) 第 77 条の 2 委員会は、議決の結果、条項、字句、数字その他の整理を必要とするときは、これを委員長に委任することができる。</p> <p>(指定者以外の者の退場) 第 78 条の 2 秘密会を開く議決があったときは、委員長は、傍聴人及び委員長</p>	<p>議長に申し出なければならない。</p> <p>(委員会報告書) 第 78 条 委員会は、事件の審査又は調査を終わったときは、報告書を作成し、委員長から議長に提出しなければならない。</p>
--	---	---

	<p>の指定する者以外の者を会議室の外に退去させなければならない。</p> <p>(秘密の保持)</p> <p>第 78 条の 3 秘密会の議事の記録は、公表しない。</p> <p>2 秘密会の議事は、何人も、秘密性の継続する限り、他に漏らしてはならない。</p> <p>(発言の許可)</p> <p>第 78 条の 4 委員は、全て委員長の許可を得た後でなければ、発言することができない。</p> <p>(発言内容の制限)</p> <p>第 78 条の 6 発言は、全て簡明にするものとし、議題外にわたり、又はその範囲を超えてはならない。</p> <p>2 委員長は、発言が前項の規定に反すると認めるときは注意し、なお従わない場合は、発言を禁止することができる。</p>	<p>(委員の発言)</p> <p>第 78 条の 5 委員は、議題について自由に質疑し及び意見を述べることができる。ただし、委員会において別に発言の方法を決めたときは、この限りでない。</p>
--	--	---

	<p>(委員外議員の発言)</p> <p>第 78 条の 7 委員会は、審査又は調査中の事件について必要があると認めるときは、委員でない議員に対し、その出席を求めて説明又は意見を聴くことができる。</p> <p>2 委員会は、委員でない議員から発言の申出があったときは、その許否を決める。</p> <p>(委員長の発言)</p> <p>第 78 条の 8 委員長が、委員として発言しようとするときは、委員席に着き発言し、発言が終わった後、委員長席に復さなければならない。ただし、討論をしたときは、その議題の表決が終わるまでは、委員長席に復することができない。</p> <p>(発言時間の制限)</p> <p>第 78 条の 9 委員長は、必要があると認めるときは、あらかじめ、発言時間を制限することができる。</p> <p>2 委員長の定めた時間の制限について、出席委員から異議があるときは、委員長は、討論を用いないで会議に諮って決める。</p> <p>(議事進行に関する発言)</p>	
--	---	--

	<p>第 78 条の 10 議事進行に関する発言は、議題に直接関係のあるもの又は直ちに処理する必要があるものでなければならない。</p> <p>2 議事進行に関する発言がその趣旨に反すると認めるときは、委員長は、直ちに制止しなければならない。</p> <p>(発言の継続)</p> <p>第 78 条の 11 会議の中止又は休憩のため発言が終わらなかった委員は、更にその議事を始めたときは、前の発言を続けることができる。</p> <p>(質疑又は討論の終結)</p> <p>第 78 条の 12 質疑又は討論が終わったときは、委員長は、その終結を宣告する。</p> <p>2 質疑又は討論が続出して容易に終結しないときは、委員は、質疑又は討論終結の動議を提出することができる。</p> <p>3 質疑又は討論終結の動議については、委員長は、討論を用いないで会議に諮って決める。</p> <p>(選挙及び表決時の発言制限)</p> <p>第 78 条の 13 選挙及び表決の宣告後は、何人も、発言を求めることができない。ただし、選挙及び表決の方法についての発言は、この限りでない。</p>	
--	---	--

	<p>(発言の取消し又は訂正) 第 78 条の 14 発言した委員は、委員会の許可を得て、当該発言を取り消し、又は当該発言の訂正をすることができる。</p> <p>(答弁書の朗読) 第 78 条の 15 市長その他の関係機関が、質疑に対し直ちに答弁し難い場合において、答弁書を提出したときは、委員長は、職員にこれを朗読させる。</p> <p>(互選の方法) 第 78 条の 16 委員長及び副委員長の互選は、それぞれ単記無記名投票で行う。 2 有効投票の最多数を得た者を当選人とする。ただし、得票数が同じときは、くじで定める。 3 前項の当選人は、有効投票の総数の 4 分の 1 以上の得票がなければならない。 4 第 1 項の投票を行う場合には、委員長の職務を行っている者も、投票することができる。 5 委員会は、委員のうちに異議を有する者がいないときは、第 1 項の互選につき、指名推選の方法を用いることができる。 6 指名推選の方法を用いる場合にお</p>	
--	---	--

	<p>いては、被指名人をもって当選人と定めるべきかどうかを委員会に諮り、委員の全員の同意があった者をもって、当選人とする。</p> <p>(選挙規定の準用) 第 78 条の 17 前条に定めるもののほか、委員長及び副委員長の互選の方法については、第 4 章の規定を準用する。</p> <p>(表決問題の宣告) 第 78 条の 18 委員長は、表決を採ろうとするときは、表決に付する問題を宣告する。</p> <p>(不在委員) 第 78 条の 19 表決の際会議室にいない委員は、表決に加わることができない。</p> <p>(条件の禁止) 第 78 条の 20 表決には、条件を付けることができない。</p> <p>(起立又は挙手による表決) 第 78 条の 21 委員長が表決を採ろうとするときは、問題を可とする者に起立又は挙手をさせ、起立者又は挙手者の多少を認定して可否の結果を宣告する。 2 委員長が起立者又は挙手者の多少</p>	
--	---	--

<p>(委員会における記名投票又は無記名投票による表決)</p> <p>第4条 投票による表決を行う場合には、問題を可とする者は賛成と、否とする者は反対と所定の投票用紙に記載し、投票箱に投入しなければならない。この場合において、記名投票の場合にあっては、委員の氏名を併記しなければならない。</p> <p>2 無記名投票による表決において、賛否を表明しない投票及び賛否が明らかでない投票は、否とみなす。</p>	<p>を認定し難いとき、又は委員長の宣告に対して出席委員から異議があるときは、委員長は、記名又は無記名の投票で表決を採らなければならない。</p> <p>(投票による表決)</p> <p>第78条の22 委員長が必要があると認めるとき、又は出席委員から要求があるときは、記名又は無記名の投票で表決を採る。</p> <p>2 前項の記名投票と無記名投票の要求が同時にあるときは、委員長は、いずれの方法によるかを無記名投票で決める。</p> <p>(記名投票)</p> <p>第78条の23 記名投票を行う場合には、問題を可とする者は所定の白票を、問題を否とする者は所定の青票を投票箱に投入しなければならない。</p> <p>(無記名投票)</p> <p>第78条の24 無記名投票を行う場合には、問題を可とする者は「賛成」と、問題を否とする者は「反対」と所定の投票用紙に記載し、投票箱に投入しなければならない。</p> <p>2 無記名投票による表決において、賛否を表明しない投票及び賛否が明らか</p>	
---	---	--

	<p>でない投票は、否とみなす。</p> <p>(選挙規定の準用) 第 78 条の 25 記名投票又は無記名投票を行う場合には、第 28 条から第 31 条まで及び第 32 条第 1 項の規定を準用する。</p> <p>(表決の訂正) 第 78 条の 26 委員は、自己の表決の訂正を求めることができない。</p> <p>第 78 条の 27 委員長は、問題について異議の有無を会議に諮ることができる。この場合において、異議がないと認めるときは、委員長は、可決の旨を宣告する。ただし、委員長の宣告に対して出席委員から異議があるときは、委員長は、起立又は挙手の方法で表決を採らなければならない。</p> <p>(表決の順序) 第 78 条の 28 同一の議題について、委員から数個の修正案が提出されたときは、委員長が、表決の順序を決める。この場合において、その順序は、原案に最も遠いものから先に表決を採る。ただし、表決の順序について出席委員から異議があるときは、委員長は、討論を用い</p>	
--	--	--

	<p>ないで会議に諮って決める。 2 修正案が全て否決されたときは、原案について表決を採る。</p> <p>(不在議員) 第 80 条 表決宣告の際議場に不在の議員は、表決に加わることができない。</p>	<p>第 8 章 表決 (表決問題の宣告) 第 79 条 議長は、表決をとろうとするときは、表決に付する問題を会議に宣告する。</p> <p>(条件の禁止) 第 81 条 表決には、条件を付けることができない。</p> <p>(起立による表決) 第 82 条 議長が表決をとろうとするときは、問題を可とする者を起立させ、起立者の多少を認定して可否の結果を宣告する。 2 議長が起立者の多少を認定し難いとき、又は議長の宣告に対して出席議員 5 人以上から異議があるときは、議長は、記名又は無記名の投票で表決をとらなければならない。</p>
--	--	--

<p>(記名投票又は無記名投票による表決) 第5条 投票による表決を行う場合には、問題を可とする者は賛成と、否とする者は反対と所定の投票用紙に記載し、投票箱に投入しなければならない。この場合において、記名投票の場合にあっては、議員の氏名を併記しなければならない。</p> <p>2 無記名投票による表決において、賛否を表明しない投票及び賛否が明らかでない投票は否とみなす。</p>		<p>(投票による表決) 第83条 議長が必要があると認めるとき、又は出席議員5人以上から要求があるときは、議長は、記名又は無記名の投票で表決をとる。</p> <p>2 記名投票と無記名投票の要求が同時にあるときは、議長は、いずれの方法によるかを無記名投票で決める。</p> <p>(記名投票) 第84条 記名投票を行う場合には、問題を可とする者は所定の白票を、問題を否とする者は所定の青票を投票箱に投入しなければならない。</p> <p>(無記名投票) 第84条の2 無記名投票を行う場合には、問題を可とする者は「賛成」と、問題を否とする者は「反対」と所定の投票用紙に記載し、投票箱に投入しなければならない。</p> <p>2 無記名投票による表決において、賛否を表明しない投票及び賛否が明らか</p>
---	--	---

	<p>(選挙規定の準用) 第 85 条 第 27 条から第 34 条までの規定は、前 3 条の規定により投票を行う場合について準用する。</p> <p>(表決の訂正) 第 86 条 議員は、自己の表決の訂正を求めることはできない。</p>	<p>でない投票は否とみなす。</p> <p>(簡易表決) 第 87 条 議長は、問題について異議の有無を会議に諮ることができる。 2 前項の場合において異議がないと認めるときは、議長は、可決を宣告する。ただし、議長の宣告に対し異議があるときは、議長は、起立の方法で表決をとらなければならない。</p> <p>(表決の順序) 第 88 条 議員の提出した修正案は、委員会の修正案より先に表決を採らなければならない。 2 同一の議題について議員から数個の修正案が提出されたときは、議長が表決の順序を定める。 3 前項の表決の順序は、原案に最も遠いものから先に表決を採る。ただし、表</p>
--	---	---

	<p>第9章 請願 (請願書の記載事項)</p> <p>第89条 請願書には、邦文を用い、請願の趣旨、提出年月日及び請願者の住所を記載し、請願者が署名又は記名押印しなければならない。</p> <p>2 請願者が法人の場合には、邦文を用い、請願の趣旨、提出年月日、法人の名称及び所在地を記載し、代表者が署名又は記名押印しなければならない。</p> <p>3 前2項の請願を紹介する議員は、請願書の表紙に署名又は記名押印しなければならない。</p> <p>4 請願書の提出は、平穏になされなければならない。</p> <p>5 請願者が請願書(会議の議題となったものを除く。)を撤回しようとするときは、議長の承認を得なければならない。</p> <p>(請願文書表)</p> <p>第90条 議長は、請願文書表を作成し、議員に配布する。</p>	<p>決の順序について異議があるときは、議長は、討論を用いなくて会議に諮って決める。</p> <p>4 修正案が全て否決されたときは、原案について表決を採る。</p>
--	---	---

	<p>2 請願文書表には、請願書の受理番号、請願者の住所及び氏名、請願の要旨、紹介議員の氏名並びに受理年月日を記載する。</p> <p>3 請願者数人連署のものはほか何人と、同一議員の紹介による数件の内容同一のものはほか何件と記載する。</p> <p>(請願の委員会付託)</p> <p>第 91 条 議長は、請願文書表の配布とともに、請願を所管の常任委員会又は議会運営委員会に付託する。ただし、議長において常任委員会及び議会運営委員会に付託する必要がないと認めるときは、この限りでない。</p> <p>2 前項本文の規定にかかわらず、議長が特に必要があると認めるときは、常任委員会に係る請願は、議会の議決で、特別委員会に付託することができる。</p> <p>3 請願の内容が 2 以上の委員会の所管に属する場合は、2 以上の請願が提出されたものとみなし、それぞれの委員会に付託する。</p> <p>(紹介議員の委員会出席)</p> <p>第 92 条 委員会は、審査のため必要があると認めるときは、紹介議員の説明を求めることができる。</p> <p>2 紹介議員は、前項の要求があったと</p>	
--	--	--

	<p>きは、これに応じなければならない。</p> <p>(請願の審査報告)</p> <p>第 93 条 委員会は、付託された請願に係る審査の結果を、次に掲げる区分により意見を付け、議長に報告しなければならない。</p> <p>(1) 採択とすべきもの</p> <p>(2) 不採択とすべきもの</p> <p>2 委員会は、採択とすべきものと決定した請願で、市長その他の関係機関に送付することを適当と認めるもの並びにその処理の経過及び結果の報告を請求することを適当と認めるものについては、前項の規定による報告にその旨を付記しなければならない。</p> <p>(請願の送付並びに処理の経過及び結果の報告の請求)</p> <p>第 94 条 議長は、議会の採択した請願で、市長その他の関係機関に送付しなければならないものは、これを送付し、その処理の経過及び結果の報告を請求することに決したものについては、これを請求しなければならない。</p> <p>(陳情書の処理)</p> <p>第 95 条 陳情書又はこれに類するもの(以下「陳情書等」という。)は、議長が</p>	
--	---	--

	<p>受け付ける。</p> <p>2 議長は、受け付けた陳情書等について、議員に配布する。</p> <p>3 受け付けた陳情書等を議題に供する場合は、議会運営委員会に諮り決定するものとする。</p> <p>4 前項の規定により議題に供することと決定した陳情書等については、請願書の例により処理するものとする。</p>	<p>第10章 秘密会 (指定者以外の退場)</p> <p>第96条 秘密会を開く議決があったときは、議長は、議長の指定する者以外の者及び傍聴人を議場の外に退去させなければならない。</p> <p>(秘密の保持)</p> <p>第97条 秘密会の議事の記録は、公表しない。</p> <p>2 秘密会の議事は、何人も秘密性の継続する限り、他に漏らしてはならない。</p> <p>第11章 公聴会及び参考人 (公聴会の開催の手續)</p> <p>第98条 法第115条の2第1項の公聴会(以下「公聴会」という。)を開く旨の議決があったときは、議長は、公聴会を開く日時及び場所並びに公聴会におい</p>
--	--	--

		<p>て意見を聴こうとする案件その他必要な事項を公示する。</p> <p>(意見を述べようとする者の申出) 第 99 条 公聴会に出席して意見を述べようとする者は、書面により、あらかじめ、その理由及び案件に対する賛否を議長に申し出なければならない。</p> <p>(公述人の選任) 第 100 条 公聴会においてその意見を聴こうとする利害関係を有する者及び学識経験を有する者等(以下「公述人」という。)は、前条の規定により申し出た者(次項において「申出者」という。)及びその他の者のうちから、議会において選任し、議長が、本人にその旨を通知する。 2 前項の規定による申出者のうちからの公述人の選任に当たっては、当該公述人が、その案件に対して賛成する者又は反対する者のいずれか一方に偏ることのないようにしなければならない。</p> <p>(公述人の発言) 第 101 条 公述人は、発言をしようとするときは、議長の許可を受けなければならない。 2 公述人の発言は、その意見を聴こうとする案件の範囲を超えてはならない。</p>
--	--	--

		<p>3 公述人の発言が前項の範囲を超え、又は公述人に不穏当な言動があるときは、議長は、その発言を制止し、又は退席を命ずることができる。</p> <p>(公述人に対する質疑等)</p> <p>第102条 議員は、公述人に対し質疑をすることができる。</p> <p>2 公述人は、議員に対し質疑をすることはできない。</p> <p>(代理人又は文書による公述)</p> <p>第103条 公述人は、代理人に意見を述べさせ、又は文書でその意見を提示することはできない。ただし、議会が特に許可をした場合は、この限りでない。</p> <p>(参考人)</p> <p>第104条 法第115条の2第2項の参考人(以下「参考人」という。)の出頭を求める旨の議決があったときは、当該参考人に対し、その出頭を求める日時及び場所並びにその意見を聴こうとする案件その他必要な事項を通知する。</p> <p>2 前3条の規定は、参考人について準用する。</p> <p>第12章 辞職及び資格の決定 (議長及び副議長の辞職)</p> <p>第105条 議長が辞職しようとするとき</p>
--	--	---

	<p>(資格決定の要求)</p> <p>第107条 法第127条第1項の規定により議員の被選挙権の有無又は法第92条の2の規定に該当するかどうかについて議会の決定を求めようとする議員は、要求の理由を記載した要求書を、証拠書類とともに、議長に提出しなければならない。</p> <p>(資格決定の審査)</p> <p>第108条 前条の要求については、議会は、第38条第3項の規定にかかわらず、</p>	<p>は副議長に、副議長が辞職しようとするときは議長に、辞表を提出しなければならない。</p> <p>2 前項の辞表は、議会に報告し、討論を用いなくて会議に諮ってその許否を決める。</p> <p>3 閉会中に副議長の辞職を許可した場合は、議長は、その旨を次の議会に報告しなければならない。</p> <p>(議員の辞職)</p> <p>第106条 議員が辞職しようとするときは、議長に辞表を提出しなければならない。</p> <p>2 前条第2項及び第3項の規定は、議員の辞職について準用する。</p>
--	---	---

	<p>委員会の付託を省略して決定することができない。</p> <p>(決定書の交付)</p> <p>第 109 条 議員の被選挙権の有無又は法第 92 条の 2 の規定に該当するかどうかを決定したときは、議長は、その決定書を当該決定を求めた議員及び当該決定を求められた議員に交付しなければならない。</p> <p>第 13 章 規律 (品位の尊重)</p> <p>第 110 条 議員は、議会の品位を重んじなければならない。</p> <p>(携帯品)</p> <p>第 111 条 議場又は委員会の会議室に入る者は、帽子、コート、マフラー、つえ、傘の類を着用し、又は携帯してはならない。ただし、病気その他の理由により議長又は委員長の許可を得たときは、この限りでない。</p> <p>(議事妨害の禁止)</p> <p>第 112 条 何人も、会議中はみだりに発言し、騒ぎ、その他議事の妨害となる言動をしてはならない。</p>	
--	---	--

	<p>(離席) 第 113 条 議員は、会議中は、みだりにその議席を離れてはならない。</p> <p>(禁煙) 第 114 条 何人も、議場において喫煙してはならない。</p> <p>(新聞等の閲読の禁止) 第 115 条 何人も、会議中は、参考のためにするもののほか、新聞紙又は書類の類を閲読してはならない。</p> <p>(許可のない登壇の禁止) 第 116 条 何人も、議長の許可がなければ、演壇に登ってはならない。</p> <p>(資料等印刷物の配布許可) 第 116 条の 2 議場又は委員会の会議室において、資料、新聞紙、文書等の印刷物を配布するときは、議長又は委員長 の許可を得なければならない。</p> <p>第 14 章 懲罰</p>	<p>(議長の秩序保持権) 第 117 条 全て規律に関する問題は、議長がこれを決する。ただし、議長は、必要があると認めるときは、討論を用い ないで会議に諮って決める。</p>
--	--	--

	<p>(懲罰動議の提出)</p> <p>第 118 条 懲罰の動議は、文書をもって所定の発議者が連署して、議長に提出しなければならない。</p> <p>2 前項の動議は、懲罰事犯があった日から起算して 3 日以内に提出しなければならない。ただし、第 78 条の 3 第 2 項及び第 97 条第 2 項の違反に係るものについては、この限りでない。</p> <p>(懲罰動議の審査)</p> <p>第 119 条 懲罰については、議会は、第 38 条第 3 項の規定にかかわらず、委員会の付託を省略して議決することはできない。</p> <p>(戒告又は陳謝の方法)</p> <p>第 120 条 戒告又は陳謝は、議会の定める戒告文又は陳謝文によって行うものとする。</p> <p>(出席停止の期間)</p> <p>第 121 条 出席停止は、5 日を超えることができない。ただし、数個の懲罰事犯が併発した場合又は既に出席を停止された者についてその停止期間内に更に懲罰事犯が生じた場合は、この限りでない。</p>	
--	--	--

	<p>(出席停止期間内に出席したときの措置)</p> <p>第 122 条 出席停止を命ぜられた者がその期間内に議会の会議又は委員会に出席したときは、議長又は委員長は、直ちに、退去を命じなければならない。</p> <p>(懲罰の宣告)</p> <p>第 123 条 議会が懲罰の議決をしたときは、議長は、公開の議場において宣告する。</p>	<p>第 15 章 会議録</p> <p>(会議録の記載事項)</p> <p>第 124 条 会議録に記載し、又は記録する事項は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) 開会及び閉会に関する事項並びにこれらの年月日時</p> <p>(2) 開議、散会、延会、中止及び休憩の日時</p> <p>(3) 出席議員及び欠席議員の氏名</p> <p>(4) 職務のため議場に出席した事務局職員の職及び氏名</p> <p>(5) 説明のため出席した者の職及び氏名</p> <p>(6) 議事日程</p> <p>(7) 議長の諸報告</p> <p>(8) 議員の異動及び議席の決定</p> <p>(9) 委員会報告書及び少数意見報告</p>
--	--	--

	<p>第 125 条の 2 会議録は、議員及び関係者に配布（会議録が電磁的記録をもって作成されている場合にあつては、電磁的方法による提供を含む。）する。</p> <p>（会議録に掲載しない事項）</p> <p>第 125 条の 3 前条の会議録には、秘密会の議事並びに議長が取消しを命じた発言及び第 64 条の規定により取り消し</p>	<p>書</p> <p>(10) 会議に付した事件</p> <p>(11) 議案の提出、撤回及び訂正に関する事項</p> <p>(12) 選挙の経過</p> <p>(13) 議事の経過</p> <p>(14) 記名投票における賛否の氏名</p> <p>(15) 前各号に掲げるもののほか、議長又は議会において必要と認めた事項</p> <p>2 議事は、議長の定める方法により記録する。</p> <p>（会議録署名議員）</p> <p>第 125 条 会議録に署名する議員（会議録が電磁的記録をもって作成されている場合にあつては、法第 123 条第 3 項に規定する署名に代わる措置をとる議員）は、2 人とし、議長が会議において指名する。</p>
--	--	--

	<p>た発言は、掲載しない。</p> <p>(会議録の保存年限) 第 125 条の 4 会議録の保存年限は、永年とする。</p> <p>第 16 章 協議又は調整を行うための場 第 126 条 法第 100 条第 12 項の規定による議案の審査又は議会の運営に関し協議又は調整を行うための場(以下この条において「協議等の場」という。)を別表のとおり設ける。 2 前項の規定によるほか、臨時に協議等の場を設けようとするときは、議会の議決で、これを決定する。 3 前項の規定により協議等の場を設けるに当たっては、当該協議の場の名称、目的、構成員及び招集権者並びに当該協議の場を設ける期間を明らかにしなければならない。 4 協議等の場の運営その他必要な事項は、議長が定める。</p> <p>第 17 章 議員の派遣 第 127 条 法第 100 条第 13 項の規定により議員を派遣しようとするときは、議会の議決で、これを決定する。ただし、緊急を要する場合は、議長において議員の派遣を決定することができる。</p>	
--	--	--

(補則)

第6条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、米子市議会会議規則(平成17年米子市議会規則第1号)の例による。

2 前項の規定により議員の派遣を決定するに当たっては、派遣の目的、場所、期間その他必要な事項を明らかにしなければならない。

第18章 雑則

(疑義に対する措置)

第128条 この規則の適用に関する疑義は、議長がこれを決する。ただし、異議があるときは、会議に諮り決する。

別表 (第126条関係)

名称	目的	構成員	招集権者
広報広聴委員会	議会の広報及び広聴に関する事項の協議又は調整	(1) 副議長 (2) 常任委員会(予算決算委員会を除く。)ごとに、その委員のうちから選出された者 (3) 議会運営委員会の委員のうちから選出された者	広報広聴委員会の委員長

【独自規定が必要であると思われる項目についての規定案】

米子市規則該当条項 (全部改正案における掲載ページ)	組合議会会議規則 規定案	規定案に係る根拠
<p>1 P (宿所又は連絡所の届出) 第3条 議員は、別に宿所又は連絡所を定めたときは、議長に届け出なければならない。これを変更したときも、同様とする。</p>	<p>規定しない</p>	<p>議長に対する届け出は、所属市町村議会議長から行われることから、規定しないこととした。</p>
<p>3 P (会議時間) 第9条 会議時間は、午前10時から午後5時までとする。</p> <p>2 議長は、必要があると認めるときは、会議時間を変更することができる。ただし、異議があるときは、討論を用いないで会議に諮って決める。</p> <p>3 会議の休憩中会議時間を過ぎたときは、会議の時間が自動的に延長されたものとする。</p> <p>4 会議の開始は、号鈴で報ずる。</p>	<p>(会議時間) 第〇条 会議時間は、<u>午後1時</u>から午後5時までとする。</p> <p>2 議長は、必要があると認めるときは、会議時間を変更することができる。ただし、異議があるときは、討論を用いないで会議に諮って決める。</p> <p>3 会議の休憩中会議時間を過ぎたときは、会議の時間が自動的に延長されたものとする。</p> <p>規定しない</p>	<p>議会運営委員会の申し合わせにより午後1時からとしている会議時間を規定することとした。</p> <p>必要に応じ、会議時間を変更することができるよう、米子市規則に準じて規定することとした。</p> <p>同上</p> <p>議場に参集していない者に対する周知を目的としたもので、第1条において議場に参集することとしていることから、規定しないこととした。</p>

<p>2 2 P <u>(分科会又は小委員会)</u> <u>第 71 条 委員会は、審査又は調査のため必要があると認めるときは、分科会又は小委員会を設けることができる。</u></p>	<p>規定しない</p>	<p>全議員が委員となっている予算審査特別委員会について分科会又は小委員会の設置が想定されるが、議会運営委員会の申し合わせにより分科会は設置しないとされていることから、規定しないこととした。</p>
<p>2 2 P <u>(連合審査会)</u> <u>第 72 条 委員会は、審査又は調査のため必要があると認めるときは、他の委員会と協議して連合審査会を開くことができる。</u></p>	<p><u>(連合審査会)</u> <u>第〇条 委員会は、審査又は調査のため必要があると認めるときは、他の委員会と協議して連合審査会を開くことができる。</u></p>	<p>必要に応じ、特別委員会と常任委員会の連合審査会を開くことができるよう、米子市規則に準じて規定することとした。</p>
<p>4 1 P <u>(資格決定の要求)</u> <u>第 107 条 法第 127 条第 1 項の規定により議員の被選挙権の有無又は法第 92 条の 2 の規定に該当するかどうかについて議会の決定を求めようとする議員は、要求の理由を記載した要求書を、証拠書類とともに、議長に提出しなければならない。</u></p>	<p>規定しない</p>	<p>被選挙権の有無及び兼業禁止に抵触するかどうかについては、所属市町村議会において判断されていることから、規定しないこととした。</p>
<p>4 1 P <u>(資格決定の審査)</u> <u>第 108 条 前条の要求については、議会は、第 38 条第 3 項の規定にかかわらず、委員会の付託を省略して決定することが</u></p>	<p>規定しない</p>	<p>前条を受けての規定であることから、併せて規定しないこととした。</p>

できない。		
<p>4 2 P (決定書の交付) 第 109 条 議員の被選挙権の有無又は法第 92 条の 2 の規定に該当するかどうかを決定したときは、議長は、その決定書を当該決定を求めた議員及び当該決定を求められた議員に交付しなければならない。</p>	規定しない	前条を受けての規定であることから、併せて規定しないこととした。
<p>4 2 P (携帯品) 第 111 条 議場又は委員会の会議室に入る者は、帽子、コート、マフラー、つえ、傘の類を着用し、又は携帯してはならない。ただし、病気その他の理由により議長又は委員長の許可を得たときは、この限りでない。</p>	<p>(携帯品) 第〇条 議場又は委員会の会議室に入る者は、帽子、コート、マフラー、傘の類を着用してはならない。ただし、病気その他の理由により議長又は委員長の許可を得たときは、この限りでない。</p>	<p>障害者及び高齢者等、日常的に杖が必要な者への配慮として、杖を列記から削除することとした。 また、組合議会には議員控室がなく、別室での携帯品管理も困難であることから、携帯については規定しないこととした。</p>
<p>4 4 P (出席停止の期間) 第 121 条 出席停止は、<u>5 日</u>を超えることができない。ただし、数個の懲罰事犯が併発した場合又は既に出席を停止された者についてその停止期間内に更に懲罰事犯が生じた場合は、この限りでない。</p>	<p>(出席停止の期間) 第〇条 出席停止は、<u>2 日</u>を超えることができない。ただし、数個の懲罰事犯が併発した場合又は既に出席を停止された者についてその停止期間内に更に懲罰事犯が生じた場合は、この限りでない。</p>	<p>米子市及び境港市は 5 日、それ以外の町村は 7 日と規定されているが、出席停止は次の会期に持ち越さないという行政実例があることと、現状の会期が 1 日であることを考慮し、「2 日を超えない」と規定することとした。</p>

<p>4 4 P (出席停止期間内に出席したときの措置) 第 122 条 出席停止を命ぜられた者がその期間内に議会の会議又は委員会に出席したときは、議長又は委員長は、直ちに、退去を命じなければならない。</p>	<p>(出席停止期間内に出席したときの措置) 第〇条 出席停止を命ぜられた者がその期間内に議会の会議又は委員会に出席したときは、議長又は委員長は、直ちに、退去を命じなければならない。</p>	<p>前条の規定を受けての措置について、米子市規則に準じて規定することとした。</p>
<p>4 7 P 第 16 章 協議又は調整を行うための場 第 126 条 法第 100 条第 12 項の規定による議案の審査又は議会の運営に関し協議又は調整を行うための場(以下この条において「協議等の場」という。)を別表のとおり設ける。 <u>2 前項の規定によるほか、臨時に協議等の場を設けようとするときは、議会の議決で、これを決定する。</u> <u>3 前項の規定により協議等の場を設けるに当たっては、当該協議の場の名称、目的、構成員及び招集権者並びに当該協</u></p>	<p>第〇章 協議又は調整を行うための場 <u>(全員協議会の設置)</u> 第〇条 法第 100 条第 12 項の規定による議案の審査又は議会の運営に関し協議又は調整を行うための場<u>として、全員協議会</u>を設ける。 <u>2 全員協議会は、議員の全員で構成し、議長が招集する。</u> 規定しない 規定しない</p>	<p>現行の全員協議会は、法的根拠のない任意の会となっているが、米子市以外の構成市町村議会においては、全員協議会は自治法第 100 条第 12 項の規定に基づくものとされていることから、標準議会議規則を参考に規定することとした。 構成員及び招集権者について、標準議会議規則を参考に規定することとした。 全員協議会以外の協議又は調整を行う場を設ける必要はないものと考えられることから、規定しないこととした。 前項の規定を受けての規定であることから、併せて規定しないこととした。</p>

<p><u>議の場を設ける期間を明らかにしなければならぬ。</u></p> <p><u>4</u> <u>協議等の場</u>の運営その他必要な事項は、議長が定める。</p>	<p><u>3</u> <u>全員協議会</u>の運営その他必要な事項は、議長が<u>別に</u>定める。</p>	<p>標準議会会議規則を参考に規定することとした。</p>
--	---	-------------------------------